



第3次 津島市環境基本計画

ともに作り、未来へつなぐ
循環と共生のまちづくり

2026(令和8)年度～2035(令和17年)年度

2026年(令和8年)3月
津島市

は　　じ　　め　　に

津島市は、天王川の水利を生かした湊町や津島神社の門前町として発展した長い歴史を持ち、尾張津島天王祭を始めとする伝統、古い町並みや文化財が多く残る歴史・文化のまちでありながら、大都市近郊のまちとして都市化が進展する一方で、地域の食を支える田畑が郊外に広がるなど、多様な面が見られる環境を有しています。

平成 28 年度から取り組んできた「第 2 次津島市環境基本計画」では、「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともに作り、未来へつなぐ」を基本理念として、次代に引き継ぐべき環境は、今ある地域の自然や歴史・文化を礎として、私たち一人ひとりの暮らしに関わる環境を自分たちの手で良くしていくという認識の上で、市民・事業者・行政の協働によって、津島らしさが生きた環境の実現を目指してきました。

人類の活動が地球環境に大きな負担をかけてきたことで、気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの世界的危機に直面していると言われていています。日本では、2024 年に統計上最も高い年平均気温を記録したように、目に見える形で私たちの身近に危機が迫っていることを実感しました。そして、気候変動が生物多様性の損失の原因となるなど、一つひとつの環境問題は、それぞれ関連して進行しています。

私は、地球の未来に責任を持つことの重要性を認識し、2023 年 7 月、持続可能でレジリエントな地域づくりを目指しつつ、パリ協定の目標達成に貢献する「世界首長誓約／日本」に署名し、2024 年 2 月には、市民の皆様や事業者の皆様と力を合わせ、脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組み、2050 年までに津島市の区域から排出される二酸化炭素を実質ゼロとするゼロカーボンシティの表明を行いました。

こうした状況を踏まえて策定する「第 3 次津島市環境基本計画」では、社会情勢や地球環境の変化を踏まえた地域の課題に対応すべく、「持続可能で快適なまち」として目指すべき環境の姿を掲げ、その実現のための方針を定めました。

地域で暮らし、活動するあらゆる主体が環境に関する問題を自分事として認識することによって、地域を担う市民・事業者・行政等の行動に変化を生み、連携・協働によって地域の環境をより良くする活動につながっていくことを期待しています。

最後に、本計画の策定に当たり、ご意見をいただきました市民及び事業者の皆様、長期にわたり協議を通じてご助言やご提言をいただいた「津島市環境基本計画推進委員会」の委員の皆様に、心からお礼を申し上げます。

2026（令和 8）年 3 月

津島市長　日　比　一　昭

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象範囲.....	4
5 前計画の総括.....	5
第2章 計画の基本理念と基本目標.....	7
1 基本理念.....	8
2 基本目標.....	9
第3章 環境施策の展開.....	15
1 施策体系.....	16
2 環境施策.....	18
基本目標1 緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち	18
基本方針1-1 地域における地球温暖化対策の促進	
基本方針1-2 公共施設における地球温暖化対策の推進	
基本方針1-3 気候変動影響に対する適応策の促進	
基本目標2 人と生きものが共生するまち	30
基本方針2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全	
基本方針2-2 人と自然との共生の推進	
基本目標3 資源を循環させるまち	40
基本方針3-1 資源循環の推進	
基本方針3-2 廃棄物の適正処理の推進	
基本目標4 心地良さが感じられる安全・安心なまち	48
基本方針4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上	
基本方針4-2 暮らしの安全・安心の確保	
基本目標5 学びとパートナーシップが根付くまち	56
基本方針5-1 地域で行動する人材の育成	
基本方針5-2 連携・協働による環境保全活動の推進	
第4章 重点環境戦略.....	65
1 再生可能エネルギーを軸としたゼロカーボンシティの実現戦略.....	67
2 農地の保全を軸とした自然共生社会の実現戦略.....	68
3 3Rを軸とした地域資源循環の確立戦略	69

第5章 計画の推進.....	71
1 計画の推進体制.....	72
2 計画の進行管理.....	72
3 計画進捗管理指標.....	73
資料編	75
資料1 津島市環境基本計画策定委員会	76
資料2 策定経緯	78
資料3 津島市の環境を取り巻く現状	80
資料4 津島市の環境に関する市民意識	99
資料5 個別計画	131
津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	132
1 計画の基本的事項	
2 区域の状況	
3 計画の目標	
4 基本方針と施策	
5 計画の推進	
津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	140
1 計画の基本的事項	
2 温室効果ガスの排出状況	
3 計画の目標	
4 基本方針と施策	
5 計画の推進	
津島市気候変動適応計画.....	146
1 計画の基本的事項	
2 地域の特徴	
3 適応に関する基本的な考え方	
4 これまで及び将来の気候変動影響と適応策の方向性	
5 適応策の推進	
生物多様性つしま戦略.....	150
1 戦略の基本的事項	
2 生物多様性等に関する現状と課題認識	
3 戦略の目指す姿と基本戦略	
4 空間計画と施策の展開	
5 戦略の推進	
資料6 用語集	155

コラム・用語解説一覧

コラム	掲載ページ
「循環」と「共生」	P. 8
再生可能エネルギー電気（再エネ電気）	P. 23
世界首長誓約／日本、ゼロカーボンシティ	P. 25
市民参加型の自然環境調査	P. 39
資源循環で使われる「R」	P. 43
情操を育む自然体系	P. 57
ESD（持続可能な開発のための教育）	P. 59

用語解説	掲載ページ
グリーン購入・環境配慮計画	P. 25
生物多様性	P. 31
生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）	P. 35
ネイチャーポジティブ（自然再興）	P. 37
30by30（サーティ・バイ・サーティ）	P. 37
サーキュラーエコノミー（循環経済）	P. 41
水循環	P. 53
サステイナブル経営	P. 57
中間支援機能	P. 61

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 前計画の総括

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、2016（平成28）年3月に策定（2021（令和3）年9月中間見直し）した「津島市環境基本計画」（以下「前計画」という。）のもと、省エネ活動やごみ減量等地域に根ざした環境の保全に関する取組を実施し、市民や事業者の環境意識は着実に高まってきています。

しかし近年、地球温暖化の加速や大雨による水害、エネルギー価格の高騰、生態系の劣化、資源消費の増大等、環境・社会・経済の状況は急速に変化し、これまでの取組の延長では対応しきれない課題が明らかになってきました。

これからの環境を考える上では、2050年カーボンニュートラルの実現や地域循環共生圏の構築等、より広い視野を持つことが必要であるとともに、市民、事業者、市の役割を示しながら、各主体が環境に関する様々な問題を自分ごととして捉え、個別又は連携して問題解決に取り組むための指針となる計画とすることが重要です。

今回、2025（令和7）年度に前計画が目標年次を迎えるにあたり、こうした環境の変化に対応するために、前計画の進捗状況の評価、市民・事業者の環境に対する意識や意向等をもとに、新たな「津島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■本計画における各主体の役割

本計画では、地域の特性に応じた環境の保全に関する施策を設定しています。施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実施に関して各主体が担う役割の方向性を掲げました。施策ごとに設定する各主体の取組例は、この役割に基づいて設定しています。

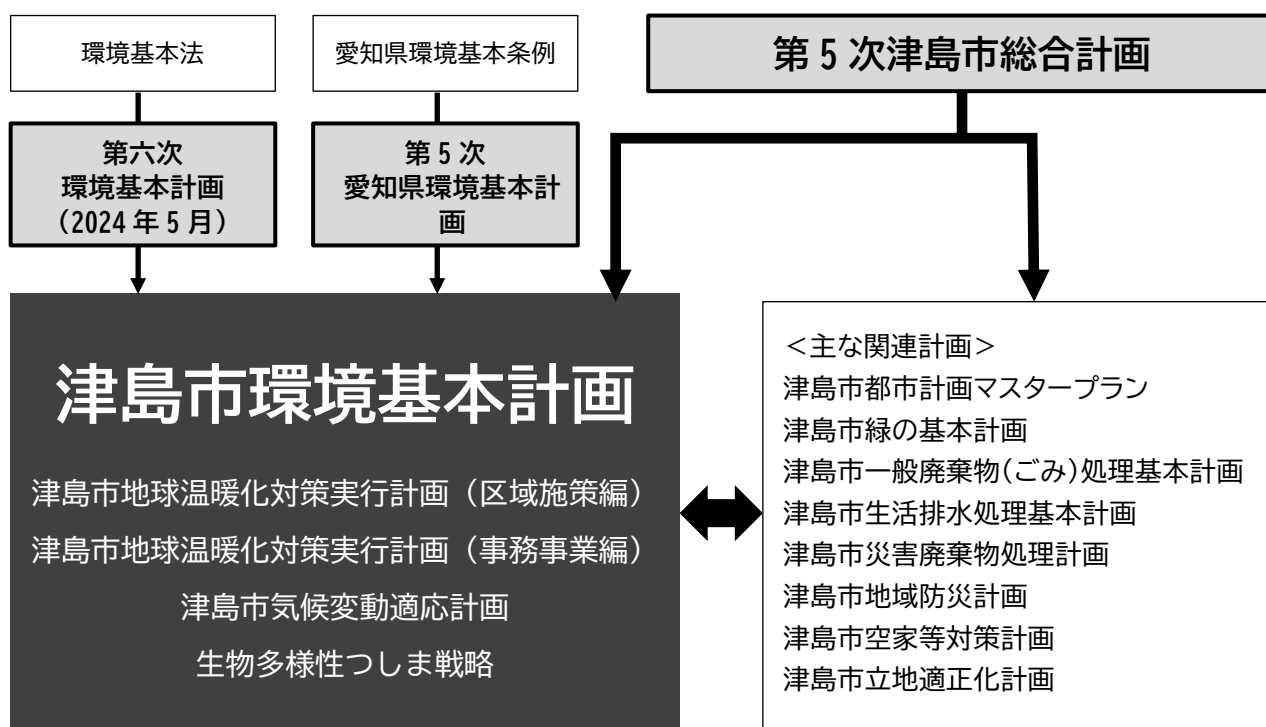
市 民	○環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。 ○環境の保全に自ら努めるとともに、行政が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
事 業 者	○事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること。 ○環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等について、廃棄物として適正な処理が図られるよう措置するとともに、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に努めること。 ○事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めること。 ○事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、行政が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
行 政	○環境の保全に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施すること。 ○広域的な取組を必要とする施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携して行うように努めること。 ○自ら行う事業活動の実施に関しては、事業者としての役割を果たすこと。

2 計画の位置付け

環境基本計画は、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である総合計画を環境面から補完し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画は、「第5次津島市総合計画」に掲げる将来像『～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島』について、環境保全の視点から横断的に捉えた施策の展開をすることによって、その実現を目指すものです。

本計画の策定に当たっては、国や県の環境基本計画と整合を図りつつ、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定めることとしました。また、環境に影響を及ぼすと認められる計画や施策の策定及び実施に当たっては、本計画との整合を図るものとします。

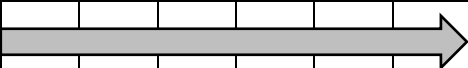
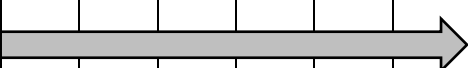
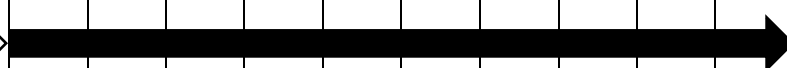


※本計画では、環境に関連する計画として、津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、津島市気候変動適応計画、生物多様性つしま戦略の4つの個別計画を内包した計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢や環境課題の動向、最上位計画である「第 5 次津島市総合計画」の改定等を踏まえ、5 年後を目途として、計画の進捗状況や市民意識の変化等に応じて施策の見直しを図ることとします。

	~2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
【国】 第六次環境基本計画											
【県】 第 5 次愛知県環境基本計画											
【市】 第 5 次津島市総合計画											
津島市環境基本計画 ・津島市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編） ・津島市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編） ・津島市気候変動適応計画 ・生物多様性つしま戦略	 前計 画										
						中間 評価					

4 計画の対象範囲

本計画は、以下に示す範囲・領域を対象とします。

自 然 環 境	農地・樹林地、水辺地、動植物・生態系
生 活 環 境	公害（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、騒音・振動・悪臭）、廃棄物処理、生活排水、地域美化
都市・快適環境	土地利用、都市公園・緑地、交通、防災
広域・地球環境	エネルギー、地球温暖化

5 前計画の総括

前計画では、「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともに作り、未来へつなぐ」を基本理念として、「人と生きものが共生するまち」、「モノを大切に作る心が根付いたまち」、「エネルギーを賢く大切に使うまち」、「津島らしさが感じられるまち」、「持続可能で快適なまちの実現に向けて」の5つの基本目標に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

市全体の環境については、津島市の管渠に関する市民意識調査の結果において、市民や事業者の環境に関する意識が前回調査に比べ高くなっている一方で、市全体の環境に関する満足度は低いという結果となっています。この結果からは市民・事業者の環境意識が全体的に向上したことにより、環境に関する満足度へのハードルが高くなっていることも想定されます。そのため、楽しみながら取り組める取組や取組による直接的なメリットが得られる工夫等、満足度向上につながる取組を進め、市全体の環境への満足度を高める必要があると考えられます。

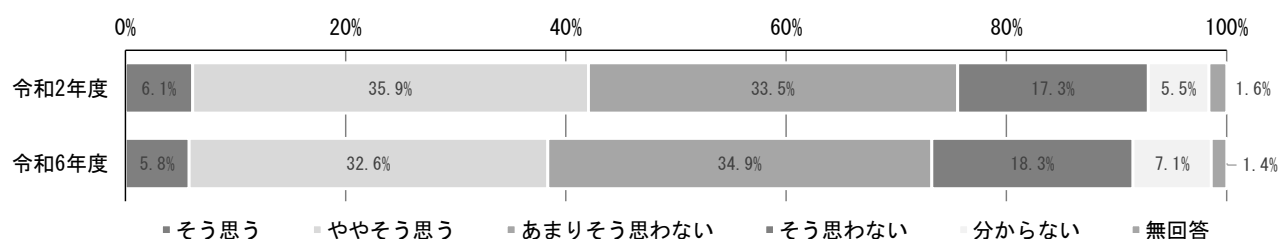


図 津島市の環境についての総合的な満足度

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

「人と生きものが共生するまち」については、本市の特性である水と緑を中心に、下水道等の生活基盤の整備が進み、水辺環境に対する市民の満足度は向上しました。また、農地や社寺林等、多様な生きものの生息生育環境となる空間は依然として地域に残されており、それらが「津島らしさ」の重要な要素として認知されています。一方で、市民の生物多様性に関する認知度は低く、生物多様性を保全していくためには市民や事業者の意識向上も必要となっています。

「モノを大切に作る心が根付いたまち」については、ごみ排出量の減少傾向の継続や、ごみゼロ運動等の地域活動の広がりによって、市民・事業者の行動変容が実際の数値として表れています。廃棄物の資源化や適正処理が着実に進み、津島市の環境に関する市民意識調査においても、ごみ処理に関する意識が定着していることが確認されるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を意識した取組も進められています。一方、ポイ捨てや不法投棄への不満が高く、地域と行政の連携対応が求められています。

「エネルギーを賢く大切に使うまち」については、事業者の省エネ機器導入等も進み、事業所単位の温室効果ガス排出削減の取組が進んでいます。一方で、再生可能エネルギーに関する認知や関心が高まりつつありますが、市民の再生可能エネルギー利用に関する意識はまだ低く、太陽光等のポテンシャルを活かした導入促進が課題となっているとともに、近年では気候変動影響による水害・熱中症リスクの増加が新たな課題となっています。

「津島らしさが感じられるまち」については、地域の安全・安心の面では市民の防災意識は高くなっていますが、水害の増加への不安もあり、ハード・ソフトの防災・減災対策に加え、グリーンインフラ等の活用による機能の強化が求められています。また、地盤沈下は沈静化傾向にある一方、野焼きや騒音・悪臭等感覚公害への苦情が多くなっており、身近な生活の中での公害対策の継続が必要となっています。

「持続可能で快適なまちの実現に向けて」については、学校や保育園等を中心とした環境教育・環境学習の取組が推進され、市民一人ひとりの関心を高める基盤づくりが進んでいます。また、各主体の環境への意識は前回調査と比較して全体的に高まっており、環境活動への参加意欲につながっています。一方で、市民の環境情報提供への不満度は高く、情報発信の改善が求められています。国や県、民間団体等の環境情報サイトは近年充実してきており、それらを活用する等、市民や事業者が求める情報を的確に発信し、行動につなげることが必要となっています。

このような中で、次の10年の計画となる本計画では、前計画での取組や現在の環境の状況等を踏まえながら、課題に向け対応していきます。



第 2 章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

2 基本目標

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本市では、豊かな水資源を活かした広大な田園、歴史ある寺社の鎮守の森等の環境が、人々の暮らしと密接な関係性を保ちながら連綿と引き継がれてきました。一方で、気候変動による地球温暖化の進行、生物多様性の損失、環境汚染といった地球規模で人類が直面する危機によって、地域を取り巻く環境にも影響が現れてきています。

本計画は、こうした地域の環境の変化に対応して、持続可能なまちとするための環境面での施策を定めています。計画に基づく施策の実施には、行政だけでなく、市民・事業者・地域団体等の地域の多様な主体が、それぞれの力を持ち寄り、自分たちのまちを自分たちの手で育てていくことが不可欠です。

そこで、本計画を推進するための道標として、基本理念を次のように設定しました。

ともにつくり、未来へつなぐ

循環と共生のまちづくり

市民、事業者、団体、行政等の地域の主体は、相互の理解や共感によって一人ひとりの行動を地域全体の動きに変えて地域の課題を乗り越える協働の仕組によって、誇りを持てる快適な環境を次の世代につなぐことを共通の認識として共有します。

地域の人・モノ・資金の循環によって様々な行動がつながり、循環のサイクルを重ねることによって活動を拡大し、不足する資源を補完し合いながら、様々な分野にわたる地域の課題を統合的に解決しつつ、自然と人と地域が相互に支え合って共生し、地域が主体となって複雑化・高度化する環境の課題を解決できる持続可能なまちを目指します。

【コラム】「循環」と「共生」

第六次環境基本計画では、循環と共生を実現することによって、持続可能な社会の実現を目指すこととされています。

循環

環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、地球全体や特定の系が均衡を保つことで成り立ち、人もその一部とされています。人の活動が生み出す環境負荷が循環の均衡の崩れを生じさせ、気候変動、生物多様性の損失及び汚染として顕在化しています。

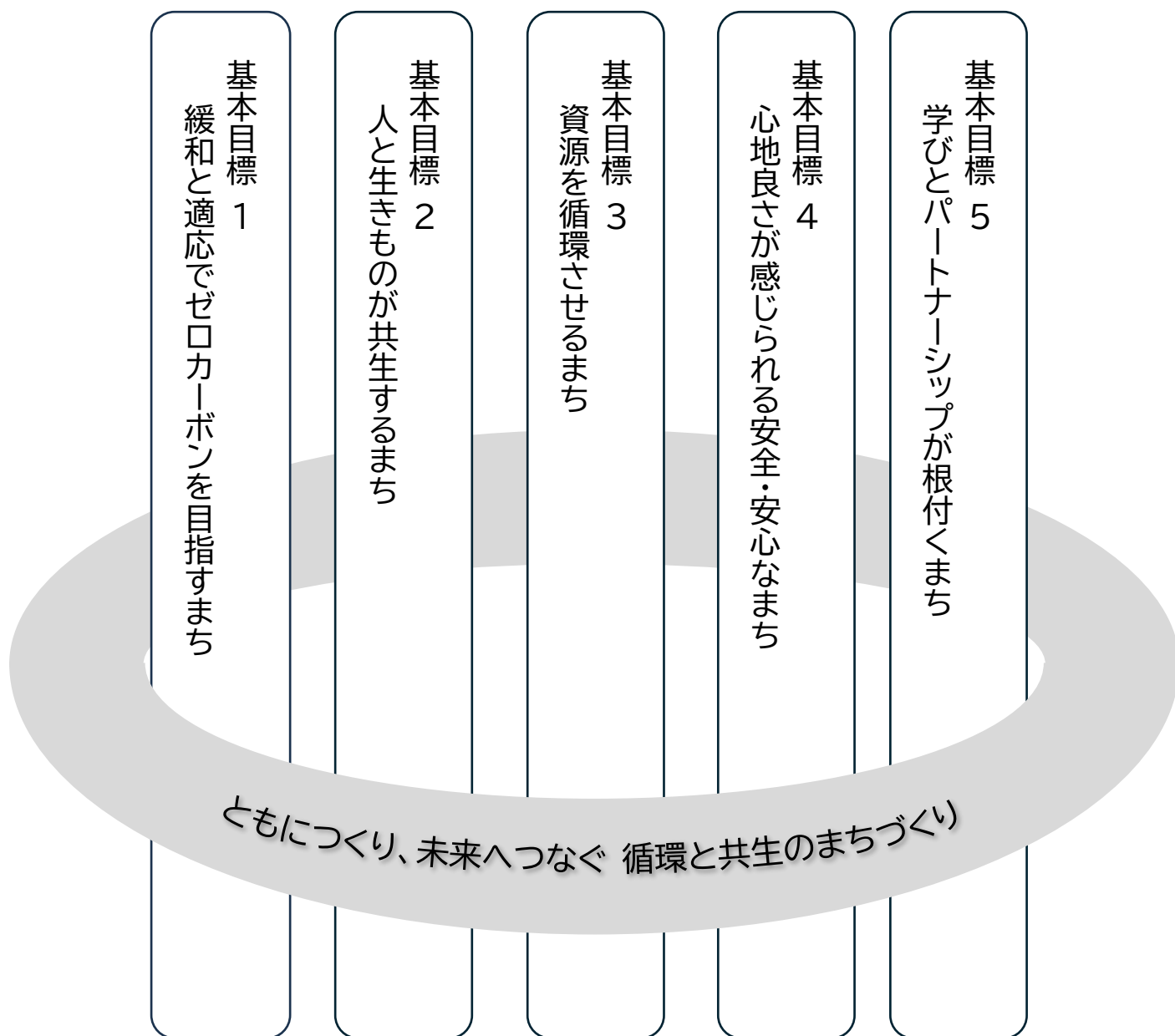
共生

人は、環境の一部・生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用し、人が生態系や環境において特殊な存在ではなく、健全な一員となっている状態をいいます。個人、地域、企業、行政、地球は、同心円の関係にあり、自然と人との共生に加えて、人と人、人と地域、地域と地域との共生が重要とされています。

2 基本目標

基本目標は、基本理念を通じて本計画を推進することによって実現する5つのまちのすがたで設定しています。

各基本目標では、本計画の計画期間である10年後のまちの様子を提示し、その実現に向けた取組の方向、解決していくべき環境課題等を説明しています。



基本目標 1：緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち



将来のまちの様子

人の営みによる温室効果ガスの排出による地球温暖化が進行しています。

地球温暖化の進行を抑えるために、家庭や事業所では、無駄なく効率的にエネルギーが使われており、省エネルギー性能の向上した住宅や店舗、事業所には、太陽光発電設備が導入され、再生可能エネルギーが広く利用されています。社会経済活動では、生産、流通、消費、廃棄等のあらゆる場面で環境配慮が定着し、温室効果ガスの排出を減らす緩和の取組が行われています。

一方で、平均気温の上昇、短時間に局地的に降る非常に激しい雨や大雨の頻度・強度の増加を始めとする気候変動による影響は、あらゆる場面に及んでいます。あらかじめ影響による被害を見越して、市民の健康・生活や活動に直結する極端な高温による健康被害や大雨による水害を最小限に抑える適応の対策がとられています。農地・水辺等の緑の持つ多面的な機能として、大雨の雨水貯留・浸透機能や二酸化炭素の吸収・貯留機能、気温上昇の抑制機能等がグリーンインフラとして活用され、まちのレジリエンスが高まっています。

2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、地域の各主体において、地球温暖化その他の気候変動に対する理解やリスクを共有し、脱炭素型のライフスタイルや企業経営に取り組んでいます。一人ひとりが自分事として行動するとともに、各主体の連携・協働によって、地域全体での脱炭素の実現を目指しています。

■基本方針

- 1-1 地域における地球温暖化対策の促進
- 1-2 公共施設における地球温暖化対策の推進
- 1-3 気候変動の影響に対する適応策の促進

■実現手段

- 省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入・利用の促進、人とモノの移動における脱炭素化の推進
- 気候変動の影響への適応策の展開
- 地球温暖化・気候変動に対する意識・行動の変容促進、社会構造の転換

基本目標 2：人と生きものが共生するまち



将来のまちの様子

本市の自然環境は、水田等の農地、まちなかの緑、市内を縦横に流れる河川・水路等の特徴とし、人の活動と密接にかかわる環境に形成された生態系によって形成されています。

市民や地域の事業者は、身近な空間に多様な生きものが生息・生育していることを認識して、自然環境への影響を極力抑えつつ、人の営みを維持しながら、自然と共生できる環境の保全に努めています。

地域の生態系の維持・回復に向けて、生物多様性に配慮した環境保全型の農業が普及し、整備に当たって環境への配慮がされた農地では、ケリやサギ、時にはコウノトリが飛来し、カエルが跳ね、トンボが飛ぶ農地生態系が維持されています。一方で、地域への外来生物の侵入防止や防除対策により、在来種を中心とした生態系となっています。

まちなかでは、生きものの移動経路となることを意識して、住宅や事業所、道路等の公共施設に緑が整備されるとともに、社寺林・屋敷林や都市公園の豊かな緑、健全な水循環が確保されています。生きものの生息・生育空間は、グリーンインフラとして、二酸化炭素の吸収・炭素貯留や気温上昇の緩和の機能、雨水貯留・浸透機能、レクリエーション機能や景観向上といった自然の多面的機能が発揮されています。

■基本方針

- 2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全
- 2-2 人と自然との共生の推進

■実現手段

- 在来種を中心とした生物多様性の維持
- 日常生活や事業活動の空間と一体又は隣接した農地と都市の生態系の確保
- 生きものの生息・生育空間を有機的かつ広域的につなぐ生態系ネットワークの形成
- 身近な自然環境に対する関心の向上、自然とのふれあいの機会の充実

基本目標 3：資源を循環させるまち



将来のまちの様子

大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行の経済システムからの転換が進み、日常生活や事業者の事業活動において「つくる責任・使う責任」が浸透し、主体的に資源を無駄なく繰り返し使う資源循環のサイクルが形成されています。

必要以上のモノを買わず、余分なモノをごみにしない、モノを長く使うといったライフスタイルが定着し、再生資源や再生可能資源を使用した製品等が主流となり、限りある資源の投入量・消費量を抑えることができています。フードドライブによる食品ロスの削減やリサイクルショップやフリマアプリでのリユースが行われ、ごみの発生が抑えられています。

日常生活で使用され、分別によって回収された紙類、布類、空き缶、空きビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、廃食用油等は、リサイクルされ、新しい資源として形を変え、資源循環のサイクルの中で無駄なく使われています。

地域では、家庭や事業所からのごみの排出ルールが浸透し、分別により多くが資源として循環する一方で、それでもなお発生する廃棄物は、確実に処理されています。さらに不法投棄や持ち去り、野焼きといったごみの不法行為は、地域が一体となって防いでおり、大規模災害で発生する廃棄物を迅速に処理できる体制が整い、地域の景観や公衆衛生が維持されるとともに、市民生活の安全が守られています。

■基本方針

3-1 資源循環の推進

3-2 廃棄物の適正処理の推進

■実現手段

- 3Rの徹底や環境配慮によるごみの発生抑制
- 地域で発生する循環資源を循環的な利用につなげる地域の循環システムの構築
- 正しい分別排出の徹底による廃棄物の適正処理
- 不法投棄・不適正処理の防止や災害廃棄物の迅速な処理

基本目標 4：心地良さが感じられる安全・安心なまち



将来のまちの様子

起伏の少ない平野に広がる都市と農地、その空間を縦横に流れる河川・水路といった立地を生かし、自然環境が有する多様な機能を生かしたグリーンインフラを活用して、地域の魅力や居住環境の質が向上しています。

まちなかには、歴史的な経緯から形づくられた社寺林や河川跡周辺の緑と水の景観に加え、公共施設、幹線道路・駅前の街路樹のほか、商業施設、事業所・工場の敷地や沿道の住宅に適度に緑が配置され、都市公園や身近な公園や水辺を通じて身近に自然とふれあえる環境があり、自然との距離が近い快適な生活空間となっています。

まちなかを取り囲む農地では、工場の立地が増えている一方で、適切に管理された緑地や水路で農地と繋がり、周辺の気温上昇が抑えられ、緑と水を介して人の営みと自然が共生する風景が形成され、地域の魅力が形成されています。

生活空間に身近な場所で事業活動が行われる場合には、地域における適切な情報共有と相互理解を前提に、騒音・振動・悪臭等による被害に対しては、適正な改善措置が講じられています。

木曽三川の三角州平野の低地にあることによる地震や台風・大雨による自然災害リスクに対しては、ソフト・ハードの対策が講じられた上で、水田等の遊水機能や太陽光発電設備の非常用電源への活用によって防災・減災機能が強化され、安全・安心な暮らしができるまちとなっています。

■基本方針

- 4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上
- 4-2 暮らしの安全・安心の確保

■実現手段

- グリーンインフラを活用した地域の魅力・居住環境の質の向上と防災・減災機能の強化
- 健全な水循環の維持、生活空間に近接する騒音・振動・悪臭等の対策を通じた生活環境の向上

基本目標 5：学びとパートナーシップが根付くまち



将来のまちの様子

身の回りの環境問題は、地球温暖化、気候変動、資源循環、生物多様性といった地球規模の問題とつながっていて、地域で解決すべき課題は、複雑化・高度化しています。

地域の環境を知るために、学校・保育園等だけでなく、家庭・職場・地域等のあらゆる場面において、生涯にわたって、環境について学ぶ機会が提供されています。地域の環境の状況や問題を理解し、仲間と共有することによって、日常生活や事業者の事業活動における環境の問題に対する意識の向上・変革につながり、地域の環境課題を自分事として捉え、その解決に向けて行動できる地域の担い手が育ちつつあります。

地域の環境に関する正確な情報の共有によって、一人ひとりの課題解決に向けた行動につながり、行政だけではなく、事業者や市民活動団体、地域団体等の多様な主体によるそれぞれの有する能力・技術・資源等を生かした取組に広がり、相互の理解と尊重をベースとした対等な立場で協力し合い、協働・連携によって取り組む関係性が生まれてきています。

■基本方針

- 5-1 地域で行動する人材の育成
- 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

■実現手段

- ニーズに応じた環境情報の提供、環境情報に基づく EBPM による環境施策の推進
- 各主体との対話を通じた協働取組
- 学校や保育園等における環境教育、家庭・地域・職場等での学習機会の確保、自然体験活動等を通じた学びの機会の確保

第3章 環境施策の展開と基本目標

1 施策体系

2 環境施策

第3章 環境施策の展開

1 施策体系

基本理念の実現に向け、5つの基本目標の下で施策を推進します。

基本目標	基本方針	施策
基本目標 1	基本方針 1-1 地域における地球温暖化対策の促進	施策 1-1-1 省エネルギーの推進
		施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進
		施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進
		施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進
	基本方針 1-2 公共施設における地球温暖化対策の推進	施策 1-2-1 再生可能エネルギー等の活用促進
		施策 1-2-2 建築物等における省エネルギーの推進
		施策 1-2-3 市の業務における環境配慮の促進
	基本方針 1-3 気候変動影響に対する適応策の促進	施策 1-3-1 健康被害対策の推進
		施策 1-3-2 水害対策の推進
		施策 1-3-3 農業に関する適応策の推進
		施策 1-3-4 生態系・社会経済活動の持続性の確保
基本目標 2	基本方針 2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全	施策 2-1-1 地域の生態系の維持・回復
		施策 2-1-2 農地環境の保全
		施策 2-1-3 緑地・水辺の保全
		施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成
	基本方針 2-2 人と自然との共生の推進	施策 2-2-1 生きものの生息・生育状況の把握と共有
		施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実

基本目標	基本方針	施策
基本目標 3	基本方針 3-1 資源循環の推進	施策 3-1-1 ごみの発生抑制の促進
		施策 3-1-2 地域の資源循環システムの構築
	基本方針 3-2 廃棄物の適正処理の推進	施策 3-2-1 廃棄物の適正な排出と処理の推進
		施策 3-2-2 不法投棄・不適正処理対策の推進
		施策 3-2-3 災害廃棄物の迅速な処理の確保
基本目標 4	基本方針 4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上	施策 4-1-1 公共空間における緑化の推進
		施策 4-1-2 地域における緑化の推進
		施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上
	基本方針 4-2 暮らしの安全・安心の確保	施策 4-2-1 健全な水循環の維持・回復
		施策 4-2-2 都市・生活型公害等の対策の推進
		施策 4-2-3 地域資源を活用した防災・減災機能の充実
基本目標 5	基本方針 5-1 地域で行動する人材の育成	施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進
		施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進
	基本方針 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進	施策 5-2-1 環境に関する情報の充実
		施策 5-2-2 環境保全活動の推進
		施策 5-2-3 パートナーシップによる施策の推進

2 環境施策

基本目標 1 緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち

基本方針 1-1 地域における地球温暖化対策の促進

日常生活や社会経済活動の様々な場面において、エネルギー使用の総量の削減、化石燃料の使用削減、再生可能エネルギーの利用を促す施策と併せて、一人ひとりの意識改革と行動変容による脱炭素型のライフスタイルや企業経営への転換を促す施策を推進するとともに、脱炭素型まちづくりを展開して、地域からの二酸化炭素の排出量の削減を推進します。

現況・課題

- 本市では、2023（令和 5）年 7 月に世界首長誓約／日本に署名、2024（令和 6）年 2 月に脱炭素社会の実現に向けて、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）に取り組むゼロカーボンシティ表明を行いました。市民への浸透が進んでいません。
- 市民の意識として、地域の環境をより良い状態で将来に残すために重要なもののうち、地球温暖化対策の位置付けが低くなっています。

- 市の区域からの二酸化炭素排出量は、減少傾向にあり、当面の目標を達成していますが、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を実現するには、十分とは言えない状況にあります。

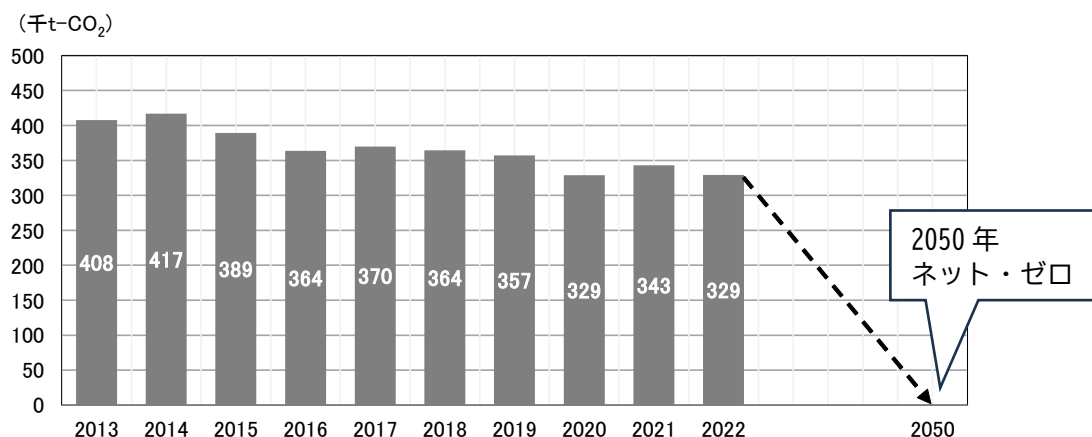


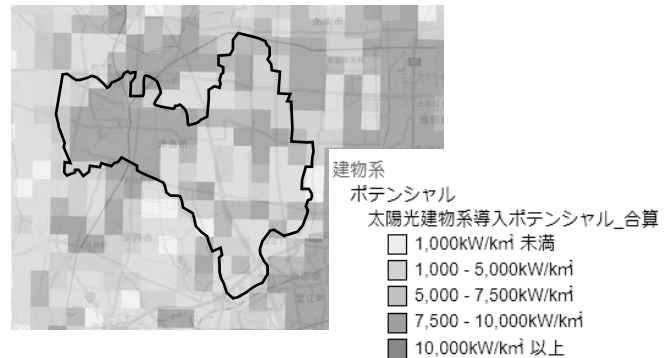
図 津島市における二酸化炭素排出量の推移

資料：環境省 自治体排出量カルテ

二酸化炭素排出量削減の加速化が必要

再生可能エネルギーの利用促進が必要

○再生可能エネルギーのうち太陽光発電の導入ポテンシャルは、区域内のエネルギー使用量を上回っていますが、導入された設備容量は、8.6%に止まっています。再生可能エネルギーの確保の手段として、太陽光発電設備の導入の余地が多く残されています。



資料：環境省再生可能エネルギー情報提供システム
[REPOS(リーボス)]

人やモノの移動で排出される二酸化炭素の削減が必要

- 本市では、世帯当たりの自動車保有台数が全国や愛知県の平均よりも多く、愛知県内でも通勤・通学での自動車依存が高くなっています。
- 市の区域から排出される温室効果ガスの構成割合は、運輸部門が最も高くなっています。

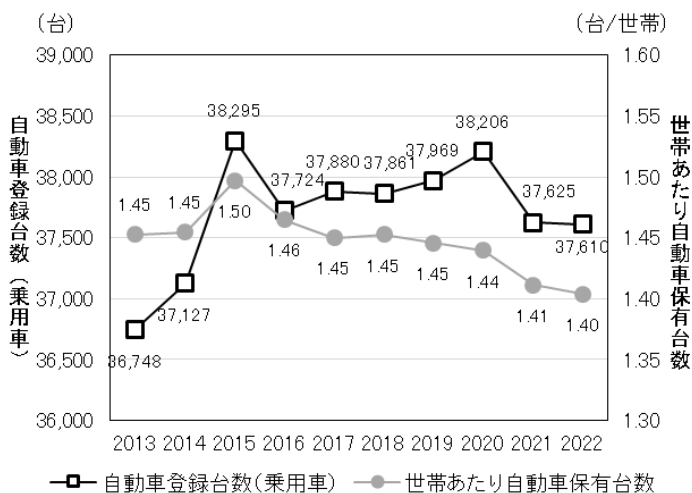


図 自動車登録台数と世帯当たり保有台数

資料：津島の統計

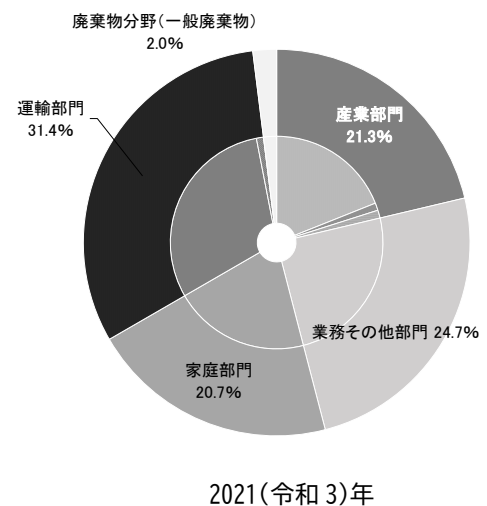


図 部門別二酸化炭素排出量構成比

資料：環境省 自治体排出量カルテ

脱炭素に向けた意識変革・行動変容が必要 ～ 「デコ活」のすすめ

○「デコ活」とは、「脱炭素(Decarbonization)」と「エコ」を組み合わせた造語で、2050年カーボンニュートラル実現に向けた国民運動の愛称です。従来の「我慢する節約」から、「豊かで便利な暮らしが脱炭素につながる」という前向きなライフスタイルへの転換を目指し、断熱性の高い住宅への住み替えや、地産地消、テレワークの推進等、身近な選択をアップデートする一人ひとりの「賢い選択」が、新しい時代に求められています。

施策 1-1-1 省エネルギーの推進

住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、家庭・事業所等で使用する設備・機器・照明の高効率化、エネルギー管理の徹底等を図るとともに、日常生活や事業者の事業活動における普段からの省エネルギー行動を定着させることによって、エネルギー使用の総量の削減と建物の機能性・居住者や施設利用者の快適性の向上を同時に両立させる省エネルギー対策を徹底します。

行政の主な取組	○省エネルギーに関する情報提供・周知・啓発
市民の取組例	○住宅の断熱性能・省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の高い冷房・暖房設備・照明機器への更新 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○家電の設定温度の最適化、日射コントロール等による運用改善
事業者の取組例	○エネルギー効率の高い脱炭素製品・サービスの開発・提供 ○建築物の断熱性能・省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の高い動力設備・照明機器への更新 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○建築物の快適性や生産性を確保した設備・機器の最適制御、自動制御等による運用改善（エコチューニング）

施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進

家庭や事業所等で消費されるエネルギーの半分以上を占める電気について、住宅・建築物等に設置した太陽光発電設備で発電した電気を蓄電して自家消費するほか、電気事業者から供給を受ける電気を再生可能エネルギー電気に切り替えることによって、再生可能エネルギーへの転換を推進します。

行政の主な取組	○太陽光発電設備・蓄電設備等の導入に関する情報提供・支援 ○地域の分散型エネルギーの活用を検討
市民の取組例	○住宅等への太陽光発電設備・蓄電設備等の導入 ○家庭で使用する電気の再生可能エネルギー電気への切替え
事業者の取組例	○建築物等への太陽光発電設備・蓄電設備等の導入 ○事業所等で使用する電気の再生可能エネルギー電気への切替え

施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進

人やモノの移動に使用する自動車については、エネルギー効率や環境性能に優れた次世代自動車の普及やエコドライブの実践を推進するとともに、過度に自動車に依存せず、公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けるエコモビリティライフを浸透させ、自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図ります。モノの移動に関わる運輸・物流においては、自動車の運用や物流の改善等を推進するとともに、サービスの利用者と提供者の双方において、効率的な運輸・物流を実現する取組を推進します。

行政の主な取組	○次世代自動車の普及・利便向上の支援、エコドライブの推進 ○エコモビリティライフによる公共交通機関や自転車の利用の啓発 ○地域交通ネットワークの利便向上
市民の取組例	○次世代自動車の導入、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフの実践による公共交通機関や自転車の利用 ○宅配ボックスや駅・公共施設・コンビニ等における宅配便受取の利用
事業者の取組例	○通勤交通マネジメントによる自動車通勤の抑制 ○次世代自動車の導入、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフの実践による公共交通機関や自転車の利用 ○物流の効率化・合理化

施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進

集約型の都市構造を目指すまちづくりにおいて、居住やまちの機能の集約化、地域交通ネットワークの再編等による利便性や効率性の向上を図ることによって、日常生活や社会経済活動において固定的に発生する二酸化炭素の排出の抑制や環境負荷の低減が可能となるゼロカーボンシティの実現を支える基盤づくりを推進します。

デコ活アクションの実践や地球温暖化対策に関する啓発等を通じて、地球温暖化に対する危機感を共有し、一人ひとりの意識改革と行動変容を促し、日常生活や事業者の事業活動のあらゆる場面で脱炭素に取り組むまちへの転換を推進します。

行政の主な取組	○デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの普及 ○脱炭素経営・環境経営に関する情報提供 ○集約型まちづくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）の推進
市民の取組例	○デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの実践、グリーン購入の実践、温室効果ガスの排出の削減に寄与する製品・サービスの利用
事業者の取組例	○脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す環境配慮型の製品・サービスの開発・提供 ○デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの実践、グリーン購入の実践、温室効果ガスの排出の削減に寄与する製品・サービスの利用 ○事業活動における環境配慮の促進、脱炭素経営・環境経営の導入

基本方針 1-2 公共施設における地球温暖化対策の推進

市の公共施設においては、省エネルギー対策をこれまで以上に徹底するとともに、再生可能エネルギー等の活用促進についても引き続き取り組みます。建築物、設備・機器等の省エネルギー性能の一層の向上を図るほか、脱炭素の視点を加えた事務及び事業の実施や脱炭素につながる省エネルギー行動・環境配慮行動を徹底することによって、公共施設からの更なる二酸化炭素の排出量の削減を推進します。

現況・課題

○公共施設におけるエネルギー使用量は、施設の統廃合や空調設備・照明設備の更新による高効率化を進めており、減少傾向にある一方で、電気の排出係数の変動によって、二酸化炭素排出量が横ばいとなっていますが、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を実現するには、十分とは言えない状況です。

表 市の事務事業から排出される二酸化炭素排出量の推移（単位 t-CO₂）

年度	基準値／ 指標値	実績値	対基準年度 削減量	対基準年度 削減率
2013（平成 25）基準年度	10,041	－	－	－
2021（令和 3）	9,100	5,542	4,499	44.8
2022（令和 4）	8,950	6,087	3,954	39.4
2023（令和 5）中間目標年度	8,715	7,751	2,290	22.8
2024（令和 6）暫定	8,315	7,231	2,810	28.0

資料：津島市生活環境課

電気の排出係数の改善と事務及び業務における脱炭素化が急務

再生可能エネルギーの利用促進が必要

○公共施設では、津島市役所本庁舎を始めとする 9 施設に太陽光発電設備が導入されていますが、引き続き、設置可能性のある施設への導入を検討する必要があります。

○使用量の多い電気については、非化石エネルギーの使用率を高める必要があります。

表 公共施設における太陽光発電設備設置状況

導入施設名称	設置年月 (運転開始)	規模 (kw)	蓄電池 の有無
津島市役所本庁舎	2010.03	10.0	×
津島市民病院	2010.03	20.0	×
西地域防災コミュニティセンター	2001.04	5.0	×
津島市立東小学校	2010.03	10.0	×
津島市立蛭間小学校	2010.03	10.0	×
津島市神守学校給食共同調理場	2014.09	10.0	×
津島市暁学校給食共同調理場	2014.09	10.0	×
津島市立神守小学校	2017.01	11.3	○
津島市総合保健福祉センター	2026.02	49.5	○

資料：津島市生活環境課

【コラム】 再生可能エネルギー電気（再エネ電気）

再生可能エネルギー電気（再エネ電気）とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、自然界で枯渇せず繰り返し利用可能な資源から作られる電気のことです。発電時に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策に有効な環境にやさしいエネルギーです。

（再生可能エネルギー電気プランのメリット）

- ・ 発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再生可能エネルギーが利用できる！
- ・ 二酸化炭素排出量が実質ゼロ！
- ・ 各社メニューにより料金は切り替え前と同等程度のものも！
- ・ 電気自動車等を購入する場合、再生可能エネルギー100%電気の契約を条件に環境省から補助金が受けられる！



出典：環境省ホームページ

公共施設の適正配置と老朽化対策が必要

○公共施設等の適正配置による施設の統廃合を進めていますが、老朽化が進行し、施設の熱効率が低い公共施設は、エネルギー消費の削減の支障となっています。

脱炭素に向けた意識変革・行動変容が必要

○公共施設における太陽光発電設備や省エネ機器の導入、公用車の電動化（EV化）等を推進することによって、地域における排出削減のモデルを示すことができます。また、グリーン購入の徹底やペーパーレス化等、行政が率先して脱炭素につながる環境配慮行動は、地域全体の脱炭素化を加速させる原動力となります。



太陽光パネル（神守小学校）

施策 1-2-1 再生可能エネルギー等の活用促進

市有施設の建築物及び敷地においては、既存の太陽光発電設備の正常稼働の維持を図るとともに、新しい技術の動向を踏まえつつ、設置可能な箇所での設置可能性を検討し、太陽光発電設備の最大限の設置を促進します。

公共施設で使用する電気について、調達電力の排出係数の低減に取り組むとともに、調達コスト等を踏まえた上で、再生可能エネルギー電気又は脱炭素電源由来の電力の導入を促進し、再生可能エネルギーへの転換を進めます。

太陽光発電による再生可能エネルギーの有効活用に加え、災害対策の継続、避難施設の維持等に使用する非常用電源の確保のため、太陽光発電設備に蓄電設備を併設し、防災拠点における再生可能エネルギーの活用を促進します。

行政の主な取組	○市有施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入 ○公共施設で使用する電気の再生可能エネルギー電気への切替え
---------	---

施策 1-2-2 建築物等における省エネルギーの推進

市有施設の建築物については、引き続き、公共施設等の適正配置による施設の統廃合を計画的に実施し、エネルギー使用の合理化を進めます。

長期的に使用する市有施設は、建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、設備・機器・照明の高効率化、エネルギー損失の低減化、動力・熱源の燃料転換等を進めつつ、施設管理における省エネルギー行動を定着させることによって、エネルギー使用の総量の削減と施設の機能性・利用者等の快適性の向上を同時に両立させる省エネルギー対策を徹底します。

行政の主な取組	○公共施設等の適正配置による施設の統廃合 ○新築建築物の省エネルギー対策の徹底、既存建築物の断熱性能・省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の高い設備・機器への更新 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○建築物の快適性や生産性を確保した設備・機器・システムの最適制御、自動制御等による運用改善（エコチューニング）
---------	--

施策 1-2-3 市の業務における環境配慮の促進

市の業務に使用する一般公用車については、効率的に利用できる適正台数を確保するものとし、エネルギー効率や環境性能に優れた次世代自動車の導入やエコドライブの実践を推進するとともに、過度に自動車に依存せず、公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けるエコモビリティライフを浸透させ、職員の通勤や業務での移動に伴う自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図ります。

市の業務の効率化、省資源化や資源循環等の脱炭素につながる環境配慮行動等の定着を図るとともに、デコ活アクションの実践や地球温暖化対策に関する周知・啓発を通じて、地球温暖化に対する危機感を共有し、一人ひとりの意識改革と行動変容を促し、市の業務のあらゆる場面で脱炭素の視点による事務及び事業の展開を推進します。

行政の主な取組	○一般公用車の電動化、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフによる公共交通機関及び自転車の利用、通勤交通マネジメントによる自動車通勤の抑制 ○グリーン購入・環境配慮契約の実践、温室効果ガスの排出の削減に寄与する製品・原材料・サービスの利用、用紙、文房具、水等の資源消費量の削減、3Rの徹底 ○職員に対する地球温暖化対策に関する研修機会や情報の提供、デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの推奨、関係団体への脱炭素への協力要請
---------	--

【用語解説】 グリーン購入・環境配慮契約

「グリーン購入」は、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指します。具体例として、オフィスの消耗品として再生紙 100%のコピー用紙や環境配慮型プラスチックで作られたボールペンを購入したり、省エネ性能の高いパソコンを優先して調達したりすること等が挙げられます。

「環境配慮契約」は、「グリーン契約」とも言われ、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことを指します。具体例として、自治体が電気を調達する際に、価格だけでなく二酸化炭素の排出係数が低い電力を選んだり、公用車として二酸化炭素排出量の少ない低燃費車をリースする契約を結んだりすること等が挙げられます。

【コラム】 世界首長誓約／日本

首長が気候変動・エネルギー政策に取り組むことを誓約し、行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組みである「世界気候エネルギー首長誓約」傘下の地域首長誓約のひとつです。持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に貢献するため、2023（令和 5）年 7 月、次の事項を誓約しました。

- 1) 持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消等）を推進します。
- 2) 2030 年の温室効果ガス排出量は、国の削減目標以上の削減を目指します。
- 3) 気候変動の影響等に適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。

【コラム】 ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことをいいます。2024（令和 6）年 2 月、本市では、2050 年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。

基本方針 1-3 気候変動影響に対する適応策の促進

気候変動による影響で、重大性・緊急性・確信度が高く、市の区域において既に生じ、又は将来生ずることが予測されているものに対して、市の特性に応じた被害の防止・軽減、生活の安定、社会・経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るため、次に掲げる推進方針に基づき、適応策を推進します。

- 1) 気候変動は、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において影響が生ずることから、あらゆる施策に気候変動適応の視点を組み込むこととします。
- 2) 気候変動による影響や規模は、地域の特性によって異なることから、地域の実情に応じた科学的知見に基づく気候変動適応の推進を図ります。
- 3) 日常生活や社会経済活動等の広範囲に気候変動による影響が及ぶことから、各主体に応じた気候変動適応を促進するものとします。

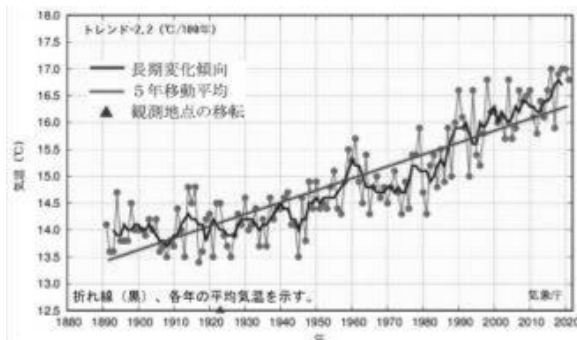
市の区域において、優先度が高いと考えられる市民の健康、防災・減災、社会経済活動を始めとして、気候変動の影響を回避・軽減するための施策を講ずるとともに、気候変動に前向きに対応できる持続可能なまちづくりを推進します。

現況・課題

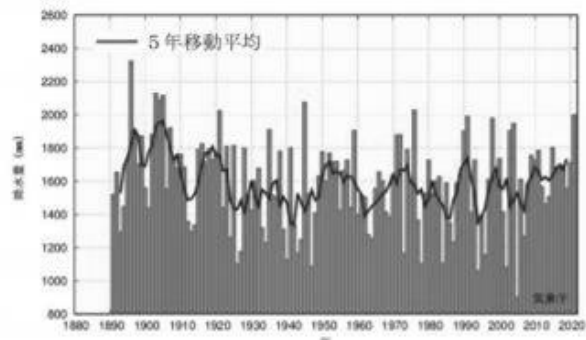
平均気温・降水量

○名古屋地方気象台で観測された年平均気温の経年変化には、100年当たり2.2℃の上昇傾向が見られ、愛知県の年平均気温は、最も気候変動が進んだ場合、21世紀末(2076年～2095年)には20世紀末(1980年～1999年)と比べて約4度上昇すると予測されています。

○名古屋地方気象台で観測された年降水量の経年変化には変化傾向は見られませんが、愛知県の降水量の将来変化は、最も気候変動が進んだ場合、21世紀末(2076年から2095年)には20世紀末(1980年から1999年)と比べて、1時間降水量50mm以上の発生回数と無降水日数が共に増加すると予測されており、愛知県内での雨の降り方が極端化すると予測されています。



(年平均気温)



(年降水量)

図 年平均気温、年降水量の推移（名古屋地方気象台）

資料：愛知県気候変動適応センターホームページ

健康被害

- 気候変動による影響として、平均気温の上昇だけでなく、猛暑日や熱帯夜が増加し、熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数、死亡者数等が増加しています。
- 熱中症リスクの拡大につながる屋外での活動や労働の減少や屋内の暑熱対策の必要性等により、ライフスタイルや社会経済活動にも気候変動の影響が及ぶと予測されます。
- また、ヒトスジシマカやダニ等により媒介される感染症の拡大も確認されており、将来的にも感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、感染症のリスクを増加させる可能性も指摘されています。

水害

- 気候変動によって、短時間に局地的に降る非常に激しい雨や大雨の頻度・強度は、経年的に増加する傾向にあり、外水氾濫（洪水）や内水氾濫による甚大な被害が全国で発生しています。市域の大半が海拔ゼロメートル以下となる本市でも、そのリスクが高く、気候変動による影響に対する不安要素として、市民も大きな懸念を抱いています。
- 気候変動による影響は、今後更に大きくなることが予測されており、水害の頻度や規模の拡大が増加するおそれがあります。

農業への影響

- 気候変動によって、水稻や野菜類において、高温による品質低下や生育・生理障害、発芽不良、収量の減少、病虫害被害の増加等の影響が生じています。本市においては、現段階では、こうした気候変動による顕著な影響は報告されていませんが、近隣や県全体の状況を踏まえると、一定程度の影響は生じていると想定されます。
- 将来的には、これまでに生じている影響の拡大に加え、農業生産・出荷の時期や生産適地の変化等への影響のほか、短時間の極端な大雨による農地の湛水被害リスクや高温による水資源の不足といった農業基盤への影響が予測されています。

生態系・社会経済活動への影響

- 気候変動による気温の上昇や雨の降り方の変化で水質・渇水リスク等が増加することによって、生きものの生息・生育空間や水環境等に影響が生ずるとともに、河川表流水を水源とする飲料水、代替水源としての地下水等の水資源の確保に影響を及ぼすことが見込まれます。



気候変動の影響を回避・軽減するための対策が必要

施策 1-3-1 健康被害対策の推進

熱中症は、直ちに人の生命に関わる健康被害であり、熱中症に関する情報や熱中症予防の注意喚起は、的確かつ迅速に周知するとともに、熱中症リスクの高い高齢者や子どもの生活や屋外での活動・労働等を始めとする家庭・職場・学校等における熱中症対策の浸透を図り、あらゆる場面における熱中症リスクの低減を推進します。

なお、熱中症を始めとする気候変動の影響による健康被害は、日常生活や社会経済活動等の広範囲に影響が及ぶことから、熱中症リスクに関係する部局が連携して、適応策を推進します。

行政の主な取組	○熱中症予防及び熱中症対策に関する情報の周知・啓発、健康教育の機会提供 ○クーリングシェルの開設 ○市民利用施設、主催事業その他の事業における熱中症対策の実施 ○その他気候変動による影響による健康被害リスクに関する情報の周知
市民の取組例	○熱中症警戒情報の情報収集等の熱中症予防の実施 ○虫刺され予防等の感染症予防の実施
事業者の取組例	○従業員の熱中症予防・熱中症対策の実施 ○業務に関わる気候変動による影響に関する情報収集 ○衛生環境管理による感染症媒介昆虫の発生抑制 ○気候変動適応に関わる技術・サービスの開発・提供

施策 1-3-2 水害対策の推進

気候変動の影響による外水氾濫（洪水）・内水氾濫の発生リスクを正しく評価して、計画的に河川整備や浸水対策施設の整備を行うとともに、ハード・ソフトが一体となった流域治水による対策を進めるほか、水田等の雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの考え方を取り入れ、総合的な防災・減災機能の充実を図ります。

行政の主な取組	○排水機・排水路等の適正な管理・整備、気候変動の影響を踏まえた雨水管理総合計画の策定、浸水対策施設等の整備、その他の水害の回避・軽減に向けた基盤整備 ○防災・減災に関する意識啓発・情報提供 ○グリーンインフラを活用した防災・減災対策の検討
市民の取組例	○家庭における防災・減災対策の実施、防災・減災に関する地域活動への参加
事業者の取組例	○BCP（事業継続計画）の策定 ○防災・減災に関する地域活動に対する協力

施策 1-3-3 農業に関する適応策の推進

気候変動の影響による農産物への高温等の影響の状況を把握し、高温被害を回避・軽減するための対策や高温環境に適応した栽培体系への転換等を通じて、持続可能な農業を推進します。なお、雨の降り方の変化を踏まえ、関係機関と連携して農業用設備の機能維持や適正な能力の確保を図り、農業基盤の整備を推進します。

行政の主な取組	○気候変動による影響の情報提供、農産物の高温対策等に関する情報提供 ○排水機・排水路の適切な管理・整備、気候変動影響評価に基づく農業用設備の適正機能の確保、営農状況に応じた水資源の確保
市民の取組例	○地産地消の実践 ○気候変動の影響による農業の適応に関する情報の収集・理解
事業者の取組例	○高温条件に適応した品種・栽培技術の導入、施肥や水利管理の徹底、栽培施設の対候性の向上 ○規格外農産物の活用、気候変動に適した営農への転換等の検討

施策 1-3-4 生態系・社会経済活動の持続性の確保

生態系や水循環の状況を継続的に把握しつつ、気候変動の影響による生物多様性の損失や渇水等のリスクを踏まえて、気候変動適応の視点を持って、関係機関が連携して健全な生態系や水循環の保全の対策を推進します。

また、気候変動による影響が地域の生態系や社会経済活動に及ぶ影響を把握し、その重大性・緊急度を評価して、適宜適応策をアップデートすることによって、気候変動への的確な適応を推進します。

行政の主な取組	○生きものの生息・生育状況を始めとする地域の自然環境の状況の把握・情報共有 ○飲用、生活用、農業・産業用等の需要変化に応じた水資源の確保、地盤沈下のモニタリング・情報共有 ○地域に及ぶ気候変動の影響の情報収集と対応の実施
市民の取組例	○居住地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○日常的な節水・雨水の利用の実践 ○日常生活に及ぶ気候変動の影響の情報収集と適応の実践
事業者の取組例	○事業所等所在地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○事業活動における節水・雨水の利用・水の再利用の実践 ○事業活動に及ぶ気候変動の影響の情報収集と適応の実践

基本目標 2 人と生きものが共生するまち

基本方針 2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全

生物多様性が展開された健全な生態系を維持し、自然が持つ回復力を高めるため、地域の在来種を中心とした種の多様性の保全を推進します。地域のまとまりのある生きものの生息・生育空間である農地については、人の手が加わることを前提とした農産物の生産基盤であることから、持続可能な農業を推進して農地生態系の機能を維持するとともに、まちなかの緑地・水辺の維持・整備、生きものの移動を含めた生息・生育空間を接続する水と緑の確保等を通じて、生きものの生息・生育空間の保全を推進します。

流域の広がりや自然環境の連続性等を踏まえて、広域的な生態系ネットワークの形成を視野に入れて施策を展開して、多様な生きものが生息・生育できる環境の保全を推進します。

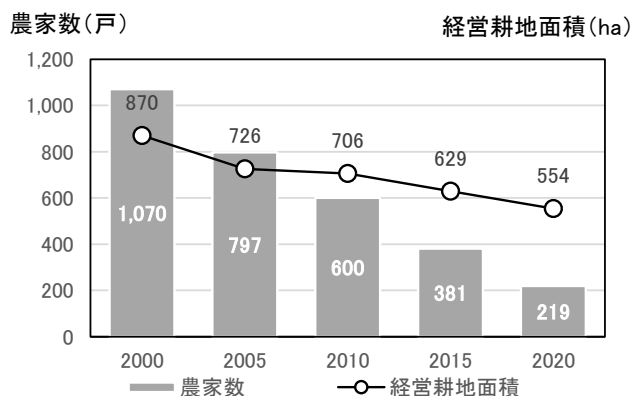
現況・課題

○本市の生態系は、農地生態系、陸水生態系、都市生態系といった日常生活や事業者の事業活動の空間と一体又は隣接したところに多様な生きものの生息・生育空間が展開していることが特徴です。

まちなかで見られる自然環境

- ・ 社寺林・屋敷林、都市公園、生産緑地（まとまった緑地・水辺）
- ・ 庁舎・学校・身近な公園等の公共施設、工場、事業所、住宅、街路樹（小規模な緑地）
- ・ 河川・水路、池
- ・ 点在する公共施設・工場等の緑地、河川・水路、街路樹等の小さな緑地・水辺

○在来種の多くは、農地生態系に依存しており、農地転用による宅地化、生産緑地の減少、開発行為による用途変更による自然環境の変化による生きものの生育・生息空間の減少と分断化が進行しています。



資料：農林水産省 農林業センサス

地域の生態系の機能の維持・回復が必要

特定外来生物の防除・在来種の保全が必要

- 農地環境では、サギ、カモ、ケリ等の鳥類やモツゴ、メダカ等の魚類が生息する在来種による生態系が広く形成されています。
- ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アカミミガメ、オオキンケイギク等の外来生物が生息している中、セアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリ等の新たな外来生物の侵入が増加しています。

生きものの生息・生育の場の確保が必要

- 土地利用転換の進行による、土地利用面積に占める農地の構成割合が減少しています。
- 市街化調整区域の一部での企業立地促進の土地利用方針が進展しています。

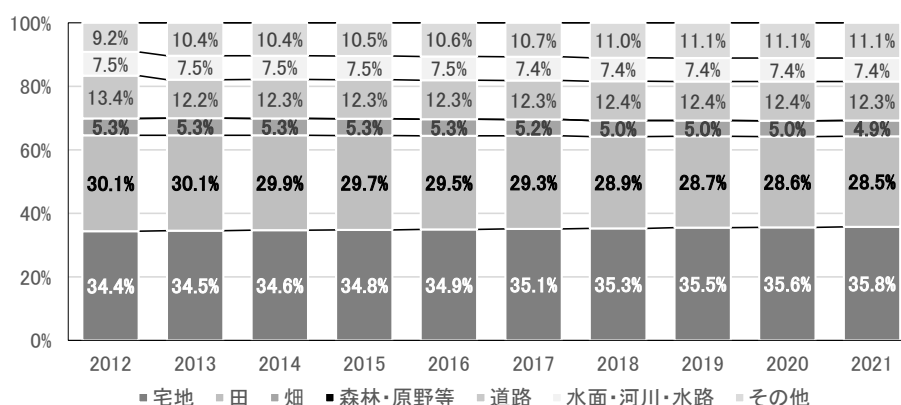


図 地目別土地利用面積比率の推移

資料：愛知県統計年鑑

分断が進む生息・生育の場のネットワーク化が必要

- 農地転用による農地環境の縮小や断片化や土地利用の変化によるまちなかの緑地との分断が進行しています。
- 生産緑地の減少、土地利用の転換、都市排水の機能強化等によって、生きものの生息・生育の場の減少・断片化が進行しています。
- 水辺の間の移動距離に応じた水辺の草地や農地、河川等の止水性のイトトンボ類の生息・生育空間の維持が必要となっています。

【用語解説】 生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせています。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。

「様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性」、「様々な生物種が存在する＝種の多様性」、「種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性」という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされています。

施策 2-1-1 地域の生態系の維持・回復

在来種で構成される地域の生態系の適切な管理や外来生物の駆除・防除の対策を通じて、種の多様性を保全し、地域の生態系の維持・回復を図ります。特に、既に地域で生息・生育している外来生物の生息・生育範囲の拡大防止・駆除に努めるとともに、新たな外来生物を定着させない防除対策を講じ、既存の生態系への影響を抑制します。

行政の主な取組	○生きものの生息・生育情報の共有、在来種の生息・生育状況や外来生物の分布のモニタリングの実施 ○地域の自然環境の観察や保存活動に関する情報提供 ○公共空間における外来生物の駆除・防除 ○地域の生態系の維持・回復に関する普及啓発
市民の取組例	○地域の自然環境の観察や保全活動への参加 ○私有地等における外来生物の防除、生態系に配慮した外来種の持込み・放流をしない行動の実践
事業者の取組例	○地域の自然環境の観察・保全活動への参加・支援 ○事業所敷地等における外来生物の防除 ○自然環境の観察や保全活動への協力、CSR としての自然再生活動支援

施策 2-1-2 農地環境の保全

多様な生きものの生息・生育空間となっている農地が持つ多面的な機能を維持するため、地域の農業生産に対する理解の浸透と農業者の持続可能な営農環境の確立を推進して農業の振興を図るとともに、農業を支える地域の生物多様性に配慮した営農及び農業インフラの整備を推進します。

また、未利用農地については、農地生態系を維持できる活用を検討するとともに、開発行為等による土地利用の転換に当たっては、集団性のある優良農地の保全を考慮して、農業と工業のバランスの取れた土地利用を維持しつつ、農地の有していた生きものの生息・生育に関わる機能を代替する措置等により、地域の生態系への影響の緩和を図ります。

行政の主な取組	○優良農地の確保、農業生産の効率化、担い手確保等による農業者の営農環境の確立、地産地消の促進等による農業の振興 ○生物多様性に配慮した環境保全型農業の普及、周辺の生態系に配慮した農道・農業水路の整備・管理 ○農地生態系を維持できる未利用農地の活用を検討 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施
---------	---

市民の取組例	○地産地消の実践による地域の農業の支援、農業体験等への参加による地域の農業に対する理解
事業者の取組例	○農業の経営安定及び農地の適正利用による継続的な営農 ○環境保全型農業の実践、農業用水路等の適正管理 ○農地生態系を維持できる未利用農地の活用の検討 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施

施策 2-1-3 緑地・水辺の保全

多様な生きものの生息・生育空間として、まちなかの緑地・水辺を保全するほか、緑地・水辺の整備における地域の生態系への配慮や水循環の維持・回復を図るとともに、生態系が連続する水と緑の軸として幹線道路の街路樹、河川・水路の緑等の整備を推進します。

また、開発行為等による土地利用の転換に当たっては、その土地の有していた生きものの生息・生育に関わる機能を代替する措置等により、地域の生態系への影響の緩和を推進します。

行政の主な取組	○保存樹木の指定等による保全、公共施設・敷地、オープンスペース等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動の促進 ○生産緑地の保全 ○公共用水域の水環境の監視・公表 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の確保 ○生態系の保全に配慮した公園や河川・水路の水辺空間、幹線水路、街路樹の整備
---------	--

市民の取組例	○住宅の敷地の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動等への参加 ○屋敷林の保全管理
事業者の取組例	○商業施設・事業所・工場等の敷地、駐車場等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動等への参加・協力 ○営農の継続による生産緑地の保全 ○事業所・工場等からの排水監視、除害施設の設置・適正管理 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施

施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成

生きものの生息・生育空間として、農地のまとまった緑地、まちなかに点在する小規模な緑地、河川・水路の水辺等を確保することに加え、幹線道路や河川・水路の整備、都市機能の集約化に伴う土地利用の誘導等に当たっては、生きものの移動経路として、生きものの生息・生育空間を結ぶ水と緑の中継点を形成し、生態系ネットワークの充実を図ります。

生きものの生息・生育空間として、流域の広がりや自然環境の連続性等を背景とした種の多様性や生きものの相互移動を確保する広域的な生態系ネットワークの形成のため、関係する主体が地域の特性や現状、将来像等について共通の認識を持ち、連携・協働の取組による展開を推進します。

行政の主な取組	○生きものの生息・生育状況を始めとする地域の自然環境の状況の把握・情報共有 ○生きものの移動経路となる緑地・水辺の情報把握、生態系ネットワークの連続性を確保する緑地・水辺の創出 ○尾張西部生態系ネットワーク協議会による広域的な生態系保全活動
市民の取組例	○自宅周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有
事業者の取組例	○事業所等所在地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○生態系ネットワークの連続性を確保する緑地・水辺の創出への協力

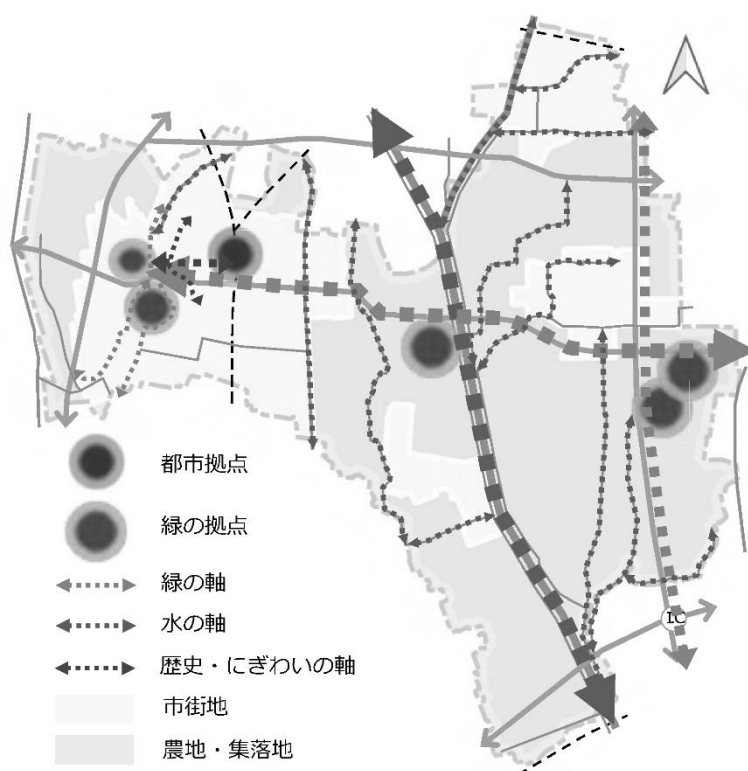


図 緑の将来図

資料：津島市緑の基本計画

表 津島市周辺における絶滅のおそれのある主な動植物

分類		種名	科名	県 ランク	国 ランク	絶滅危惧 ランク の変動
動物	哺乳類	ハタネズミ	ネズミ	準	－	
		キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	準	－	追加
	両生類	ナゴヤオオダルマガエル	アカガエル	2	1B	
		オオクアガタ	クワガタムシ	1A	2	
	昆虫類	キバネキバナガミズギワ ゴミムシ	オサムシ	準	2	↑
		ツマグロキチョウ	シロチョウ	準	1B	追加
		オオヒョウタンゴミムシ	オサムシ	2	準	
		カワラハンミョウ	オサムシ	絶滅	1B	↑
		タガメ	コイムシ	1B	2	
		ヤマトモンシデムシ	シデムシ	2	準	
		コガネグモ	コガネグモ	準	－	
	クモ類	ワスレナグモ	ジグモ	2	準	追加
		オオアカウキクサ	サンショウモ	1A	1B	↑
植物	維管束 植物	オオアブノメ	オオバコ	2	2	↑
		カモノハシ	イネ	2	－	
		カワラアカザ	ヒユ	準	－	
		カワラサイコ	バラ	2	－	↑
		キソガワシシウド	セリ	1A	－	
		キヌヤナギ	ヤナギ	準	－	
		コウガイモ	トチカガミ	2	－	
		コウホネ	スイレン	1B	－	
		ササバモ	ヒルムシロ	1B	－	↑
		サンショウモ	サンショウモ	1A	2	↑
		セイタカハシリ	カヤツリグサ	2	－	
		タコノアシ	タコノアシ	準	準	
		トチカガミ	トチカガミ	1B	準	
		ナガバノウナギツカミ	タデ	準	準	
		ナガボテンツキ	カヤツリグサ	1A	－	
		ノダイオウ	タデ	1A	2	↑
		ビロードテンツギ	カヤツリグサ	2	－	
		フジバカマ	キク	1B	準	
		ホザキマスグサ	カヤツリグサ	1A	2	
		ホソバイヌタデ	タデ	2	準	
		マルパタネツケバナ	アブラナ	2	－	
		ミズアオイ	ミズアオイ	1A	準	
		ミズタガラシ	アブラナ	準	－	
		エキサイゼリ	セリ	1A	準	
		オオシログヤツリ	カヤツリグサ	2	－	追加
		シバナ	シバナ	準	準	
		ヒメタデ	タデ	A1	2	追加
		イトテンツキ	カヤツリグサ	準	準	追加
		イヌスギナ	トクサ	2	－	追加
		キクムグラ	アカネ	準	－	追加
		ヌカボタテ	タデ	2	2	追加
		ミズタカモジ	イネ	1A	2	↑
	タイ類	ウキゴケ	ウキゴケ	2	－	↓

資料：レッドデータブックあいち 2020（津島市域を含む地図）
※メッシュデータにおいて、主に「準絶滅危惧」以上のものを掲載

【用語解説】 生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）

地域で点在している生きものの生息・生育空間（緑地や公園等）を河川や街路樹等の水辺や緑でつなぎ、生きものが安全に移動・繁殖できる空間を地域全体で有機的につなぐことをいいます。

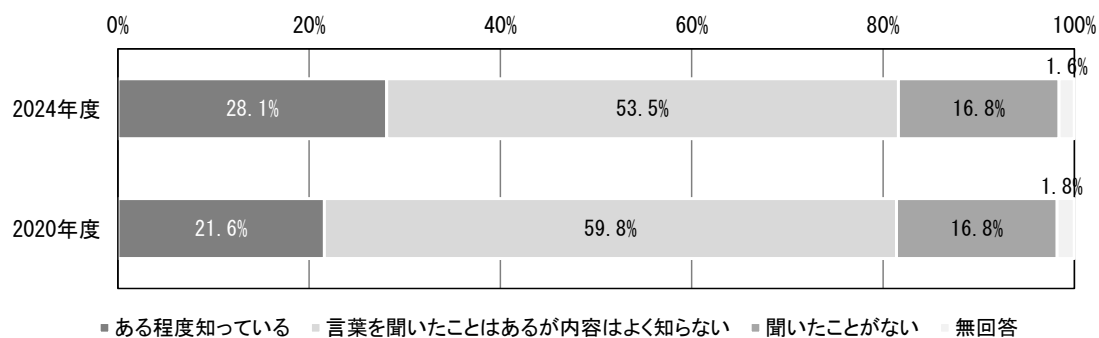
尾張西部生態系ネットワーク協議会では、平野に広がる畑、田んぼやハス田等、庄内川水系や日光川水系の中小河川と水路網や海岸部の広大な干拓地・干潟が連続した水田生態系・河川生態系の保全と再生、地域に点在する自然堤防・緑地公園・施設等のビオトープ、工場緑地、原野等の多様な都市生態系の創出と改良の活動のほか、これらをつなぐ生態系ネットワークの普及・啓発を行っています。

基本方針 2-2 人と自然との共生の推進

地域の生きものに関する情報の共有とリアルな体験・記憶を通じて、多様な生きものが生息・生育できる環境に対する関心を高め、主体的な自然との共生に関する行動を促す施策を展開して推進します。地域の各主体の能力や資源を連携や協働によって生かし、生物多様性の保全及び持続可能な自然との共生に関する継続的な行動を展開することによって、地域の生物多様性の維持・回復につなげます。

現況・課題

- 市民意識調査では、生物多様性に対する市民の意識が低い状態です。
- 地域の生きものの生息・生育の状況を把握できる既存の情報は、断片的で、時間的な連続性がない状態です。
- そのため、市民の関心の低さは、得られる地域の自然に関する情報の不足が招いているおそれがあります。



図__「生物多様性」の言葉の認知度

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

- 生物多様性の損失を止めるため、「ネイチャーポジティブ」・「30by30」のための行動が求められています。
- 身近な自然環境に関する情報の不足が市民の関心の低さを招いている可能性があります。

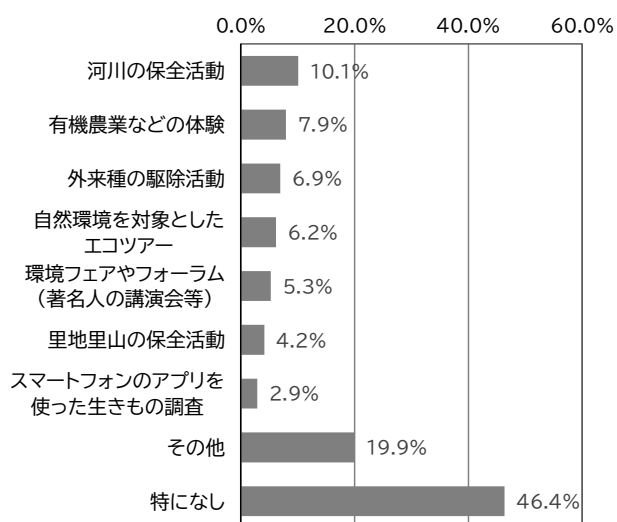


地域の自然環境に対する関心を高め、
身近に自然とふれあう機会の充実が必要

自然にふれることのできる場の活用促進が必要

進が必要

○市民意識調査では、自然にふれあえる環境への期待が高いことから、身近な緑地・水辺等について、日常的に自然にふれることのできる場としての活用を促進する必要があります。



図_参加したことのある生物多様性に関する取組やイベント

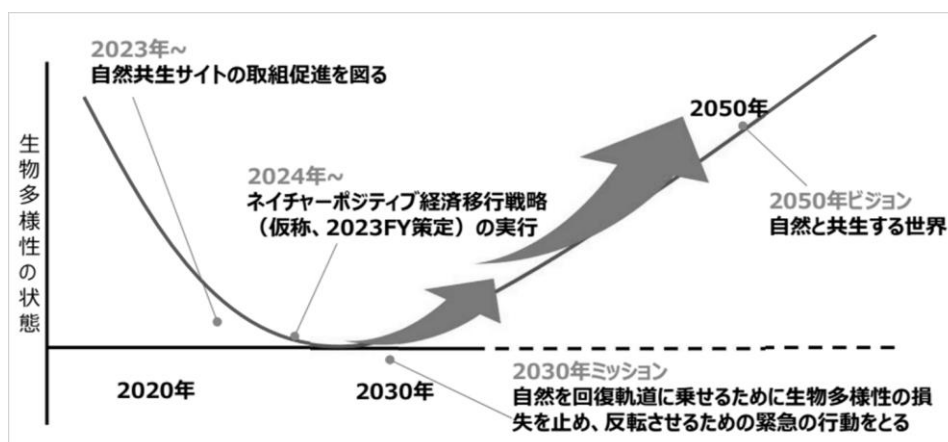
資料：津島市の環境に関する市民意識調査

【用語解説】 ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を止め、反転させて回復軌道に乗せることです。カーボンニュートラルと並び、持続可能な社会を実現するために不可欠な国際目標とされています。具体的には、地域の開発時に緑地割合の基準を設けた自然の復元、市民と協働した外来種の駆除等により、地域の生物多様性を回復・好転させること等が挙げられます。

【用語解説】 30by30 目標（サーティ・バイ・サーティ）

2030 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上を健全な生態系として保全しようとする国際目標です。国立公園等の保護地域だけでなく、里地里山や企業緑地等生物多様性に資する地域（OECM）の認定も含みます。具体的には、水田や畑などの農地を環境配慮型に変える等、農地全体の環境価値を上げることで、OECM として、30by30 目標のカウント対象として組み込むこと等が挙げられます。



図_ネイチャーポジティブへの移行イメージ

出典：環境省ホームページ

施策 2-2-1 生きものの生息・生育状況の把握・共有

地域の自然環境に関する情報の公開を促進して、生きものの生息・生育状況を可視化し、地域の各主体のニーズに応じた情報の利用の促進を図ります。

地域の生態系の全体像や実情を地域の共通認識として共有することを通じて、市民や事業者の身近な環境への関心を高め、主体的な生態系の保全の行動を促進します。

行政の主な取組	○学校・保育園等や市民と連携した生きものの生息・生育状況に関する調査の実施、生きものの生息・生育状況を始めとする地域の自然環境の状況の把握・情報共有
市民の取組例	○居住地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○生きものの生息・生育空間に配慮した行動
事業者の取組例	○事業所等所在地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○生きものの生息・生育空間に配慮した事業活動の実施

施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実

自然を感じられる都市公園や身近な公園、公共施設、河川・水路等の緑地・水辺の整備に当たっては、身近に生きものとふれあうことのできる機能の充実を図ります。

地域の緑地・水辺等を生かした生きものとのふれあい、行政・各種団体等が提供する自然体験の機会等を通じて、体験や記憶に基づく地域の環境に対する関心を高め、主体的な生態系の保全の行動を促進します。

行政の主な取組	○公園の利用ニーズに沿った再整備、身近な公園の再配置、公園・水辺の散策路の整備、河川・水路の水辺空間の環境・景観の整備 ○自然体験・学習の機会に関する情報の提供 ○地域の緑化・美化・環境保全活動の支援
市民の取組例	○自宅の敷地の緑化、身近な緑地・水辺での生きものとのふれあい、自然体験・学習の機会の活用 ○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加
事業者の取組例	○事業所等の敷地の緑化・水辺の整備、自然体験・学習の実施・協力 ○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加・協力



田植え体験（蛭間小学校）

稲刈り体験（蛭間小学校）

【コラム】 市民参加型の自然環境調査

環境省生物多様性センターでは、身近な生きものの観察情報をスマートフォンから手軽に報告できる、市民参加型の生物多様性モニタリングツールである「いきもののログ」アプリを無料で運用しています。

「いきもののログ」は、一般市民から生きものの目撃情報を収集し、生物多様性の保全や調査研究、環境教育に役立てることを目的として、日本全国の野生生物の分布情報を集約するプラットフォームとなっており、アプリ版は、野外での観察・記録に特化した機能を持っています。

（主な機能と特徴）

○簡単報告

写真を撮影し、コメントを添えてその場で報告できます。撮影日時や GPS による位置情報も自動で付加可能です。

○オフライン対応

あらかじめ地図データをダウンロードしておけば、電波の届かない山奥や離島でも観察記録を保存でき、通信圏内に戻った際に一括アップロードできます。

○多彩な調査に参加

誰でも参加できる一般調査や、特定のプロジェクト（例：ツバメの分布調査等）を選んで報告できます。

○地図表示

自分の報告地点や調査対象エリアを地図上で確認できます。



出典：生物情報 収集・提供システム いきもののログ（環境省）

基本目標 3 資源を循環させるまち

基本方針 3-1 資源循環の推進

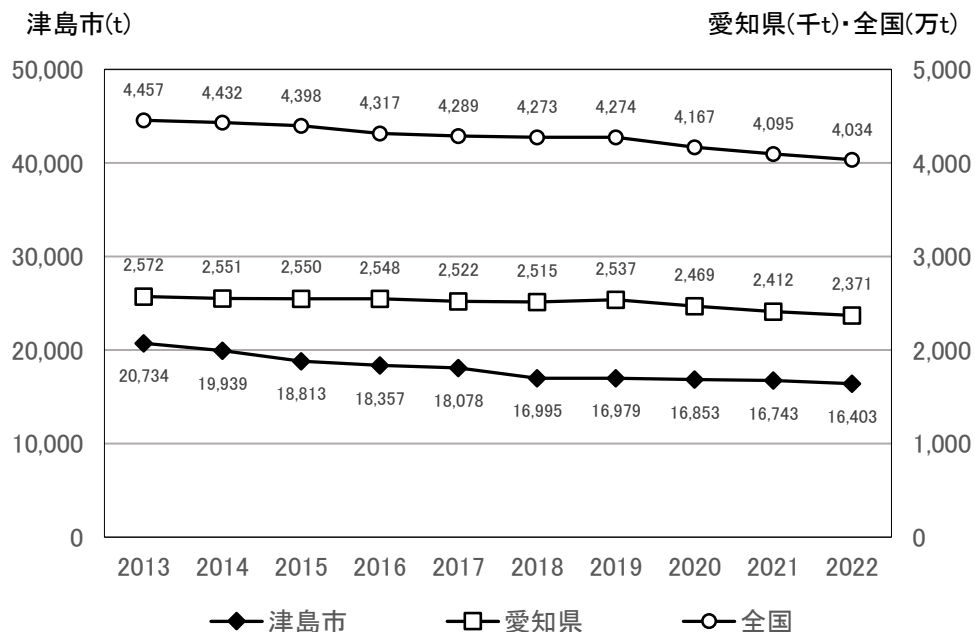
3Rの実践を徹底し、資源消費の最小化、ごみの発生抑制、資源の循環を意識した製品やサービスの提供・利用等を促進することによって、持続可能な形で資源を無駄なく繰り返し最大限に活用する地域の資源循環のサイクルを活性化し、循環経済（サーキュラーエコノミー）の展開を通じて、社会全体で環境負荷の低減や資源の確保を図ります。

資源循環の主体となる市民・事業者の前向きな意識改革や環境価値の可視化等を通じて、自分事としての行動と地域への広がりにつなげます。

現況・課題

○大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行の経済システムによって、資源や環境に大きな負荷がかかり、将来的な資源の枯渇等のリスクがあります。

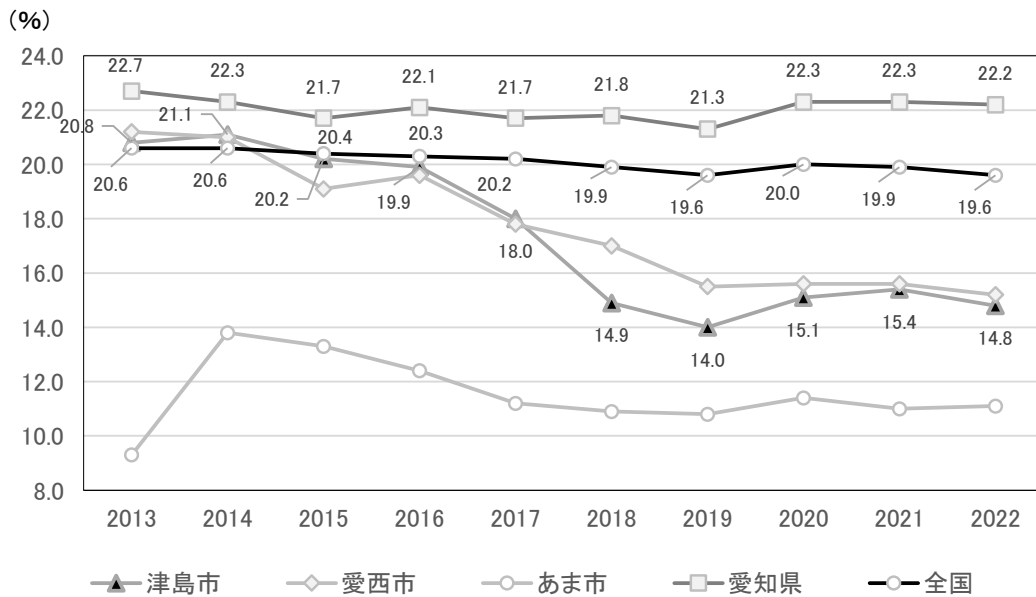
○ごみ排出量は、全国や県の平均よりも少ない水準で推移していますが、減少傾向が鈍化し、横ばいの状態です。



図_ごみ総排出量の推移

資料：愛知県・環境省 一般廃棄物処理実態調査

○資源化率は、ごみの減量等の影響もあり、横ばいの状態です。民間事業者による資源回収の増加等も要因のひとつとなっています。



図_リサイクル率の推移

資料：愛知県・環境省 一般廃棄物処理実態調査

資源の消費の抑制や循環させる意識・仕組みの展開が必要

ごみの発生の一層の抑制が必要

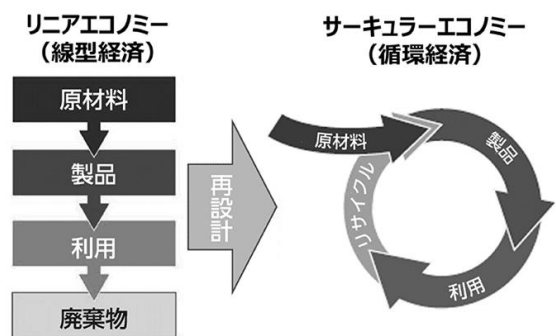
○3Rを徹底することによって、循環させる資源を確保することができます。

家庭や事業所から出る資源を資源循環のサイクルに投入する仕組の活性化が必要

○サーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を推進することによって、新しい資源の使用や消費を抑え、あらゆる段階で効率的・循環的な資源の利用を図ることができます。

【用語解説】 サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源を使い捨てにせず、製品・サービスの設計段階から廃棄物を出さない工夫を施し、最大限の付加価値を付けていくことで、資源を継続的に循環させ続ける経済の仕組みのことを言います。具体的には、生ごみを分別回収してバイオガスや堆肥としてリサイクルしたり、公共施設の備品等にリユース品を優先導入したりして、地域内で資源を循環させる仕組みを作ることが挙げられます。



図_サーキュラーエコノミーのイメージ

出典：環境省ホームページ

施策 3-1-1 ごみの発生抑制の促進

ごみの発生を抑制する直接的な取組に加え、製品等の供給者と消費者が資源循環の認識を共有し、それぞれの立場において、再生材等を使用した製品やシェアリング・サービス等により資源投入量を減らすこと、長く使える製品やリユース等により資源消費を最小化することを徹底し、ごみの発生抑制を推進します。

行政の主な取組	○ごみ処理市民委員会との連携による啓発、市民・事業者への情報提供と取組の支援、ごみの発生抑制につながる取組の普及 ○食品ロスの削減、グリーン購入の実践、リユース市場の活用等の啓発・支援
市民の取組例	○過剰包装商品の購入自粛、レジ袋使用の削減、生ごみ水分ひとしぼり運動の実践、食品ロスの削減 ○グリーン購入の実践 ○フードドライブの実践、レンタル・シェアリングサービスの利用、リユース市場の活用
事業者の取組例	○過剰包装商品の販売抑制、レジ袋・プラスチック什器の削減、食品ロスの削減 ○グリーン購入の実践 ○フードドライブの実践、リユース市場への参画

施策 3-1-2 地域の資源循環システムの構築

資源循環についての意識改革や環境価値の認識を通じて、あらゆる立場の主体の行動につながる行動変容・ライフスタイルの変革を促すとともに、廃棄物処理・リサイクル業者等との連携により、地域における再生資源の継続的な利用や地域資源の活用を検討し、地域に合った持続可能な資源循環システムを構築します。

資源化率の一層の向上に向けて、燃やすごみの中に存在する資源化物の分別回収を徹底するとともに、様々な主体との連携を強化し、新たな再生可能資源や分別回収方法等についても検討しつつ、資源のリサイクルを促進します。

行政の主な取組	○ごみの分別に関する啓発、常設リサイクルステーションの運営 ○資源化物の分別徹底の啓発、資源化物の品目拡大の検討
市民の取組例	○資源化物の分別徹底 ○リサイクルステーションの利用促進 ○リサイクルに関する法令に基づく資源化・適正処理の遵守
事業者の取組例	○資源化物の分別徹底 ○リサイクルに関する法令に基づく資源化・適正処理の遵守 ○店舗等における資源回収の実施、地域における資源化事業の実施その他地域の資源循環への参画

【コラム】 資源循環で使われる「R」

資源循環の取組を行う上で、従来の「3R」に加え、近年では「4R」や「5R」という呼び方もされるようになってきました。本計画では一般的な認知度が高く、自治体や企業等がキャッチフレーズとしてよく用いている「3R」を採用しています。

Reduce（リデュース）／削減

使う量を減らし、ごみの発生量を抑制する。

【例】：食材の使い切り、使い捨て製品の利用を減らす。

Reuse（リユース）／再使用

繰り返し使うことで、廃棄物を減らす。

【例】：リユース容器、フリマ活用、シェアリング。

Recycle（リサイクル）／再資源化

資源として回収し、新しい製品の原料として使う。

【例】：ペットボトルの再生、金属資源の回収。

「4R」や「5R」は、「3R」に次の「R」を加えたものです。

Refuse（リフューズ）／断る

不要なものを「受け取らない・買わない」ことで、ごみの発生そのものを防ぐ。

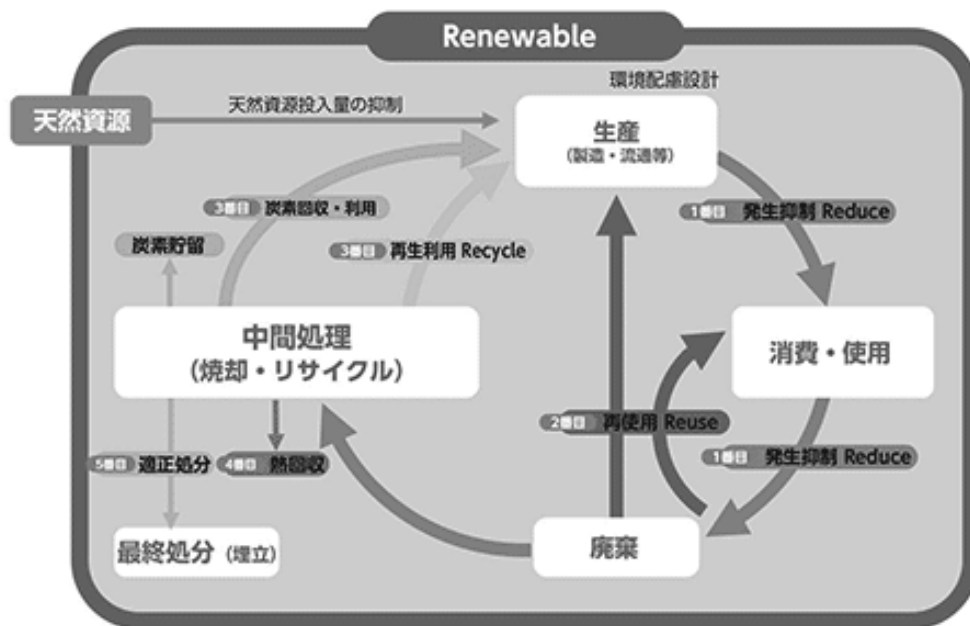
【例】：過剰包装を断る、無料配布品をもらわない。

Repair（リペア）／修理

壊れたものを直して長く使う。

【例】：家電や家具の修理、靴や衣類の補修。

サーキュラーエコノミーの実現に向けて、「3R」に「再生可能な」という意味の「Renewable（リニューアブル）」を加えた「3R+Renewable」の重要性が高まっています。再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること、例えば、プラスチック製の文具を「バイオマスプラスチック製」に替えることが「Renewable」の取組の一つになります。



図_3R+Renewable のイメージ

出典：環境省ホームページ

基本方針 3-2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理の原則は、ごみとなるものを減らし、再利用や再資源化による再生利用によって、循環的な資源の利用のサイクルに投入する 3R を徹底した上で、最終的に残った廃棄物を適正に中間処理・最終処分することにあります。平常時・非常時にかかわらず、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民生活の安全を確保するための施策を展開して廃棄物の適正処理を推進します。

現況・課題

○ごみに対する意識は高い一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄がないことに対する満足度に改善が見られません。

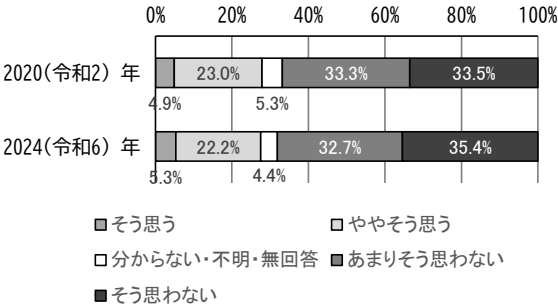


図 1 ごみのポイ捨てや不法投棄がない（満足度）

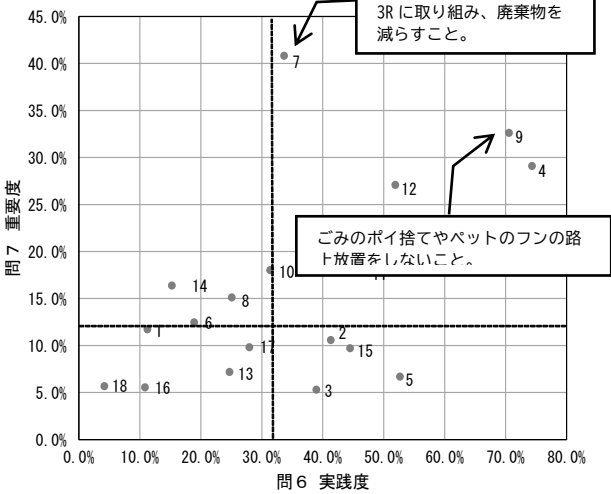


図 2 津島市の環境をより良い状態で将来に残すために重要なこと（重要度・実践度）

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

- ごみの分別・排出に関するトラブルが増加しています。
- 収集ごみに混入したりリチウムイオン電池やスプレー缶による火災・爆発が発生しています。

- 廃棄物の不法投棄や不適正処理、野焼き等の不法行為は、生活空間の景観の損失、生活環境の悪化や公衆衛生の悪化のほか、有害物質の漏出リスクもあり、市民生活の安全を脅かす大きな要因となります。
- 廃棄物の持ち去りや不法回収は、廃棄物の不法投棄や不適正処理につながるおそれがあります。

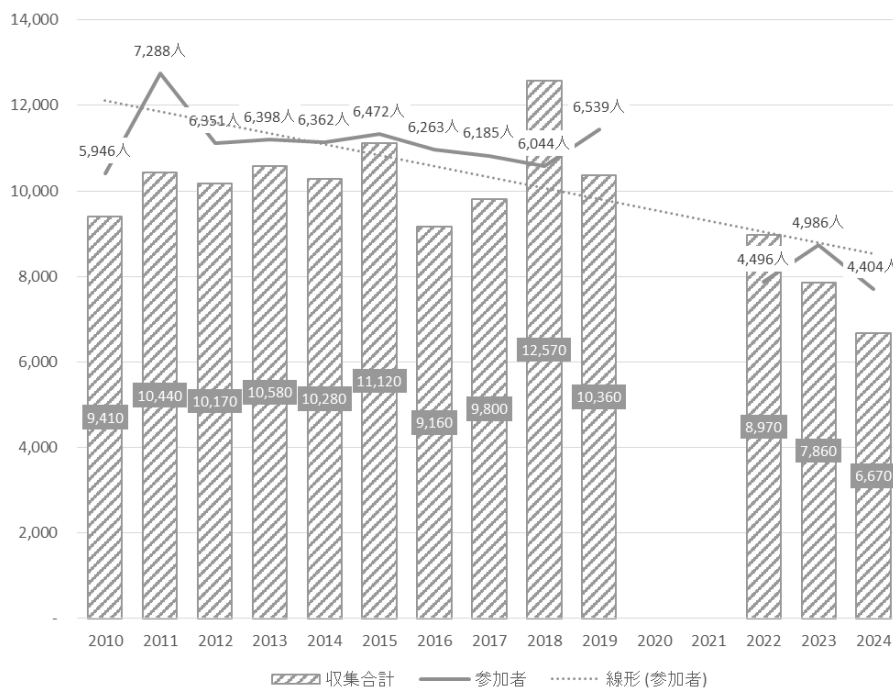
- 南海トラフ大地震や気候変動の影響による自然災害の発生リスクが高まっています。



廃棄物の適正処理に対する意識の向上が必要

全ての主体のあらゆる者に地域のごみ出しのルールへの浸透が必要

- ごみゼロ運動等の地域美化活動を通じて、ごみの適正処理やポイ捨てを許さない意識の共有を図ることが必要です。
- 外国籍住民へのごみの分別・排出のルールの啓発は、多言語対応等のツールの充実に加え、多文化共生の観点による地域のコミュニティや事業所との連携が必要です。



図_ ごみゼロ運動参加者数と収集量の推移

資料：津島市生活環境課

ごみの排出者としての責任を徹底することが必要

- 廃棄物等のうち再使用、再生利用又は熱回収ができる場合には、適正に循環的な利用を行うことが基本原則とされ、循環的な利用が行われないものは、適正に処分することとされています。廃棄物を適正に処理するためには、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図った上で、なお生じた廃棄物を分別して排出することがごみの排出者としての責任とされています。
- 更に、事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、排出事業者責任と呼ばれています。

災害廃棄物の迅速な処理が必要

- 大規模災害が発生したときには、家庭・事業所の災害廃棄物や被災中のし尿・ごみの発生が予測されます。公衆衛生の確保や環境負荷の低減のために、災害廃棄物を迅速に処理する体制整備等の平時からの備えが必要です。

施策 3-2-1 廃棄物の適正な排出と処理の推進

廃棄物の適正処理に関する知識の浸透や意識の醸成を図るとともに、地域のニーズに応じた啓発資材やツールの提供、適正な分別排出の指導等を通じて、市民や事業者のごみの正しい分別排出に関する理解の定着と排出者責任に基づく適正な分別排出の促進を図ります。

ごみの減量、適正な分別排出、中間処理の実施等により最終処分される廃棄物量の削減を推進するとともに、最終処分による環境への影響を把握した上で、最終処分場の安定的な運用を確保することによって、廃棄物の処理に伴う環境負荷の低減・公衆衛生の維持を図ります。

行政の主な取組	○ごみゼロ運動等の地域美化活動の実施・支援 ○ごみの適正処理に関する啓発、ごみ処理市民委員会と連携したごみ処理施設の見学会の実施・環境学習メニューの提供、小中学校でのごみの分別等に関する環境教育の実施 ○リチウムイオン電池、スプレー缶等の発火性危険物の適正な分別の啓発と安全な処理 ○中間処理の充実、ごみ処理施設・最終処分場の適正管理
市民の取組例	○ごみゼロ運動等の地域美化活動への参加 ○ごみ処理に関する講習会や環境学習への参加、ごみの分別・排出・処分に関するルール・仕組の共有 ○適正な分別排出の実践、リチウムイオン電池、スプレー缶等の発火性危険物の分別の徹底 ○地域によるごみ集積場の適正管理
事業者の取組例	○地域貢献活動の実施、ごみゼロ運動等の地域美化活動への参加 ○アスベスト、医療廃棄物等の適正処理困難物の適正な処理 ○適正な分別排出の実践、リチウムイオン電池、スプレー缶等の発火性危険物の分別の徹底、従業者に対する地域におけるごみの分別・排出・処分に関するルール・仕組の教育



施策 3-2-2 不法投棄・不適正処理対策の推進

廃棄物の排出における排出者責任の遵守を徹底するとともに、地域と行政が連携した監視体制による不法投棄・不適正処理の早期発見、その行為者に対する適正処理の指導と是正を徹底し、不法投棄・不適正処理をさせない環境づくりを推進します。

行政の主な取組	○不法投棄・不適正処理の防止啓発 ○パトロールや監視による廃棄物の不法投棄・不適正処理・持去り等の早期発見・指導等の実施、野焼き等の不法行為の指導
---------	--

市民の取組例	○ごみのポイ捨て等の不法投棄や野焼き等の不法行為をしないこと ○廃棄物の不法回収を利用しないこと ○地域で連携した廃棄物の不法投棄・不適正処理・持去り等の監視
事業者の取組例	○事業活動から排出される廃棄物の処理ルール徹底 ○古紙、金属類等の資源化物の保管におけるセキュリティ強化等による廃棄物の持去り等の対策の実施

施策 3-2-3 災害廃棄物の迅速な処理の確保

大規模な地震や台風・大雨による災害で発生する災害廃棄物については、あらかじめ災害廃棄物処理体制を構築し、訓練等を通じてその運用の実効性の向上を図ります。

災害発生時には、周辺市町村や愛知県を始めとした広域的な応援体制や関係事業者との連携体制を活用して、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を行い、公衆衛生の悪化を防ぐとともに、市民生活や事業活動の早期の正常化、まちの復旧・復興につなげます。

行政の主な取組	○災害廃棄物処理に関する訓練の実施、災害廃棄物・し尿の収集運搬、仮置き場の設置・運営、中間処理施設や最終処分場の確保に係る協力体制の強化 ○広域連携や広域処理等の機能確保
---------	--

市民の取組例	○災害廃棄物処理に関する情報の収集 ○災害廃棄物の適正排出
事業者の取組例	○災害廃棄物対策の BCP（事業継続計画）への掲載 ○災害廃棄物の適正排出 ○災害廃棄物処理における行政との連携・協力

基本目標 4 心地良さが感じられる安全・安心なまち

基本方針 4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上

まちなかでは、公共空間と民有地の緑と水の充実を進め、緑と水に身近にふれられる自然との距離の近い生活空間とするとともに、自然が持つ機能を生かした健康増進・レクリエーション・景観の向上を図り、居住環境の質を高めるための施策を展開して、緑と水による生活空間の快適さの向上を推進します。

現況・課題

- 身近な公園や緑地の満足度に大きな変化は生じていません。
- 自由意見では、公園整備や利用促進に関する意見があり、身近な公園に対する関心の高さがうかがえます。

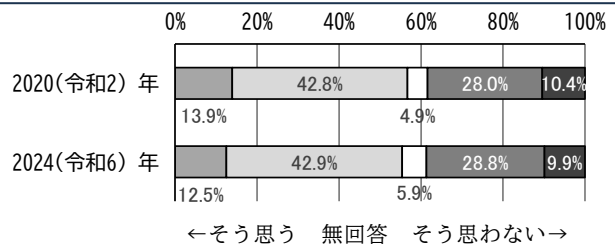


図 1 まちや公園がきちんと清掃され、花や緑がある（満足度）

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

- 地域の特徴的なまちなかの緑である社寺林・屋敷林のほか、家庭や事業所等の生垣や庭木、植栽等は、都市化の進展や機能性の追求、ライフスタイルの変化等に伴って減少しています。
- 都市公園は、2014 年からの 10 年間で 2 箇所増えて 14 箇所となり、市民 1 人当たり面積は 4.7m² から 5.1m² に増加していますが、愛知県平均の 8.09m²、国の整備目標 10.9m² を下回っています。

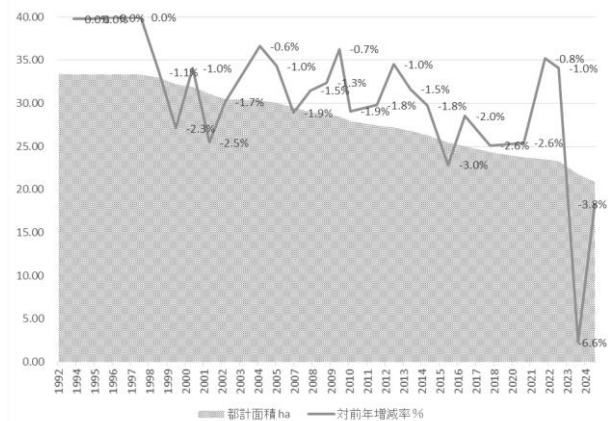


図 2 生産緑地面積の推移

資料：津島市生活環境課

- まちなかの土地利用の変化により空き地等の低・未利用地が増加し、管理不良等により生活環境やまちの景観に大きな影響を及ぼします。

自然環境が有する多面的な機能を活用した
生活空間の快適さの向上が必要

自然との距離感・身近な緑と水の活用が必要

○身近な自然がもたらす効用を生かすことによって、地域の魅力や居住環境の質の向上につながります。身近なまちなかの緑地や水辺の活用の促進を図ることが求められます。

- ・健康増進（ヘルスケア・効用）

身近な緑は、居住者の心身に直接的なプラスの影響を与え、アクティブな生活の誘発、ストレス低減とリカバリー、微気候の調節等に効果があり、医療費の抑制等の社会的なメリットにもつながります。

- ・環境教育（学びと次世代育成）

自然環境は、生態系への理解、循環の体感、キャリアとスキルの形成等につながり、教科書では学べない「生きた知恵」を授けるフィールドとなります。

- ・レクリエーション（交流と賑わい）

多様な活動を受け入れる空間は、サードプレイスの提供、地域コミュニティの核、ライフスタイルの多様化等の効果を生み、地域のコミュニティを活性化させ、定住意欲を高めます。

- ・景観形成（ブランドと資産価値）

美しい景観は、地域のアイデンティティ、不動産・経済価値、視覚的秩序等を高め、その土地の「品格」を決定づけ、経済的な価値にも寄与します。



天王川公園

施策 4-1-1 公共空間における緑化の推進

まちなかでまとまった緑を確保できる都市公園や身近な公園は、魅力や利便性・快適性の向上を図るため、利用ニーズに合った再整備・再配置を行い、その利用の促進を図ることによって、緑の多面的な機能の維持・向上を推進します。

公共施設の緑地を適切に管理して、まちなかの緑地の質の維持・向上を図るとともに、沿道の敷地、幹線道路・駅前広場、地区整備により確保したオープンスペース等の緑化を推進し、景観の魅力や居住環境の向上を図ります。

行政の主な取組	○公共施設・敷地、オープンスペース等の緑化、公共空間の緑化・美化に関する官民連携の促進 ○小中学校、市民利用施設、公園等の緑地の維持管理、幹線道路・駅前広場等の街路樹・植栽等の緑地創出 ○利用ニーズに合った公園の再整備・再配置
市民の取組例	○沿道の住宅の敷地、駐車場等の緑化 ○公共空間の緑化・美化に関する官民連携への協力
事業者の取組例	○沿道の事業所・工場・商業施設等の敷地、駐車場等の緑化 ○公共空間の緑化・美化に関する官民連携への協力

施策 4-1-2 地域における緑化の推進

社寺林・屋敷林は、所有者や地域の合意の下で、まちなかの貴重な緑として保全するとともに、関係者との連携により地域での活用方法を検討し、地域のシンボルとして根付かせます。

市民や事業者のまちなかの緑に対する意識の向上を図り、住宅、事業所、工場、商業施設、都市農地等のまちなかのあらゆる場所で緑の維持・創出を推進し、緑によるまちなかの景観の向上を図ります。

行政の主な取組	○地区整備によるオープンスペースの確保、開発事業等における緑地創出の誘導 ○生産緑地を活用した都市農地の保全
市民の取組例	○住宅の敷地、駐車場等の緑化 ○生産緑地における営農
事業者の取組例	○事業所・工場・商業施設等の敷地、駐車場、店舗出入口等の緑化や環境施設の整備 ○開発事業等における緑地創出 ○生産緑地における営農

施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上

都市公園や水と緑の軸となる河川・水路は、季節を感じられる景観を形成しており、市民の散策路や身近に自然とふれあえる場所として、緑の持つ健康増進やレクリエーションの機能の充実を図ります。空き地等の低・未利用地は、適切な維持管理を指導するとともに、地区整備等を通じて、人が集う緑のオープンスペース等としての活用を検討し、まちの魅力・居住環境の向上を促進します。

身近な自然環境を生かした情報発信・学習機会の提供、オープンスペースの活用促進、地域の緑化・美化・環境保全活動を推進し、各主体における身近な緑と水の活用を促進します。

行政の主な取組	○公園の緑地の維持管理、幹線道路・駅前広場等の公的空間の緑化 ○公園の利用ニーズに合った再整備・再配置 ○地域の緑化・美化・環境保全活動の支援 ○低・未利用地やオープンスペースの活用の検討
市民の取組例	○空き地、空き家等の適正管理 ○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加 ○低・未利用地やオープンスペースを活用した市民緑地等の取組への参加
事業者の取組例	○未利用建築物の適正管理 ○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加・協力、地域貢献活動の実施 ○低・未利用地やオープンスペースを活用した市民緑地等の取組への参加・協力



基本方針 4-2 暮らしの安全・安心の確保

地域の立地や特性を生かして、自然の持つ多様な機能を活用した防災・減災機能の強化を図るとともに、自然環境を構成する要素であるとともに、生活や産業で利用される貴重な地域資源である水の健全な循環を保全し、情報の共有や地域で共生する主体としての相互理解によって、日常生活や社会経済活動に関わる身近な環境の問題・課題の解決を図るための施策を展開して、地域での暮らしの安全・安心の確保を推進します。

現況・課題

○汚水処理人口普及率は、80.1％で、全国平均（93.3％）・愛知県平均（93.2％）を下回っています。市民意識調査では、水環境に対する重要度・関心が高くなっています。

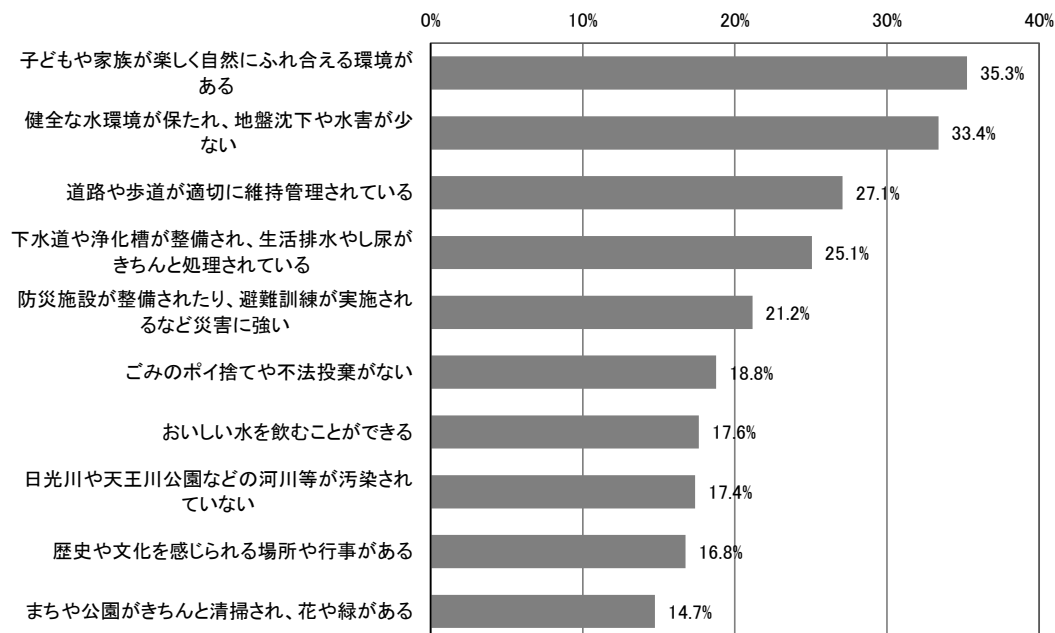


図 津島市の環境をより良い状態で将来に残すために重要な項目（上位 10 項目）

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

○暮らしに隣接する場所で発生する建設工事や重機を使用した作業による騒音・振動、野焼きによる悪臭等の都市・生活型の公害の処理件数は、公害苦情の 80％を超えています。

○海拔ゼロメートル以下の低地に位置する地理的状況から、常に水害リスクに直面しています。



地域での暮らしの安全・安心を脅かすリスクの低減が必要

健全な水循環の維持に配慮が必要

○水資源の利用に当たっては、過度な利用の抑制や適切な処理によって、環境する水に及ぼす影響を最小化することが必要です。

【用語解説】水循環

地球上の水は、海水や河川の水として常に同じ場所に留まっているのではなく、太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、絶えず循環しています。

この水循環によって塩分を含む海水も蒸発する際に淡水化され、私たちが利用可能な淡水資源が常に作り出されていることになります。このため、持続的に使うことができる水の量は、ある瞬間に河川や湖沼等の水として存在する淡水の量ではなく、絶えず「循環する水」の一部ということになり、この水循環を健全に保つことが持続的な社会を築く上で極めて重要になります。

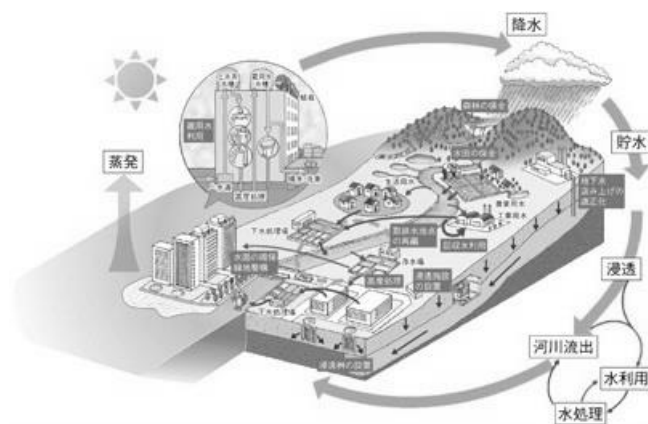


図 循環する水

出典：内閣官房水循環政策本部事務局

地域で共生する主体間で情報の共有と相互理解が不可欠

○都市・生活型公害の多くは、その原因が市民生活や生活に近い場で行われる事業にあることが多く、適切な情報の共有や相互理解を促進することによって、被害の拡大を防ぐことが必要です。

身近な自然環境の機能を生かした活用が必要

○自然環境が有する多様な機能（緑の多面的な機能）を生かしたグリーンインフラとしての活用が求められています。

- ・ 防災・減災機能の強化（雨水貯留機能・浸透機能の確保）
- ・ 地球温暖化対策（二酸化炭素吸収・炭素貯留、気温上昇の抑制）
- ・ 生物多様性の保全（生態系の維持）
- ・ 地域の魅力・居住環境の質の向上（健康増進、環境教育、レクリエーション、景観形成）

○南海トラフ巨大地震の発生リスクが高いほか、気候変動の影響による水害の激甚化が予測されています。防災・減災対策を補完するものとして、グリーンインフラの活用を検討することが必要です。

施策 4-2-1 健全な水循環の維持・回復

水環境への環境負荷の低減を図るため、生活排水について、公共下水道への接続又は単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換や合併処理浄化槽の適正管理を促進するとともに、工場又は事業所から排出される水が規制基準に適合した水質を確保するよう処理施設の設置及び適正な維持管理の徹底を図ります。

日常生活や事業者の事業活動に伴う排水が流入する地域の河川・水路の水質調査を継続的に行うとともに、河川・水路の水質や生きものの生息・生育状況等の情報を地域及び流域全体で共有し、関係機関と連携して、健全な水環境の維持・回復を図ります。

行政の主な取組	○公共下水道の整備・接続促進 ○合併処理浄化槽の普及促進・適正管理の啓発 ○河川・水路のモニタリングの実施、地域の水環境情報の収集・共有 ○下水道終末処理場の適正管理
市民の取組例	○公共下水道への接続、単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理 ○河川・水路のモニタリングへの参加
事業者の取組例	○公共下水道への接続、単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理 ○工場又は事業所からの排水監視、除害施設の設置・適正管理

施策 4-2-2 都市・生活型公害等の対策の推進

生活空間に近い場所で発生する建設工事や重機等を使用した作業による騒音・振動、野焼きによる悪臭等は、日常生活への影響が大きくなることから、発生する騒音・振動・悪臭のリスクに基づく被害防止措置と規制の遵守の徹底を図ります。

工場等から発生する騒音・振動、大気汚染、水質汚濁等の産業型公害や地盤沈下については、地域環境への影響の範囲が大きいことから、地域や関係機関と情報を共有して、被害の拡大防止を図ります。

空き地等の低・未利用地の管理不良、動物による生活被害等の居住空間で生じる身近な環境問題に対しては、情報の共有や相互理解を通じて、影響の拡大防止を図り、安全・安心な暮らしに必要な生活環境の保全を推進します。

行政の主な取組	○関係法令に基づく原因者に対する指導・規制 ○地域の環境情報の収集・共有 ○動物による地域の生活被害の防止に対する支援 ○その他地域の環境の保全に関する取組の実施
---------	--

市民の取組例	○生活に伴って発生する騒音・振動・悪臭等への配慮 ○野焼きの禁止の徹底 ○家庭ごみの適正な保管、地域によるごみ集積場の適正な管理、動物への餌遣りの配慮等の動物による地域への被害の防止
事業者の取組例	○騒音・振動・悪臭を伴う作業における被害の防止措置、周辺住民への周知等による作業内容等の情報共有、公害規制に関する法令等の遵守 ○事業系ごみの適正な保管等の生物による地域への被害の防止 ○事業活動における環境配慮の促進

施策 4-2-3 地域資源を活用した防災・減災機能の充実

地域の立地や特性に応じて、地震や台風・大雨による災害に対するハード・ソフトの両面からの防災・減災対策が講じられています。気候変動による影響が予測される災害リスク等に対しては、既存の防災・減災対策を補完するものとして、農地や水辺の持つ雨水貯留・浸透機能、都市農地の持つ火災における避難場所・延焼防止機能等をグリーンインフラとして活用することを検討します。

災害が発生した場合における災害対策の継続や災害復旧期の市民生活の維持のため、公共施設等の自立電源について、非常用電源としての活用を推進します。

行政の主な取組	○グリーンインフラを活用した防災・減災対策の検討 ○生産緑地を活用した災害時の避難場所や延焼防止スペースの確保 ○公共施設等における太陽光発電設備・蓄電設備や電動車等を活用した非常用電源の確保
市民の取組例	○水田・水辺等の身近な自然環境が防災・減災につながることにに対する理解 ○災害時における太陽光発電設備・蓄電設備による非常用電源等の確保、災害時協力井戸や雨水貯留タンクによる生活用水の確保
事業者の取組例	○グリーンインフラとして活用できる水田・水辺等の機能維持 ○災害時における農地の雨水貯留機能や太陽光発電設備・蓄電設備による非常用電源等の確保、災害時協力井戸や雨水貯留タンクによる生活用水の確保

基本目標 5 学びとパートナーシップが根付くまち

基本方針 5-1 地域で行動する人材の育成

学校・保育園等での環境教育と地域・職場での環境学習を組み合わせることによって、発達段階やライフステージに応じた地域の環境に対する関心・共感を高める施策を展開し、環境や地域の課題解決に向けた主体的な行動ができる人材の育成を推進します。

現況・課題

○環境問題に関する関心度が高くなっています。年代別で見ると、30 歳未満では 72.1%に止まり、18・19 歳の 43.8%は、関心がないとなっています。

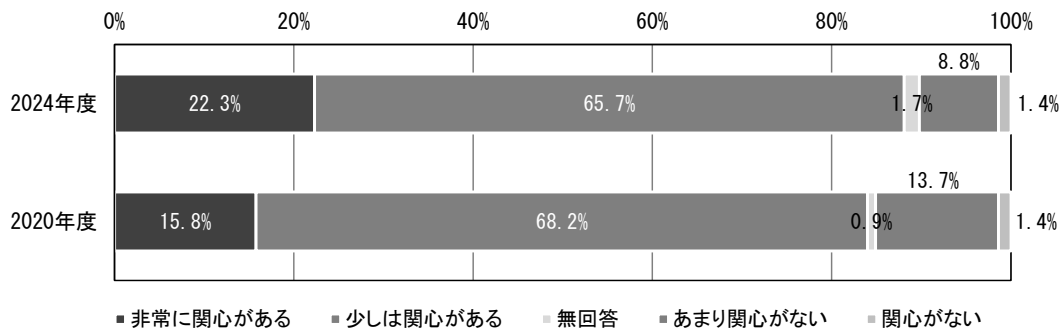


図 環境問題に関する関心度

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

○市民意識調査では、自然観察・体験イベント等で自然にふれあう取組を行っている割合は、10.8%に過ぎず、2019 年度の調査と比べて 12.5%低下しています。また、小中学生では、環境をより良くするためにしたいこととして、「環境について学ぶ講座や体験会に参加すること」は、5.7%で 15 項目中最下位となっています。

○世界的な環境危機とされる気候変動、生物多様性の損失、汚染は、地球上のあらゆる場所で連鎖的に起こっているため、これらを統合的に理解し、解決に導くために ESD が推進されています。特に、環境教育を受けた若年層は、他の年齢層を比べると、社会的な問題を意識した行動をとる割合が高いとされています。



人口減少が進展する中で、
関心を行動につなげて、地域で活動できる若者の育成が必要

継続的な環境学習ができる場や機会が必要

- 学校・保育園等で環境について学んだ後、引き続いて地域や社会で環境について学ぶことのできる機会や手段の充実が必要です。
- 自然を体験できるイベント等を通じて、環境についての関心を高め、環境学習につながる機会や仕組の構築が必要です。

【コラム】 情操を育む自然体験

文科省の「令和２年度 青少年の体験活動に関する調査研究結果報告」によると、小学生の頃の自然体験、社会体験、文化的体験や読書、手伝い等を多く行った子供は、高校生の時に自尊感情や外向性（自分のことを活発だと思ふこと）、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向きな傾向）といった項目の得点が高い傾向にあり、異年齢の子供と遊んだり、自然の中や空き地等で遊んだりした経験によっても、同様の傾向が見られたという報告がありました。

このうち、自然体験では主に自尊感情や外向性の意識に良い影響が見られ、例えば、12歳（小学６年生）の頃の自然体験の有無と、17歳（高校２年生）の頃の自尊感情を見ると、体験が多い子供は自尊感情が29.4ポイント、少ない子供は27.9ポイントと、自尊感情や外向性を高める効果があることが分かりました。

持続可能な地域の作り手の育成が必要

- カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを同時達成する経済システムに移行するために、地域や職場での環境学習は、この変革を支える「新たな成長」を生み出す人材育成として重要とされています。
- 職場での環境学習は、単なる知識習得ではなく、企業のサステナブル経営を実現する人材育成の側面があります。

【用語解説】 サステナブル経営

環境（E）、社会（S）、経済（G）の３つの側面に配慮した企業経営を通じて、長期的に持続する企業価値を作り上げていく経営手法です。エネルギー効率の向上や温室効果ガスの排出量削減、資源の循環と廃棄物管理による環境負荷の低減、持続可能な製品やサービスの提供等が実現されることによって、短期的な利益だけでなく、社会課題の解決と経済成長を両立させる戦略的経営と言えます。

施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進

学校・保育園等では、自然体験、教科、環境学習等を通じて、生活につながる環境、環境との関わり、環境問題等について学ぶ機会を提供し、若年期から地域の環境を取り巻く問題に対する意識や共感を高めます。

環境教育で環境に対する知識・理解を深めつつ、地域の自然や文化を生かした体験活動や学びの成果を社会教育施設、団体、企業等との連携によって地域で共有し、環境や地域の問題を意識した行動ができる素養の醸成を推進します。

行政の主な取組	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等を通じた地域の環境を学ぶ機会の提供 ○学校・保育園等における環境教育の公表等による活動成果の地域への展開
---------	---

市民の取組例	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等に対する協力
事業者の取組例	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等に対する協力・支援

施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進

家庭での環境に関する会話や自然体験を通じて、身近な環境に対する気付き・関心を高めるとともに、インターネット等により提供される環境情報を活用した一人ひとりのニーズに応じた学びや行政・各種団体等が提供する環境学習の活用を推進し、地域における環境保全活動で行動できる人材の育成につなげます。

地域における経済と環境の調和を図るため、事業所においては、従業員の環境リテラシーの向上のための環境学習の機会の充実や地域の環境保全活動への参加を促進し、企業経営に環境の視点を取り入れた環境経営や環境人材の育成を推進します。

行政の主な取組	○地域の環境に関する情報、自然体験、環境学習等に関する情報の提供 ○社会教育・生涯学習と連携した ESD の視点による環境学習の機会の提供 ○事業者や団体等との連携による環境学習の推進
---------	--

市民の取組例	○地域の環境に関する学習の実施、地域・職場における環境学習への参加 ○学校・保育園等で学んだ環境保全に関する行動の家庭での実践、地域における自然体験への参加
事業者の取組例	○地域における自然体験、環境学習等に対する協力・支援 ○従業員に対する環境学習の機会提供、従業員の環境保全活動参加に対する支援、環境人材の育成

【コラム】 ESD（持続可能な開発のための教育）

（ESD の概要）

ESD は「Education for Sustainable Development」の略称で、単なる知識の習得ではなく、持続可能な社会の実現を目指して、「価値観の変容」と「行動の変化」を促すことを重視しています。人の活動に起因する地球規模の課題（気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等）を自分事として捉え、その解決に向けて行動できる力を養うことを目的として、次の3つの視点で行われます。

〔3つの視点〕

環 境	生態系の保全、資源の有効活用
経 済	公正な取引、持続可能な産業
社 会	多様性の尊重、平和、人権

（近年の動向）

現在、ユネスコが主導する新しい国際枠組み「ESD for 2030」（2020 年～2030 年）に基づいた取組が進んでいます。

① 全ての SDGs の達成に向けた「鍵」

ESD は SDGs の目標 4.7 に位置付けられていますが、近年では「教育そのものが全ての SDGs（17 のゴール）を実現するための不可欠な実施手段」として再定義されています。

② 5つの優先行動分野

「ESD for 2030」では、具体的な成果を出すために以下の5分野に注力しています。

政策の推進： 教育政策や開発戦略への ESD の組み込み

学習環境の変革： 学校全体で持続可能性に取り組む「ホール・スクール・アプローチ」

教育者の能力構築： 教員や指導者が ESD を実践できるスキルの習得

ユースのエンパワーメント： 若者が変革の主体として活動できる支援

地域レベルの活動： 自治体や地域コミュニティを基盤とした課題解決

③ 国内の動きと「中間支援機能」の強化

日本国内でも、学習指導要領に「持続可能な社会の創り手」の育成が明記され、学校教育と地域活動の連携が加速しています。

〔中間支援機能の重要性〕

学校単独では限界があるため、行政や「ESD 活動支援センター」が、学校と企業・NPO を繋ぐコーディネーター（中間支援）として機能することが、近年の環境教育等促進法の改正等でも強調されています。

〔デジタル・ICT の活用〕

GIGA スクール構想等を通じ、遠隔地や海外の学校とつながる「重層的なネットワーク化」が進んでいます。

基本方針 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

環境に関する情報は、利用しやすい状態で十分な量を提供し、地域における環境保全のニーズや新たな担い手の掘り起こしを図るとともに、事業者や市民活動団体、地域団体等の多様な主体による環境保全活動の取組の情報を把握し、それぞれの有する能力・技術・資源等を生かした連携・協働のプロセスを通じて、各主体の信頼関係を築き、認識や方向性を共有する施策を展開し、参加する一人ひとりに多様な視点をもたらし、地域の人材育成と地域の課題解決力の向上を推進します。

現況・課題

○地域の環境に関する情報提供の分かりやすさに対して満足度が低くなっています。

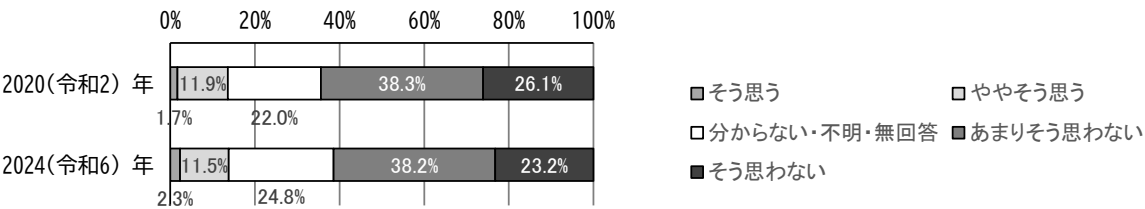


図 環境についての情報が分かりやすく提供されている（満足度）

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

○地域の活動団体では、構成員の高齢化等による活動の縮小がみられる等、地域での活動の担い手不足が顕在化しています。

○地域で環境活動を行う主体の育成や連携が進んでいません。また、地域コミュニティが抱える地域課題は多岐にわたり、環境課題として認識されていないものも多くみられます。



持続的に地域の環境課題を解決できる仕組みが必要

地域の環境に関する情報の充実が必要

○環境に関する情報の収集ツールとして、インターネットの利用が主流化しています。市のウェブサイトでは、情報を利用する者の情報リテラシーの差によって格差の生じないように情報提供を行っていく必要があります。

地域の環境保全活動への各主体の参画が必要

○環境保全活動には、多忙な

現役世代や若い世代を巻き込み、社会全体に広げることが必要です。

○活動を継続的なものとする

ためには、新たな担い手の育成が必要です。

楽しみながら取り組むことができること

取組による直接的なメリットがあること

取組の効果が目に見えること

取組に対する支援があること

一人ではなく、みんなで取り組む運動となること

取組方法についての情報が提供されていること

取組の社会的意義や責任が感じられること

取組の励みとなるものがあること

その他

不明

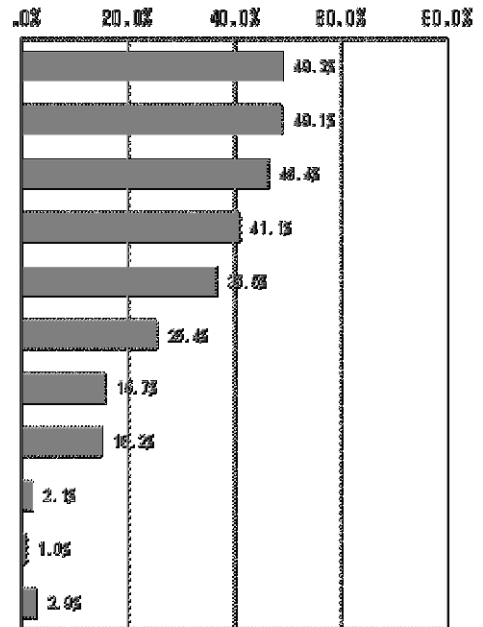


図 環境の保全につながる取組をより積極的に進めるために必要なこと

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

パートナーシップの充実・強化が必要

○環境保全をめぐる課題は、地球規模かつ複雑化していることから、特定の主体だけでその解決を図ることが困難になっています。中間支援機能の活用を視野に入れつつ、市民、民案団体、事業者、行政等による対話を通じた協働取組が必要です。

【用語解説】 中間支援機能

行政と市民、事業者、NPO等の多様な主体をつなぎ、パートナーシップによる活動を円滑にする「コーディネーター」としての役割を担い、活動主体のマッチング、専門知識や情報の提供、活動拠点の整備等を行います。

第六次環境基本計画では、ヒト・モノ・カネ・情報を始めとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示等、協働取組を促進するために有効な機能とされています。

施策 5-2-1 環境に関する情報の充実

地球温暖化、気候変動、資源循環、生物多様性等の幅広い分野にわたる地域の環境に関する情報のほか、各主体が持つ環境保全に関する技術、資源、取組等に関する情報の収集・共有を推進します。

共有される環境に関する情報は、主体的な環境保全活動のための意思決定のきっかけや実際の行動の裏付けとなる重要な要素となることから、正確性を確保しつつ、情報リテラシーの格差を考慮して、利用しやすい状態で提供される仕組みの充実を図ります。

行政の主な取組	○地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有 ○環境保全活動に対する支援・助成等に関する情報の収集・提供 ○環境に関する情報の提供・共有の仕組みの構築
市民の取組例	○地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有・活用
事業者の取組例	○地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有・活用 ○事業活動における環境報告書等の作成・公表

施策 5-2-2 環境保全活動の推進

地域の環境課題の解決につながる環境保全活動のニーズの啓発を通じて、関係主体の活動を呼び掛けるとともに、新たな担い手の発掘等により環境保全活動の実施主体の充実を促進します。

また、地域での環境保全活動を担う各主体では、環境教育、環境学習、自然体験等の機会を活用して、多様化する地域の環境課題の理解を深め、取組に関する方向性を共有することによって、地域の環境の向上に向けた行動の活性化を図ります。

行政の主な取組	○地域の環境保全活動に関する情報の収集・共有・支援 ○地域の環境保全活動に対する支援
市民の取組例	○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加、生きものの生息・生育状況調査の実施・参加 ○地域コミュニティ組織等による環境保全活動の実施・参加
事業者の取組例	○事業所等又は従業員の地域の緑化・美化・環境保全活動への参加、生きものの生息・生育状況調査の実施・参加、地域で行われる環境保全活動への協力 ○地域貢献活動の実施

施策 5-2-3 パートナシップによる施策の推進

環境保全活動に関する情報の共有を通じて、主体間の連携による共通認識や持続的な連携・協働体制の構築を図り、環境を始めとする地域課題の解決に向けた多様な視点・立場による実行力のある行動を促進します。

環境保全活動の担い手として、学校や教育機関等と連携した若者の意見の吸上げやパートナーシップによる多様な主体との連携・協働の取組の推進により、持続可能な地域づくりで行動する人材の育成を推進し、地域全体の課題解決力の向上を図ります。

行政の主な取組	○地域の環境保全活動に対する支援 ○各主体間の情報共有・連携の促進、地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有 ○中間支援機能の活用検討
市民の取組例	○地域における環境保全活動の実施・参加 ○地域活動団体の活動や協働取組への参加 ○地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有
事業者の取組例	○地域における環境保全活動の実施・参加 ○地域活動団体の活動や協働取組への参加・協力 ○地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有



ストップ温暖化教室（東小学校）



第4章 重点環境戦略

- 1 再生可能エネルギーを軸としたゼロカーボンシティの実現戦略
- 2 農地の保全を軸とした自然共生社会の実現戦略
- 3 3R を軸とした地域資源循環の確立戦略

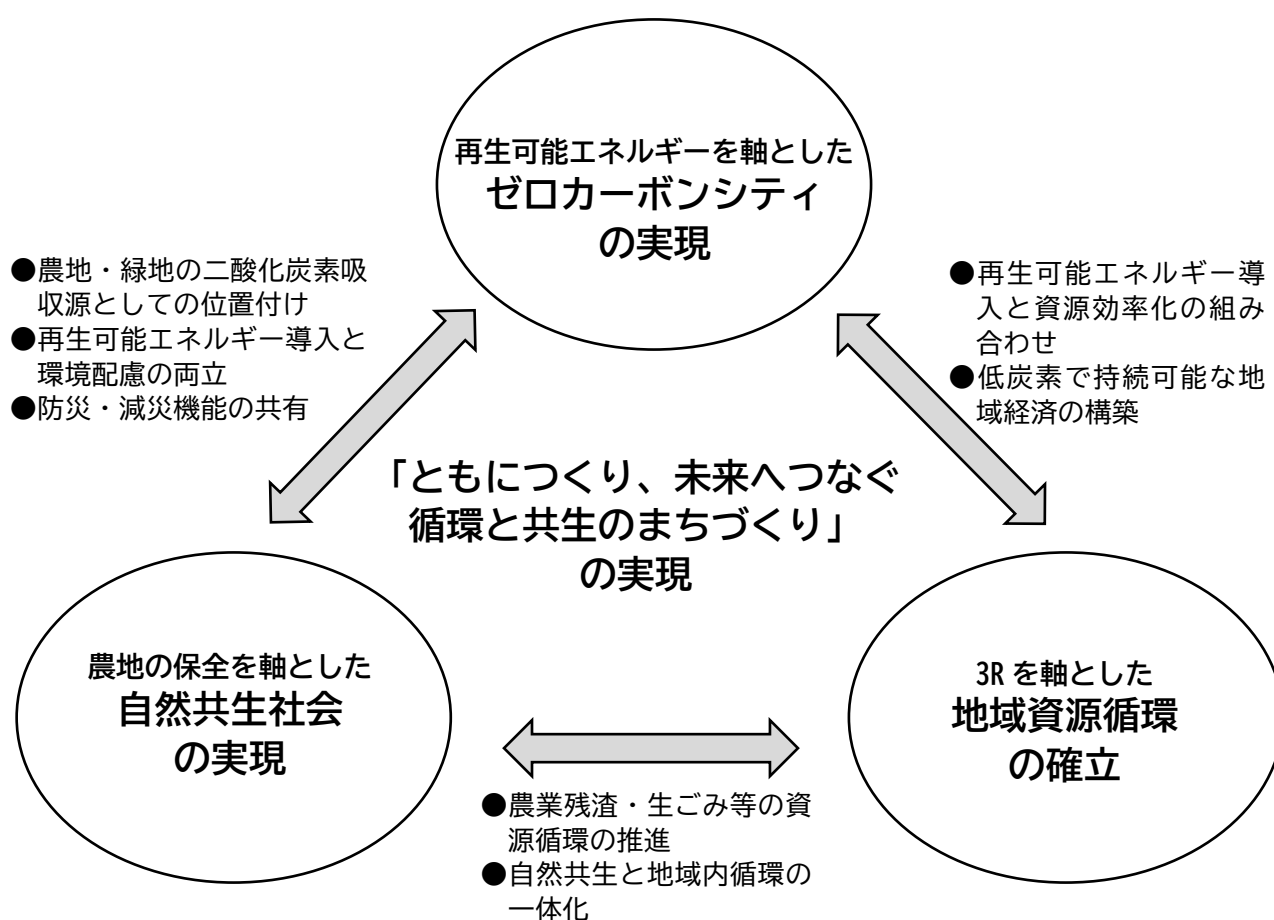
第4章 重点環境戦略

地球規模で地球温暖化の進行、生物多様性の損失、資源の枯渇といった環境課題が深刻化しており、国・県においても「2050年カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミーの推進」等、持続可能な社会への転換に向けた取組が加速しています。

一方、本市においては、地域エネルギーの多くを域外に依存し、家庭・運輸部門の二酸化炭素排出が相対的に高い状況にあります。また、広々とした農地やまちなかの社寺林等身近な自然環境が本市の特徴となっていますが、農地や緑地の減少、生物多様性への認知度の低さ等が課題ともなっています。さらに、ごみ排出量は全国平均より少ないものの横ばいで推移しており、リユースや再資源化等の仕組みが十分に広がっていない状況にあります。

こうした状況の下、本計画の基本理念である「ともにづくり、未来へつなぐ、循環と共生のまちづくり」を実現するためには、個別の環境分野の施策を相互に関連づけ、環境・社会・経済を一体として変革していくことが必要であると考えられます。

ここでは、地域の特性を生かした構造的な転換を図り、将来にわたり持続可能なまちとして発展していくために、「ゼロカーボンシティの実現」「自然共生社会の実現」「地域の資源循環の確立」という3つの視点を、それぞれ「再生可能エネルギー」「農地の保全」「3R」を軸とした重点環境戦略として位置付け、相互の戦略が重層的に関わり合いながら、本市の地域資源を最大限に活用して環境・社会・経済が統合的に向上した「循環と共生のまちづくり」を実現します。



1 再生可能エネルギーを軸としたゼロカーボンシティの実現戦略

<戦略の背景と目的>

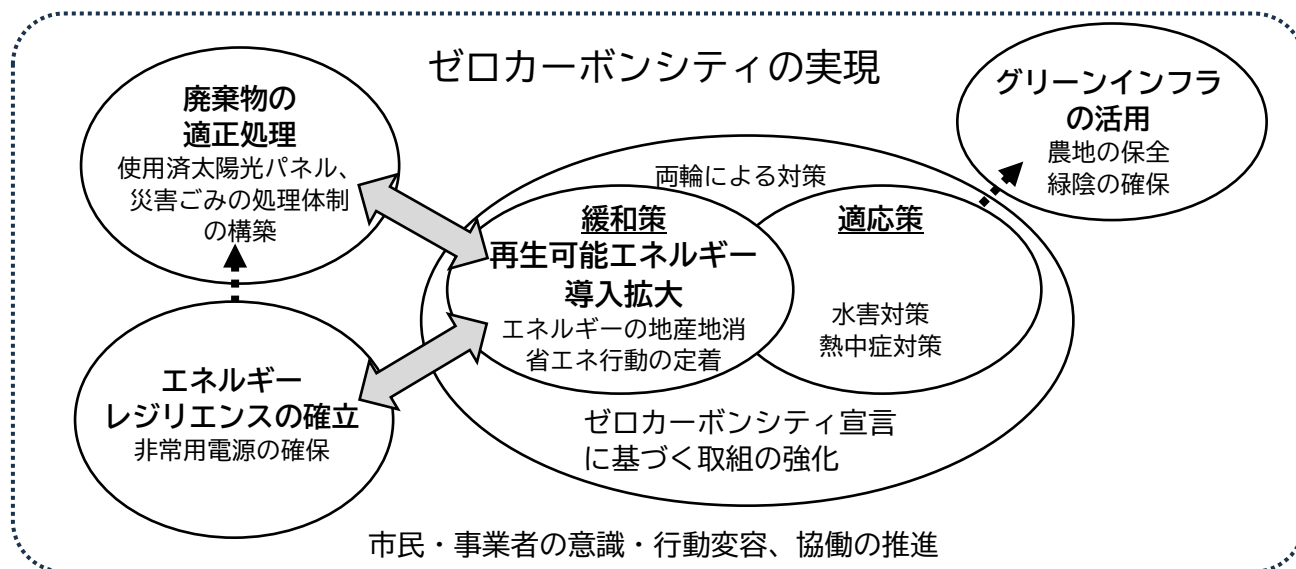
地球温暖化の進行やエネルギー問題、災害リスクの増大等を受け、地域全体での温室効果ガス排出削減と持続可能なエネルギー供給体制の構築が求められています。

本市では、家庭・運輸部門からの二酸化炭素の排出割合が高く、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーのさらなる定着が課題となっています。また、市域全体の水害リスクが高い地形であり、猛暑時の熱中症リスクやエネルギー供給の途絶にも備える必要があります。

そのため、本市では、再生可能エネルギー導入を積極的に進め、エネルギー供給の安定化を図るとともに、省エネルギーの推進や地域資源の活用をさらに進めることにより、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

<戦略の内容>

2050年ゼロカーボンシティの表明及び世界首長誓約／日本の署名を推進の柱として、住宅・事業所・公共施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーを防災・減災に生かすエネルギーレジリエンスの確立、エネルギーの地産地消を促します。また、建物の断熱化や省エネルギー機器の普及等の省エネルギーの促進に加え、水害や熱中症等の気候変動影響への適応策を同時に進め、緩和と適応を両輪とした地球温暖化対策を推進します。さらに、農地の保全やまちなか緑化と連携したグリーンインフラの活用や使用済み太陽光パネルや災害廃棄物等の適正処理を連動させ、持続可能なゼロカーボンシティの実現を目指します。



<戦略の方向>

- ◎地球温暖化の緩和と気候変動への適応を両輪で推進
- ◎エネルギー利用の最適化と災害対応力の強化による快適で安心な都市環境の形成
- ◎環境情報の提供と教育・協働による行動変容の促進

2 農地の保全を軸とした自然共生社会の実現戦略

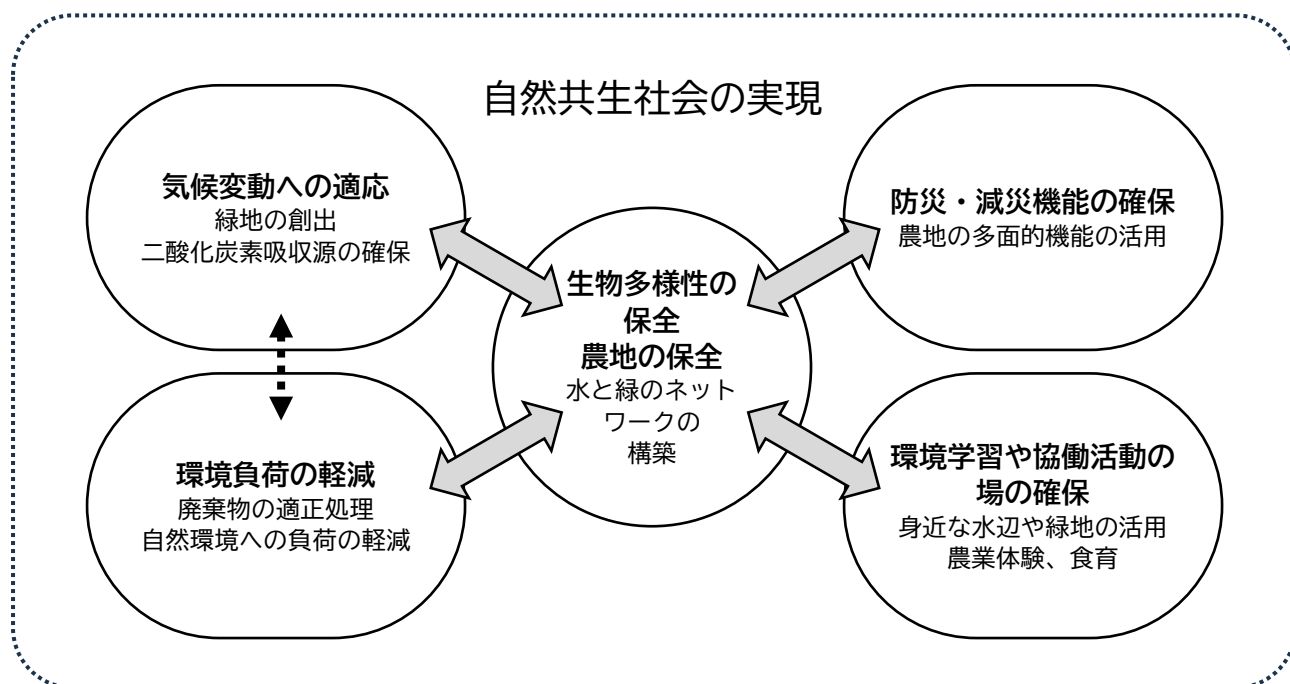
<戦略の背景と目的>

本市の農地や社寺林、水辺空間等の自然は、生物多様性を支えるとともに、二酸化炭素吸収源や防災・減災機能を持つ重要な地域資源となっています。一方で、地域の自然環境の特徴である農地の減少やまちなかの緑地の不足が課題となっています。こうした自然資源をまちの基盤として守り育てることが、「津島らしさ」を次代へ引き継ぐために必要となります。

そのため、本市では、農地の保全を軸として、地域の自然を保全しながら、ゼロカーボンシティへの貢献も期待できる自然共生社会の実現を目指します。

<戦略の内容>

農地を保全するとともに、まちなかの社寺林と河川・水路等との水と緑のネットワークを再生することにより、生物多様性の保全を進めます。また、農地等のグリーンインフラを活用した防災・減災機能を高め、気候変動への適応にも対応します。さらに、地域で生まれた資源を再利用する循環型の仕組みづくり、環境学習や協働活動を通じて、市民が自然とともに生きる暮らしを未来へとつなげます。



<戦略の方向>

- 多様な生きものと人が共生する生態系ネットワークの確立
- 緑と水による防災・減災・快適性の向上
- 農地・森林の二酸化炭素吸収源機能を通じたカーボンニュートラルへの寄与
- 自然環境を活かした教育・協働の推進

3 3R を軸とした地域資源循環の確立戦略

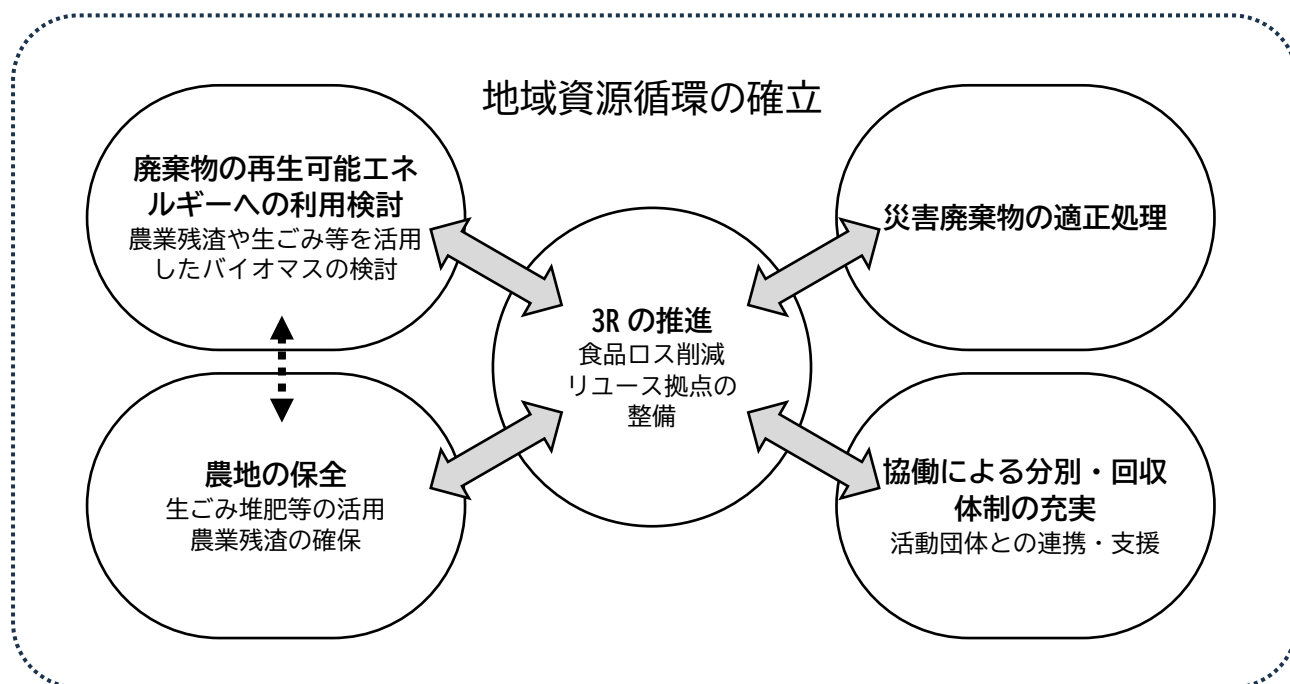
<戦略の目的と背景>

大量生産・大量消費・大量廃棄からの転換が求められており、資源の循環利用と経済活性化を両立する「サーキュラーエコノミー」の考え方が広がっています。本市では、ごみ排出量は、県内平均より低くなっていますが、横ばい状態で推移しておりとともに、リユース・リサイクル等の活動拠点は限定されています。そのような中、地域に根ざした循環の仕組みを確立し、暮らし・産業・教育等が一体となった地域循環社会の構築の必要性が高まっています。

そのため、資源を大切に使い、モノ・人・経済が地域の中で循環し、持続的に豊かさを育む都市の実現を目指します。

<戦略の内容>

3R の推進、食品ロス削減等、持続可能な生産と消費の循環を進め、地域内資源を最大限に活用します。市民・事業者・行政の協働による分別・回収体制の充実に加え、再生可能エネルギー利用等を通じて地域経済のグリーン転換を図ります。また、農地の保全に関連する資源活用、災害廃棄物の適正処理等、地域の資源が有機的に循環する仕組みを構築します。



<戦略の方向>

- ◎地域の資源を循環させる仕組みを確立し、廃棄物削減の実現
- ◎循環の効率化による資源利用と温室効果ガス排出抑制の両立
- ◎学校・保育園等、企業、市民連携による 3R 教育と実践活動の推進

第 5 章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 計画進捗管理指標

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

環境基本計画は、その取り扱う環境の範囲や環境施策の分野が多岐にわたるため、所管課である生活環境課が中心となり、庁内関係課、市民や事業者、近隣市町村等の連携・協働により推進します。

① 市民・事業者・行政との協働

市民、事業者及び行政の取組については、環境保全に関わる様々な主体の連携・協働を推進し、「津島らしい環境の未来」を目指します。

② 県・近隣市町村・関係団体との連携

日光川を始めとする河川環境の改善や生態系ネットワークの形成といった広域的な対策が必要となる問題については、愛知県や近隣市町村、関係団体等と連携し、広域的な視点で取り組みます。

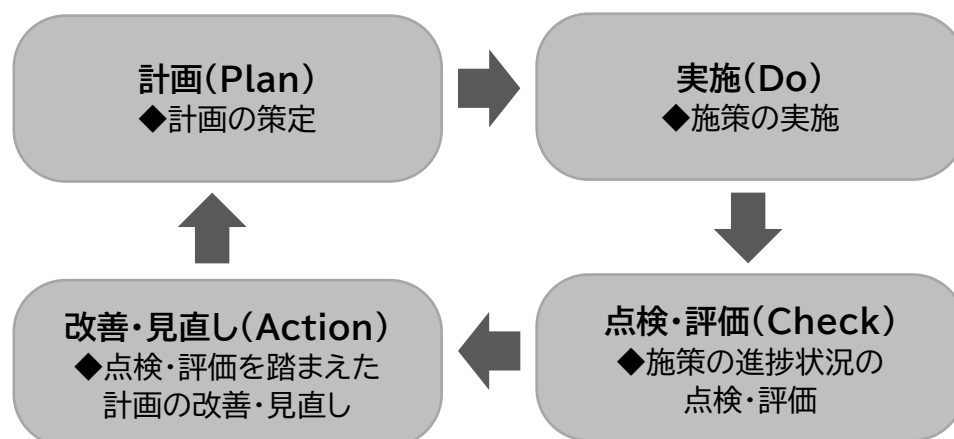
③ 津島市環境基本計画推進委員会による評価・検証

学識経験者を含め、市民や事業者、各種団体・機関の代表等によって構成する「津島市環境基本計画推進委員会」は、庁内関係課が行った環境施策の評価結果を確認するとともに、市の区域における環境の保全に関する基本的事項や計画の推進に関する助言等を行います。また、計画の見直しに当たっては、計画の評価・検証を行い、必要な助言を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(PLAN) → 実施(DO) → 点検・評価(CHECK) → 見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づく、マネジメントシステムの手法を用いて着実に実施します。

毎年度、施策を担当する部署において、施策の実施状況等を評価・検証するとともに、津島市環境基本計画推進委員会において、市が行った施策の自己評価や進捗管理指標の状況等を踏まえ、計画の進捗状況の総合的な評価・検証を行います。



3 計画進捗管理指標

計画進捗管理指標は、環境基本計画の進捗状況を点検・評価するための「ものさし」になります。本計画では、本市の環境の持続可能な未来を実現するために、基本目標 1 から基本目標 5 までの 5 つの柱について、それぞれ計画進捗管理指標を設定します。

なお、計画進捗管理指標については、施策の実施による成果を表す代表的な項目を設定するものとし、計画の目標年次に向けて目指す方向性を示すこととしました。なお、個別計画において目標に設定されている指標については、参考として、目標値の数値を記載しています。

基本目標	指標名	現状値 (測定年度)	目指す 方向	区分	個別計画の目標値 (目標年度)
1	市の区域からの二酸化炭素排出量の削減率（2013 年度比）	△18.7% (2021 年度)	↗	目標	△46.0% (2030 年度) △60.0% (2035 年度)
	市の区域における太陽光発電設備容量	26,360kWh (2023 年度)	↗		
	公共交通の利便性の向上に対する満足度	17.2% (2025 年度)	↗		
	市の事務及び事業からの二酸化炭素排出量の削減率（2013 年度比）	△28.0% (2024 年度)	↗	目標	△50.0% (2030 年度) △65.0% (2035 年度)
	市有施設における太陽光発電設備の導入率	9.2% (2023 年度)	↗		
	市有新築建築物の省エネルギー基準適合件数	—	↗		
	一般公用車における電動化率	11.8% (2023 年度)	↗		
	市有施設における LED 照明の導入率	70.3% (2023 年度)	↗		
	市有施設における再生可能エネルギー電力の調達率	1.5% (2023 年度)	↗		
	熱中症搬送者数	39 件 (2025 年度)	↘		

基本 目標	指標名	現状値 (測定年度)	目指す 方向	区分	個別計画の目標値 (目標年度)
2	自然的土地利用面積	1,024.0ha (2021 年度)	→	目標	1,024.0ha (2035 年度)
	農業産出額	132,000 万円 (2023 年度)	↗		
	経営耕地面積	554.0ha (2020 年度)	→		
	特定外来生物新規定着数	— (2024 年度)	→	目標	0 種 (2035 年度)
	生物多様性の言葉の認知度	28.1% (2024 年度)	↗	目標	50.0% (2035 年度)
	自然にふれあうことに取り組んでいる 市民の割合	11.2% (2024 年度)	↗		
3	1 人 1 日当たりごみ排出量	750.0g (2021 年度)	↘	目標	690.0g (2032 年度)
	ごみの資源化率	15.4% (2021 年度)	↗	目標	20.0% (2032 年度)
	最終処分率	5.4% (2021 年度)	↘	目標	5.0% (2032 年度)
4	污水处理人口普及率（生活排水処理率）	80.4% (2024 年度)	↗	目標	83.3% (2031 年度)
	下水道普及率	44.4% (2024 年度)	↗		
	市街地における自然的土地利用面積	59.6ha (2023 年度)	→		
5	連携・協働による環境保全活動件数	—	↗		

資料編

資料 1 津島市環境基本計画策定委員会

資料 2 津島市環境基本計画の策定経緯

資料 3 津島市の環境を取り巻く現状

資料 4 津島市の環境に関する市民意識

資料 5 個別計画

津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

津島市気候変動適応計画

生物多様性つしま戦略

資料 6 用語説明

資料 1 津島市環境基本計画策定委員会

1. 津島市環境基本計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 市の区域における環境の保全に関する施策の計画的な推進を図るため、津島市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に助言等を行う。

- (1) 環境施策の実施状況等の点検及び評価に関すること。
- (2) 津島市環境基本計画（以下「計画」という。）に定める目標指標の評価及び検証並びに計画の見直し及び改定に関すること。
- (3) 津島市環境基本条例案の立案に関すること。
- (4) その他計画の推進及び環境の保全に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識を有する者、市民並びに事業所、各種団体及び関係機関の代表のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3項の規定に関わらず、委員長は、特に必要があると認める場合は、委員会を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席した委員」とあるのは「委員」とする。

(資料提出の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係部局に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に関開く会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において現に委員である者の任期は、改正後の津島市環境基本計画推進委員会要綱第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

2. 津島市環境基本計画策定委員会 委員名簿

選任区分	氏 名	所 属
学 識 者	○千 頭 聡	日本福祉大学国際学部
市 民	田 中 和 夫	西小学校区コミュニティ推進協議会
	大 川 し げ り	神守小学校区コミュニティ推進協議会
事 業 者	大 竹 正 勝	昭和機械株式会社（2024（令和6）年9月まで）
	岩 田 典 久	昭和機械株式会社（2024（令和6）年10月から）
	石 田 和 正	あいち海部農業協同組合
各 種 団 体	加 藤 知 代	愛知県地域環境保全委員
	橋 本 貴 代	愛知県地域環境保全委員
	大 石 美 智 子	津島市ごみ処理市民委員会
	松 永 真 希 子	社会福祉法人永美福祉会唐臼こども園
	山 内 則 子	津島市女性の会
関 係 機 関	大 野 浩 二	愛知県海部県民事務所
	服 部 竜 哉	津島市教育委員会 学校教育課

○：委員長

資料 2 策定経緯

年 月 日	内 容
2024（令和 6）年 11月11日（月）	第 17 回津島市環境基本計画推進委員会（令和 6 年度第 1 回） ○計画の策定方針及び策定スケジュールの説明 ○市民意識調査の実施に関する意見聴取
12月11日（水） ～12月27日（金）	津島市の環境に関する市民意識調査の実施 ○市 民 2,000 人（回収率 39.7%） ○事業者 300 事業所（回収率 32.0%） ○小学生 420 人（回収率 83.8%） ○中学生 500 人（回収率 86.6%）
2025（令和 7）年 3月19日（水）	第 18 回津島市環境基本計画推進委員会（令和 6 年度第 2 回） ○市民意識調査の結果に関する意見聴取 ○現行計画の評価検証 ○計画の策定方針及び改定ポイントの報告
7月1日（火）	第 19 回津島市環境基本計画推進委員会（令和 7 年度第 1 回） ○計画骨子及び施策体系に関する意見聴取
7月15日（火）	津島市カーボン・マネジメント推進会議 ○気候変動の影響とその対応に関する研修 ○津島市における気候変動影響に対する適応策に関する調査の実施に関する説明
10月2日（木）	第 20 回津島市環境基本計画推進委員会（令和 7 年度第 2 回） ○計画書（素案）の確認 ○基本理念・基本目標に関する検討 ○計画の推進体制に関する説明
11月14日（金）	第 21 回津島市環境基本計画推進委員会（令和 7 年度第 3 回） ○基本理念、基本目標及び計画の推進体制に関する意見聴取 ○計画書（案）に関する意見聴取 ○パブリックコメントの概要に関する説明
2026（令和 8）年 1月29日（木）	第 22 回津島市環境基本計画推進委員会（令和 7 年度第 4 回） ○計画書（案）の確認 ○パブリックコメントの実施に関する説明
2月 4日（水） ～2月17日（火）	パブリックコメント 閲覧場所：市ホームページ、市役所本庁舎（生活環境課窓口） 公表資料：第 3 次津島市環境基本計画（案） 提出意見：0 件



資料3 津島市の環境を取り巻く現状

1 基礎的条件

1.1 世界・国・愛知県における近年の主な動向

表 世界・国・愛知県における近年の主な動向

	世界	国	愛知県
2010 年 平成 22 年	生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 開催 (名古屋市) - 「愛知目標」採択	- 地球温暖化対策基本法案の閣議決定 - 生物多様性国家戦略 2010 策定 - 第三次エネルギー基本計画策定 - 生物多様性地域連携促進法制定	希少野生動植物種指定
2011 年 平成 23 年		- 環境教育等促進法改正 - FIT 法制定 (固定価格買取制度) - 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故発生	第 5 次愛知県緑化基本計画策定
2012 年 平成 24 年	持続可能な開発会議 (リオ+20) 開催 - 「我々の求める未来」採択	- 第四次環境基本計画策定 - 小型家電リサイクル法制定 - 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 - 農林水産省生物多様性戦略改定 - 地球温暖化対策税導入	- あいち地球温暖化防止戦略 2020 策定 - 愛知県廃棄物処理計画 (H24～28) 策定 - 愛知地域公害防止計画策定 - 新・あいちエコタウンプラン策定
2013 年 平成 25 年	水銀に関する水俣条約の採択	第三次循環型社会形成推進基本計画策定	- あいち生物多様性戦略 2020 策定 - あいち自動車環境戦略 2020 策定
2014 年 平成 26 年	「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書」採択 - 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議開催 (名古屋市/岡山市)	- 水循環基本法の制定 - 第 4 次エネルギー基本計画策定	第 4 次愛知県環境基本計画策定
2015 年 平成 27 年	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」採択 - 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) 開催 - 「パリ協定」採択	- 建築物省エネ法制定 - 気候変動の影響への適応計画策定 - 水循環基本計画策定 「日本の約束草案」国連提出	レッドリストあいち 2015 公表
2016 年 平成 28 年	- 世界経済フォーラム第 46 回年次総会 (ダボス会議) 開催 - 「海洋ごみに関する報告書」発表 「パリ協定」発効	- 地球温暖化対策計画策定 - Society5.0 提唱 (第 5 期科学技術基本計画)	愛知県災害廃棄物処理計画策定
2017 年 平成 29 年			- あいち地域循環圏形成プラン策定 - 第 12 次鳥獣保護管理事業計画策定 - 愛知県廃棄物処理計画 (H29～33) 策定

	世界	国	愛知県
2018 年 平成 30 年	「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）1.5℃特別報告書」発表	- 第五次環境基本計画策定 - 気候変動適応法制定 - 第四次循環型社会形成推進基本計画策定 - 第5次エネルギー基本計画策定 - 気候変動適応計画策定	- 愛知県地球温暖化対策推進条例制定 - あいち地球温暖化防止戦略 2030 策定
2019 年 令和元年	「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択 - 新型コロナウイルス感染症の確認	- プラスチック資源循環戦略策定 - グリーンインフラ推進戦略策定 - パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定(2050 年までに 80%温室効果ガスの排出削減) - 食品ロス削減推進法制定 - IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書公表	「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け
2020 年 令和 2 年		- 気候危機宣言 2050 年カーボンニュートラル宣言 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定 - 循環経済ビジョン 2020 策定	- レッドリストあいち 2020 及びレッドデータブックあいち 2020 公表 - 愛知県気候変動適応計画策定 - あいち・なごや生物多様性 EXPO 開催
2021 年 令和 3 年	- 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）開催 - 気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）開催	- 地球温暖化対策推進法改正 - 地球温暖化対策計画改訂 - パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定(2050 年カーボンニュートラル実現) - 第6次エネルギー基本計画策定 - 気候変動適応計画変更	- あいち生物多様性戦略 2030 策定 - 第5次愛知県環境基本計画策定 - あいちのみどり 2025（愛知県緑化基本計画）策定 - 愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）策定
2022 年 令和 4 年	- 気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）開催 - ロシアによるウクライナ侵攻	建築物省エネ法改正	- あいちサーキュラーエコノミー推進プラン策定 - あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定
2023 年 令和 5 年	「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書」採択	- 生物多様性国家戦略 2023-2030 策定 - 農林水産省生物多様性戦略改定 - グリーンインフラ推進戦略 2023 策定 - 気候変動適応計画一部変更	
2024 年 令和 6 年		- 第六次環境基本計画策定 - 地球温暖化対策推進法改正	
2025 年 令和 7 年		- 地球温暖化対策計画改訂 - 第7次エネルギー基本計画改定 - GX2040 ビジョン策定	

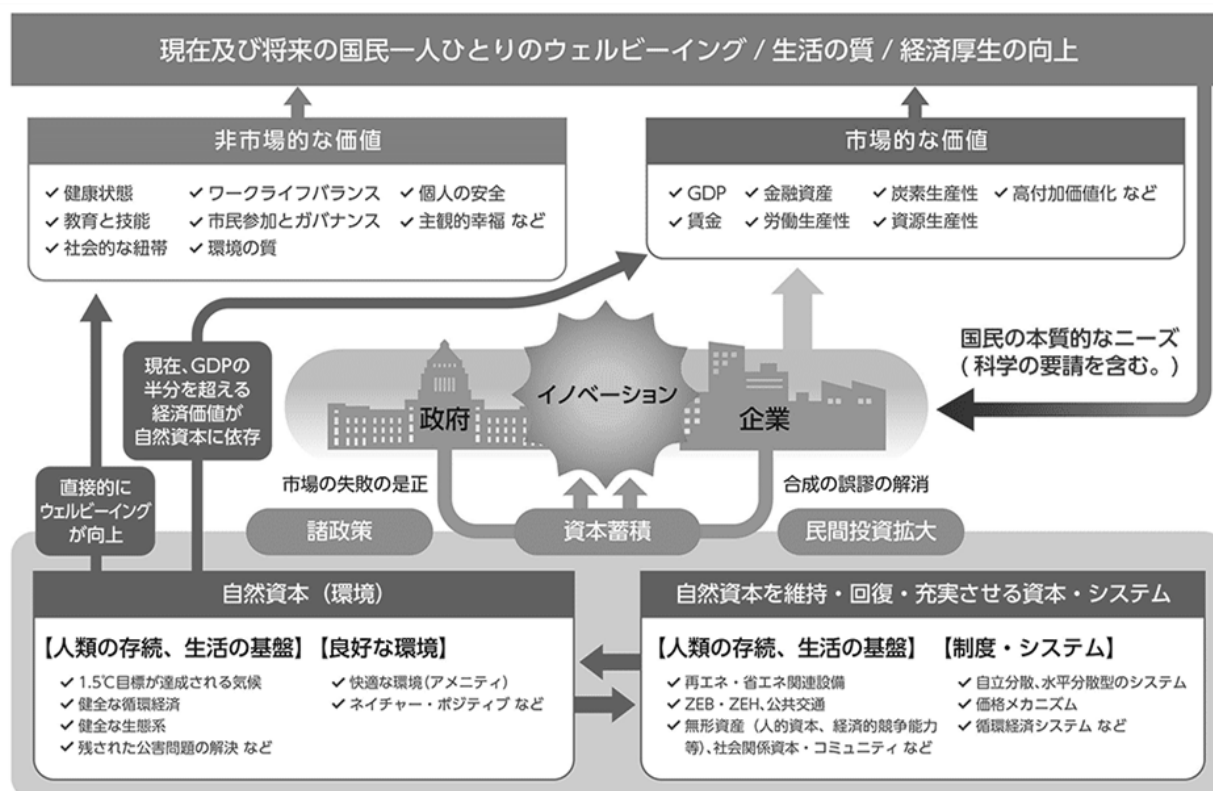
1.2 近年の国内における主な動向

1.2.1 第六次環境基本計画

環境基本法に基づき、1994（平成6）年12月16日閣議決定（改訂：2024（令和6）年5月21日）された、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画で、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」の実現を目的に、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会」を目指すこととされています。

この計画では、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋費市場的価値）をもたらす「新たな成長」を方針として、以下の6つの重点戦略を設定しています。

- ①「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ③環境・社会・経済の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ④「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- ⑥環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献



出典：環境・循環型社会・生物多様性白書 2024（令和6年）版

1.2.2 地球温暖化対策関連

地球温暖化の仕組み

近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波等の異常気象による災害が頻発し、甚大な被害をもたらしています。地球は、太陽光からの熱で暖められる一方で、地表や海から宇宙へ熱を放射して冷やされています。大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスは、この熱を吸収して放出を防ぎ、平均気温を一定に保つ役割を担っています。産業革命以降の人間活動の活発化によりその濃度が上昇し続けて、大気中に吸収される熱が増加して地球規模の気温上昇を引き起こす「地球温暖化」が生じています。

地球温暖化の進行

世界の平均気温は、1850年から2020年までに1.09℃上昇しており、人間活動の影響は疑う余地がありません。現状のままでは21世紀末に産業革命前比で4℃上昇し、仮に2050年半ばに温室効果ガス排出量を正味ゼロにしても1.0～1.8℃上昇すると予測されています。このまま地球温暖化が進行すれば、極めて深刻で不可逆的な影響をもたらすおそれがあり、その対策は、人類共通の喫緊の課題です。

パリ協定とその後の動き

2015（平成27）年のCOP21で「パリ協定」が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを世界共通の目標と決めました。

2018（平成30）年の「IPCC 1.5℃特別報告書」では、平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために、2050年前後の温室効果ガス排出量の正味ゼロ達成が必要であると示され、2021（令和3）年のCOP26（グラスゴー気候合意）では1.5℃目標への決意が再確認されました。

国の動向

2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度に26%削減、2050年度に80%削減する目標を掲げました。2020（令和2）年10月に内閣総理大臣が「2050年カーボンニュートラル宣言」で脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、国会でも「気候非常事態宣言」が決議され、12月には「グリーン成長戦略」を策定し、経済と環境の好循環を目指すこととされました。2021（令和3）年6月の地球温暖化対策推進法の改正を経て、10月には、国の目標が「2030年度に2013年度比46%削減」へと大幅に引き上げられました。

本市の動向

2006（平成18）年策定の「第1次津島市環境基本計画」、2016（平成28）年策定の「第2次津島市環境基本計画」を通じて、住宅用太陽光発電設備への補助等を始め、省エネルギーと再生可能エネルギー利用促進を強化してきました。2018（平成30）年3月に「津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定したほか、2021（令和3）年9月に「津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、当時の国の目標に合わせ、2030年度の26%削減を掲げました。2023（令和5）年7月には、世界首長誓約／日本に署名し、2024（令和6）年2月には、脱炭素社会の実現に向けて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むゼロカーボンシティの表明を行いました。

1.2.3 気候変動適応関連

気候変動の影響

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加により、農産物の品質低下、災害の激甚化、熱中症リスクの増大等、気候変動の影響が全国各地で顕在化しています。気候変動は、人類や全ての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」と言われています。日本では、2018（平成 30）年の平成 30 年 7 月豪雨や記録的な猛暑、2019（令和元）年の令和元年東日本台風、2024（令和 6）年の奥能登豪雨等、大規模な自然災害が相次いでいます。気象現象に対する地球温暖化の与える影響も指摘されており、今後も猛暑や豪雨のリスクが高まることが予測されています。

パリ協定とその後の動き

2015（平成 27）年の COP21 において採択された「パリ協定」では、温室効果ガスの排出削減だけでなく、気候変動への適応能力の向上や気候に対する強靱化・脆弱性の減少といった「適応に関する世界的な目標」が明確にされました。

2018（平成 30）年の「IPCC 1.5℃特別報告書」では、気温上昇を 1.5℃に抑えるために 2050 年前後には二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があると示すと同時に、将来の気候リスクは、緩和策の規模拡大と併せて、社会・生態学的システムの再構築を要する「変革的な適応」を行うことで低減できることが強調されました。

国の動向

日本では、2018（平成 30）年に気候変動適応法が成立し、適応策の法的な位置付けが明確化されました。2023（令和 5）年に改正された気候変動適応法では、これまでの適応策に加え、特に熱中症による健康被害を予防するための措置が法制化されました。

気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」と地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策計画」を車の両輪の関係として位置付け、緩和策と適応策を一体的に推進することで、気候変動対策を着実に進める方針が示されています。

1.2.4 生物多様性・自然共生関連

生物多様性の危機

生物多様性は、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいい、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

日本の生物多様性は、自然環境を多角的に損なう4つの危機にさらされています。

第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育空間の減少

第2の危機 里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機 外来生物等の持込みによる生態系のかく乱

第4の危機 地球環境の変化による危機

過去にも自然環境等の影響により大量絶滅が起きていますが、現在は、人間活動による影響を主な要因として、地球上の種の絶滅のスピードが自然状態の約100～1,000倍に達し、多くの生きものが危機に瀕しています。

COP10 あいち目標

開発や乱獲、地球温暖化、人の生活様式の変化、外来種問題等により、生物多様性が急速に失われつつあります。2008（平成20）年に「生物多様性基本法」が施行され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則が明確化されました。関連施策を総合的かつ計画的に推進する方向性が示されたことで、国内の取組が本格化しました。

2010（平成22）年に名古屋市で開催されたCOP10で「愛知目標」が採択されて以降、2014（平成26）年のCOP12での中間評価等を経て、生物多様性を守る取組が継続されてきました。

県の動向

愛知県では、2021（令和3）年に「あいち生物多様性戦略2030」を策定し、「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、生物多様性の保全を社会実装し、回復に転じさせるため、「生態系ネットワーク」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とした施策が展開されています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

2022（令和4）年12月、COP15において愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」に向けた緊急の行動をとることが世界目標として掲げられました。

日本では、2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、陸と海の少なくとも30%を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」を含め、自然資本を守り活用するための具体的な行動計画が示されました。ネイチャーポジティブの実現を目指し、行政だけでなく、全ての国民が一体となって自然を回復させていくための新たなステージへと移行しています。

2 津島市の環境の現状

2.1 社会的条件

2.1.1 位置・地勢

- 本市は、濃尾平野の西部、名古屋市の西方約16kmに位置し、市域は南北7.25km、東西7.30km、面積は25.09km²を有しています。
- 地質は木曽川、長良川、揖斐川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野で、地形的には市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地です。また、中央部を南北に縦断する天井川である日光川をはじめ、目比川、善太川等の日光川水系の河川や用悪水路が多く流れています。
- 市東部では、まとまった農地の緑や点在する集落地内に見られる社寺林、大小の河川や水路が緑の要素となっています。神守地区は農村地帯に住宅地が広がり、徐々に市街地へと変貌しているため、生物の多様性はやや低く、神島田地区は農地の割合が高いことから、低湿地や農地周辺の生物が比較的多く生息しています。

2.1.2 人口・世帯数

- 世帯数は増加傾向にある一方で、人口は減少傾向にあります。世帯人員は、核家族化の進行や単身世帯の増加等により、減少傾向にあります。
- 今後は、出生数の減少や団塊の世代の加齢等により、少子高齢化が一層進むと見込まれ、第5次津島市総合計画では、2030年の人口を57,200人と設定しています。

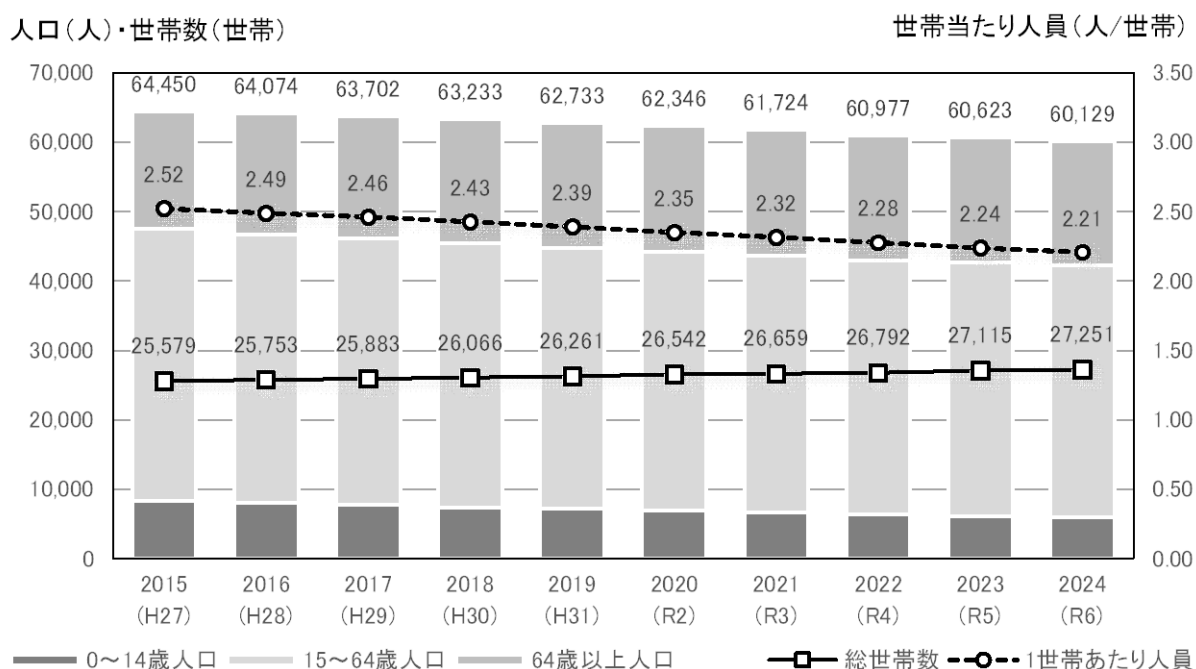


図 年齢別人口・世帯数・世帯人員の推移

資料：津島市男女別年齢（5歳階級）別住民基本台帳人口

2.1.3 土地利用

○2021(令和 3)年の宅地の面積 897ha は、市全体の 35.8%を占めており、海部地区 7 市町村（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）の平均と比べて高い割合となっています。また、農地（田・畑）の面積 839ha は、市全体の 33.4%を占めており、海部地区の平均（35.1%）とほぼ同程度です。

○日光川以西の津島地区については、西部で花きやいちご等の園芸作物と水稲が、南部の神島田地区では水稲が多く栽培されています。日光川以东の神守地区では、北部で野菜が、中南部で水稲が多く栽培されています。

○2012(平成 24)年から 10 年間の土地利用面積の増減をみると、宅地は 35ha（1.4%）増加、田は 41ha（1.6%）減少、畑は 10ha（0.4%）減少しており、市の区域における宅地と田・畑の構成割合はこの 10 年で逆転しました。

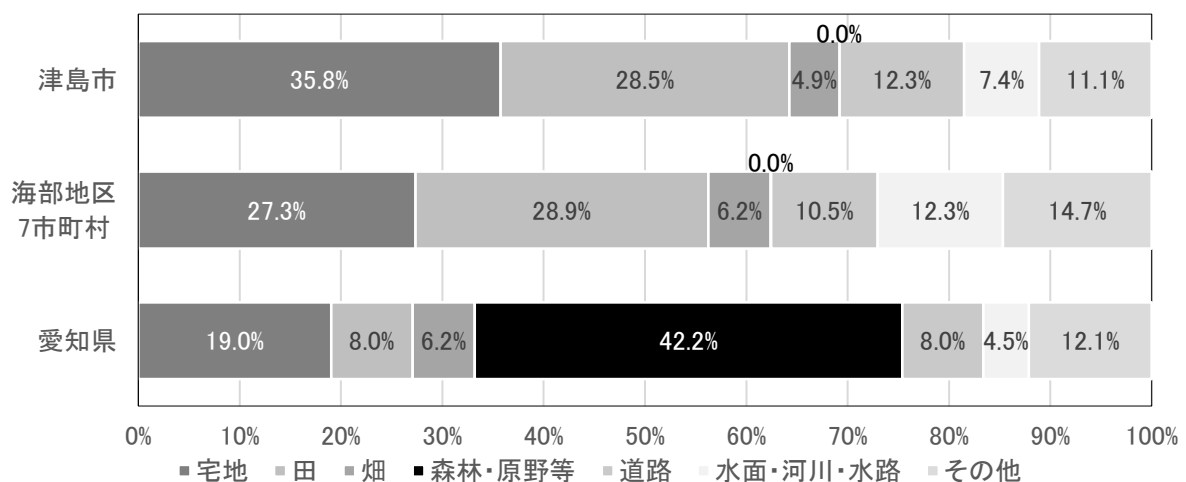


図 地目別土地利用面積（2021 年）

資料：愛知県統計年鑑

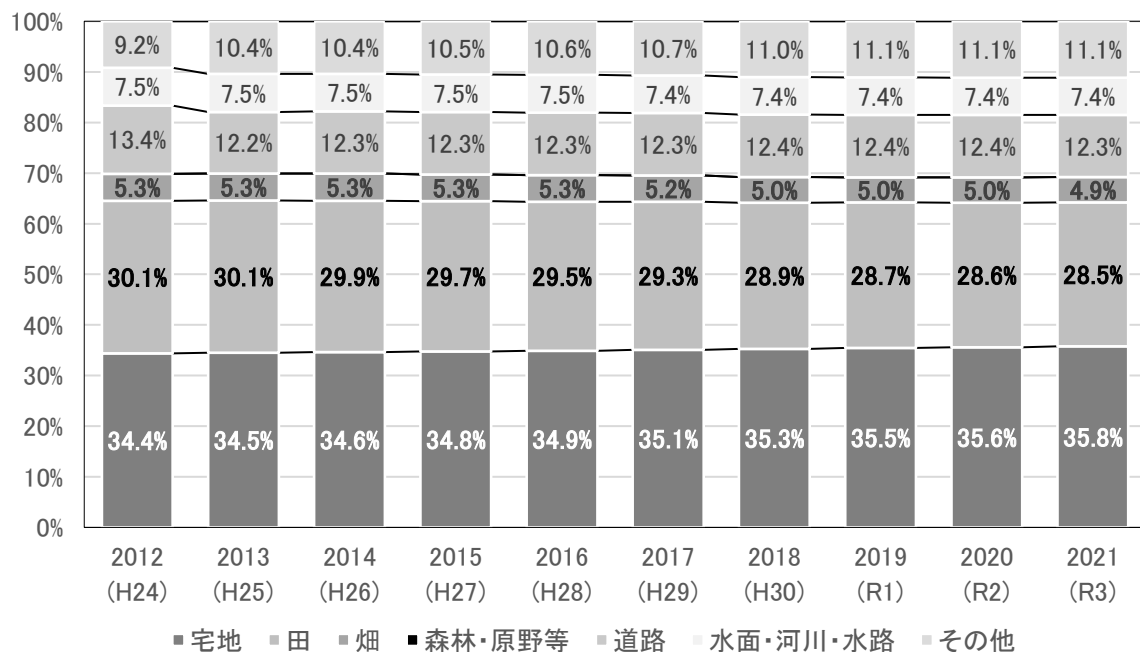


図 地目別土地利用面積比率の推移

資料：愛知県統計年鑑

2.2 地球環境

2.2.1 熱中症警戒アラート

- 2021（令和3）年4月から、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」が新たに全国で開始されました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方又は当日早朝に都道府県ごとに発表されます。また、2024（令和6）年4月24日から、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合には「熱中症特別警戒アラート」が発表されることとなりましたが、2024（令和6）年中の発表はありませんでした。
- 2024（令和6）年は7月から8月にかけて32日連続で発表されており、また、9月中も発表されています。

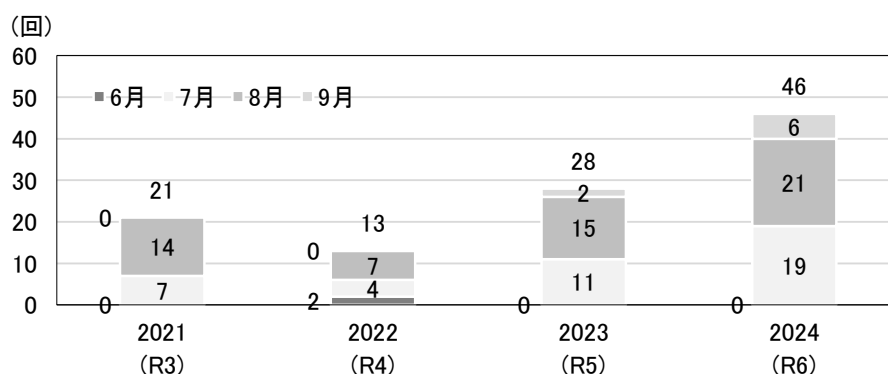


図 愛知県の熱中症警戒アラートの発表状況

資料：環境省熱中症予防情報サイト

2.2.2 熱中症搬送者数

- 愛知県の5月初～9月末の間の熱中症による搬送者数は、2018（平成30）年をピークに2021（令和3）年にかけて減少していたものの、2021（令和3）年以降、増加に転じています。また、2021（令和3）年以降、9月の搬送者数も増加しています。

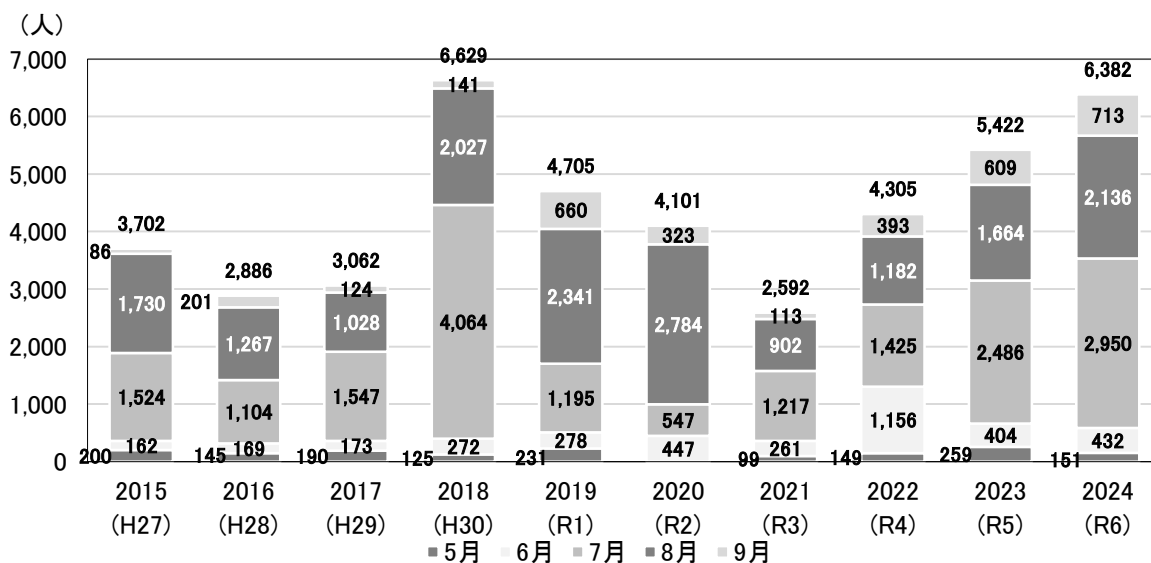


図 愛知県の熱中症搬送者数の推移

資料：総務省消防庁ホームページ 熱中症情報

2.2.3 風水害発生状況

○市域の大半が海拔ゼロメートル以下の低地であることも影響し、台風や大雨の影響により、床上浸水や床下浸水、道路冠水等の水害が発生する危険性をはらんでいます。

表 過去の風水害

年月日	種別 (名称)	津島被害概要	摘要
2000 (H12) 9.11~12	(東海豪雨)	床上浸水 46 棟、床下浸水 729 棟 農作物被害面積 14ha(イチゴ 9ha、大豆 5ha) 農作物被害金額 14,224 千円	11 日~12 日総雨量 338mm 11 日 15 時~17 時雨量 83mm 11 日 16 時~17 時雨量 45.5mm
2001 (H13) 8.21~22	(台風第 11 号)	床下浸水 14 棟	21 日~22 日 総雨量 202 mm
2004 (H16) 6.21	(台風第 6 号)	一部破損 1 棟、非住家 1 棟、 道路冠水 1 か所	
2004 (H16) 8.7	(集中豪雨)	床下浸水 126 棟、道路冠水 13 か所	7 日 19 時 15 分~20 時 5 分 雨量 66mm
2004 (H16) 8.30	(台風第 16 号)	一部損壊 2 棟	
2004 (H16) 9.7	(台風第 18 号)	軽傷者 1 人、自主避難 1 人	瞬間最大風速 20.2m 累計雨量 2mm
2004 (H16) 9.29~30	(台風第 21 号)	道路冠水 5 か所	
2004 (H16) 10.8~9	(台風第 22 号)	自主避難 3 人	8 日雨量 73.5 mm 9 日 0 時~15 時雨量 47.5 mm
2004 (H16) 10.20	(台風第 23 号)	床下浸水 75 棟、床上浸水 1 棟 自主避難 16 人	日光川排水調整会議実施
2006 (H18) 6.15	大雨	床下浸水 1 棟	
2007 (H19) 7.14~15	(台風第 4 号)	床下浸水 44 棟	
2008 (H20) 8.28~29	(平成 20 年 8 月 末豪雨)	床上浸水 23 棟、床下浸水 224 棟 道路冠水 26 か所	28 日雨量 117mm 29 日雨量 55mm
2008 (H20) 9.21	大雨	床上浸水 1 棟、床下浸水 2 棟	21 日雨量 69.5mm
2009 (H21) 8.10	大雨	床下浸水 8 棟	10 日雨量 63 mm
2010 (H22) 10.7~8	(台風第 18 号)	自主避難 99 人 床下浸水 24 棟	7 日雨量 68.5 mm 8 日雨量 99.5 mm
2010 (H22) 7.15	大雨	床下浸水 25 棟	15 日雨量 58mm
2025 (R7) 7.17	大雨	床下浸水 11 棟、床上浸水 23 棟	17 日雨量 185mm (愛西) (時間最大 51.5mm)

資料：津島市地域防災計画資料編（2023 年 3 月版）
国土交通省気象庁ホームページ

2.2.4 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者による温室効果ガスの排出量

- 地球温暖化対策の推進に関する法律では、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者を特定事業者とし、排出した温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられています。
- 市の区域内に特定事業者が設置した事業所から排出された温室効果ガス算定排出量は、市の区域全体の 6.8%（2023 年度）を占めています。

表 特定事業者が市内に設置した事業所からの温室効果ガス算定排出量

事業所	業種	温室効果ガス算定排出量 (t-CO ₂)		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
サカエ理研株式会社津島工場	プラスチック製品製造業	7,085	6,557	6,412
中北薬品株式会社津島工場	化学工業	5,290	5,645	5,236
ノリタケ株式会社神守工場	窯業・土石製品製造業	3,398	3,416	3,006
株式会社名光精機第 5 工場	輸送用機械器具製造業	3,254	2,391	3,904
津島市民病院	医療業	2,849	3,055	2,990
合計排出量		21,876	21,064	21,548
市の区域からの排出量		341,000	330,000	315,000
構成割合		6.4%	6.4%	6.8%

資料：環境省 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

2.2.5 公共施設における太陽光発電設備の導入状況

- 公共施設では、津島市役所本庁舎を始めとする 9 施設に太陽光発電設備が導入され、導入済み設備では、合計最大出力 135.79kW の発電能力を確保しています。

表 公共施設における太陽光発電設備設置状況

導入施設名称	所在地	設置年月 (運転開始)	規模 (kw)	蓄電池の有無
津島市役所本庁舎	立込町 2 丁目 21 番地	2010.03	10.0	×
津島市民病院	橘町 3 丁目 73 番地	2010.03	20.0	×
西地域防災コミュニティセンター	下新田町 2 丁目 241 番地	2001.04	5.0	×
津島市立東小学校	立込町 1 丁目 17 番地	2010.03	10.0	×
津島市立蛭間小学校	蛭間町字逆川東 848 番地	2010.03	10.0	×
津島市神守学校給食共同調理場	菰原町字神守前 40 番地 1	2014.09	10.0	×
津島市暁学校給食共同調理場	杵前町 5 丁目 7 番地 1	2014.09	10.0	×
津島市立神守小学校	神守町字中町 13 番地	2017.01	11.3	○
津島市総合保健福祉センター	上之町 1 丁目 60 番地	2025.02	49.49	○

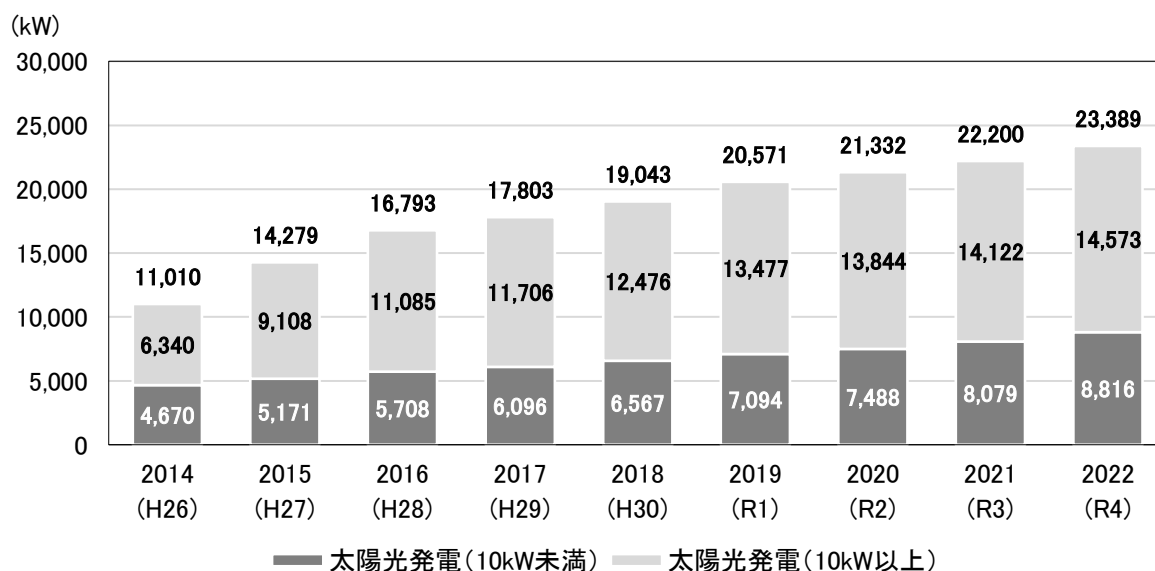
資料：津島市生活環境課

2.2.6 再生可能エネルギーによる発電電力量

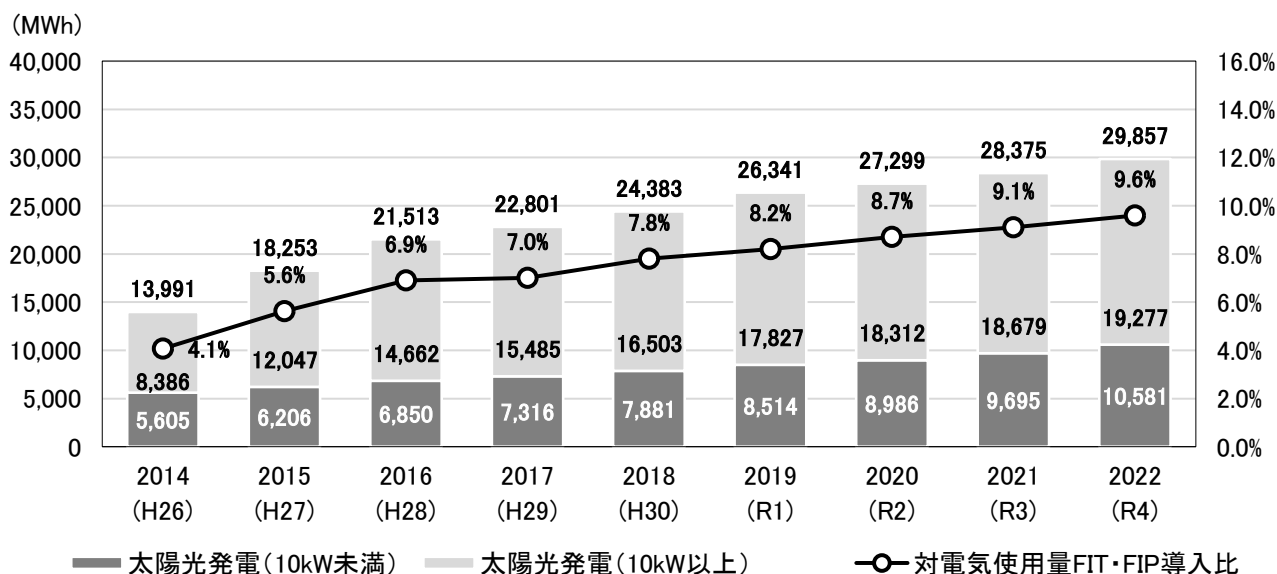
○市内における再生可能エネルギーの導入設備容量が増加傾向にあり、再生可能エネルギーによる発電電力量は、2022（令和4）年度時点には、2014（平成26）年度の約2.1倍となっています。

○市内の電気使用量に対する再生可能エネルギーによる発電電力量の割合は、2022（令和4）年度には9.5%となり、増加傾向にあります。

○市内の再生可能エネルギーによる発電電力量は、太陽光発電（10kW未満、10kW以上）のみで、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電はありません。



図_再生可能エネルギーの導入設備容量の推移

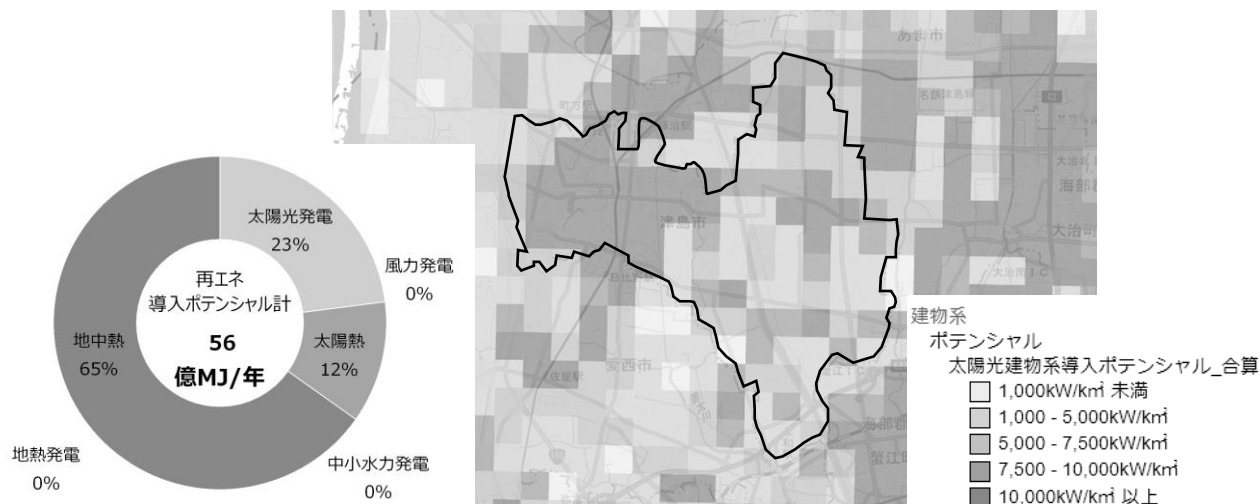


図_再生可能エネルギーによる発電電力量の推移

※上記2図について、再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は、値に含まれません。

2.2.7 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

- 再生可能エネルギーのうち、市の区域において活用できる主な再生可能エネルギーとして、太陽光と地中熱があります。特に、太陽光は、建物に設置する太陽光発電設備によって発電する電気のポテンシャルが高く、市街地で確保できるエネルギーとして活用が見込まれます。
- 2024（令和6）年度における再生可能エネルギーによる発電電力量は、導入ポテンシャルの8.9%に過ぎません。一方で、導入ポテンシャルの総量は、区域内のエネルギー消費量の126.5%を占めており、カーボンニュートラルの実現に欠かせない手段と言えます。



図__再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

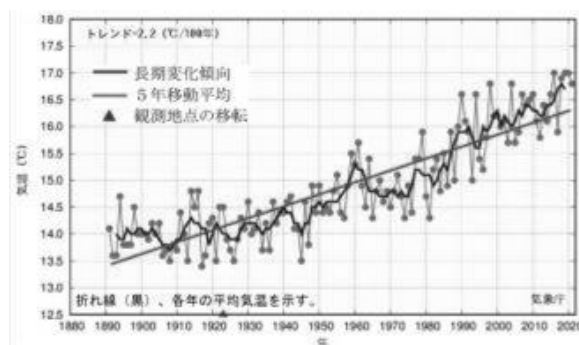
出典：環境省 自治体排出量カルテ

環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（Repos）

2.3 自然環境

2.3.1 気象

- この地域の気候は、高温多雨の時期と寒冷少雨の時期があり、冬季には、北西の季節風が強く吹き、乾燥する特徴があります。
- 2020（令和2）年から2024（令和6）年までの5年間の年平均降水量は、1,768.0mmで、平成21年（2009年）から平成26年（2014年）までとほぼ同じとなっています。
- 2020（令和2）年から2024（令和6）年までの5年間の年平均気温は16.5℃で、月別気温の最低は5.0℃（1月）、最高は28.6℃（8月）です。また、名古屋の年平均気温は、100年間で約2.3℃の上昇が観測されています。世界全体では約0.7℃、日本全体では約1.2℃の上昇となっており、本市の周辺ではこれらを上回る気温の上昇が起きていることが分かります。



図__年平均気温（名古屋地方気象台）

資料：愛知県気候変動適応センターホームページ

2.3.2 動植物・生態系

- 「レッドデータブックあいち 2020」によると、ナゴヤダルマガエルやオオクワガタ、タガメ、アサザ等の絶滅のおそれのある動植物が確認されています。前計画時点と比較すると、キクガシラコウモリ、ツマグロキチョウ、オオシロガヤツリ等が追加されています。
- 市の周辺で確認された絶滅のおそれのある動植物の多くは、低湿地や池沼に生息・生育する種であることから、かつての水田が市街化される中、残された水田環境にわずかに分布していると考えられます。

表 津島市周辺における絶滅のおそれのある主な動植物

No.	分類			種名	選定基準※					
					1	2	3	4	5	6
1	動物	爬虫類	スッポン科	スッポン			DD		DD	
2	動物	両生類	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル			EN		CR	
3	動物	魚類	メダカ科	メダカ				VU	NT	
4	植物	裸子植物	ヒノキ科	ネズ						NT
5	植物	離弁花類	クワ科	カシノキ						EN
6	植物	離弁花類	スイレン科	コウホネ						EN
7	植物	離弁花類	ホルトノキ科	ホルトノキ						VU
8	植物	合弁花類	ミツガシラ科	アサザ				NT		EN
9	植物	合弁花類	アカネ科	ハクチョウゲ				EN		

選定基準の凡例 DD：情報不足、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、CR：絶滅危惧ⅠA類

資料：津島市自然環境調査（2011年2月）

- 「愛知県特定外来生物対策ハンドブック」によると、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある特定外来生物として、ヌートリア、アライグマに加え、カミツキガメ、セアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリ等が目撃されています。また、令和5年6月1日からアカミミガメ・アメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されています。
- 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気づく・まもる・つなげるマップ」では、市の区域に17の指標種のうち、止水性のイトトンボ類の生息適地、サギ類やカモ類の採食適地があるとしています。
- 「止水性のイトトンボ類」は、里地・里山から田園、都市まで広い範囲の池沼の生態系ネットワークを代表する生物です。飛翔能力があまり高くなく、移動できる範囲が狭いことから、生息・生育する拠点間を移動できる回廊でつなぐ生態系ネットワークの形成が必要とされています。生態系ネットワークの形成に取り組む過程では、飛翔能力の高いギンヤンマ等を生息させることが期待でき、水辺に草地や樹林を創出することから、水辺の生物多様性を高めることにつながります。

2.4 生活環境

2.4.1 大気環境

- 主に工場等の稼働により発生する二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）は、環境基準を達成しています。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成 26 年度は基準を達成できなかったものの、平成 27 年度以降は環境基準を達成しています。なお、近年は全国的にも環境基準を達成しており、国内及び海外（東アジア地域）における対策が進んだものと推察されます。光化学オキシダントは、いずれの年も環境基準を達成していませんでした。なお、全国的にも環境基準を達成している測定局は 1%未満であり、対策が困難な大気汚染の一つです。

2.4.2 水環境

- 水質の有機汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、概ね横ばいで推移しています。環境基準 D 類型が適用される日光川（日光橋）では、8mg/L 以下の環境基準を満たしています。市内の河川・水路では、一時的に 8mg/L を超えることがありますが、概ねこの基準値を下回っています。

2.4.3 騒音・振動・悪臭

- 感覚公害である騒音・振動・悪臭は、生活様式や社会環境の変化とともに問題となることが増えており、本市でも騒音・振動・悪臭に対する一定件数の苦情が寄せられています。こうした感覚公害に対して騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業場や作業に対し騒音・振動や臭気に対する規制が行われています。

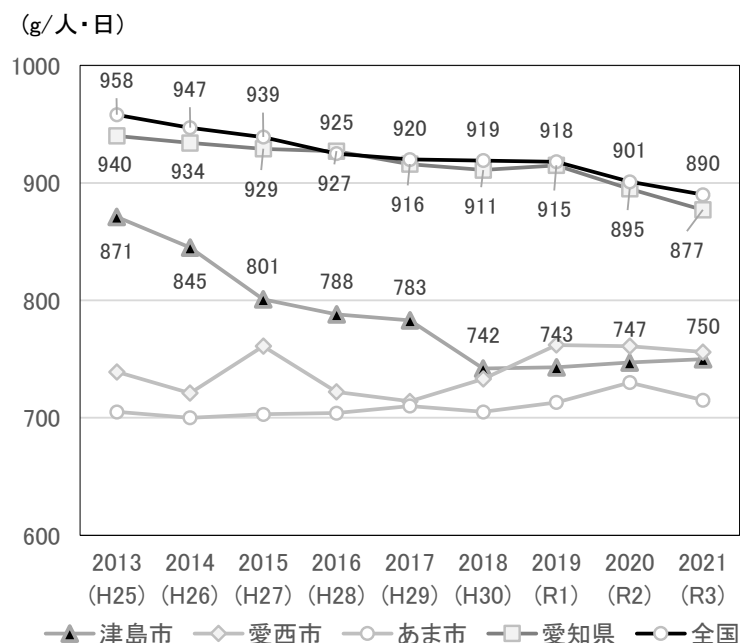
2.4.4 地盤沈下

- 1950 年代以降の産業活動の拡大や高度成長に伴う地下水揚水量の急激な増加が大きな原因となり、濃尾平野では、広域で地盤沈下が確認され、1960 年代には顕著に地盤の沈下が進みました。関係機関が連携して地盤沈下の状況の観測・調査を行うとともに、旧愛知県公害防止条例や工業用水法に基づく地下水揚水規制や代替水源への切替え、津島市地下水の保全に関する条例に基づく揚水量の監視によって、地下水揚水量が減少するとともに、1970 年代半ばには沈下速度の鈍化を示し、1985 年以降は、地盤沈下も沈静化の傾向に向かいました。地盤沈下が進んだことで、井戸を掘るだけで地上に噴出していた地下水の自噴が見られなくなりましたが、近年は、地下水の自噴が見られるようになってきています。
- 2014（平成 26）年度から 2023（令和 5）年度までの 10 年間の水準測量調査では、市の区域内にある 12 地点の標高の測定を行った結果、累積沈下量は、最大で 2.31cm となっています。

2.4.5 ごみ処理

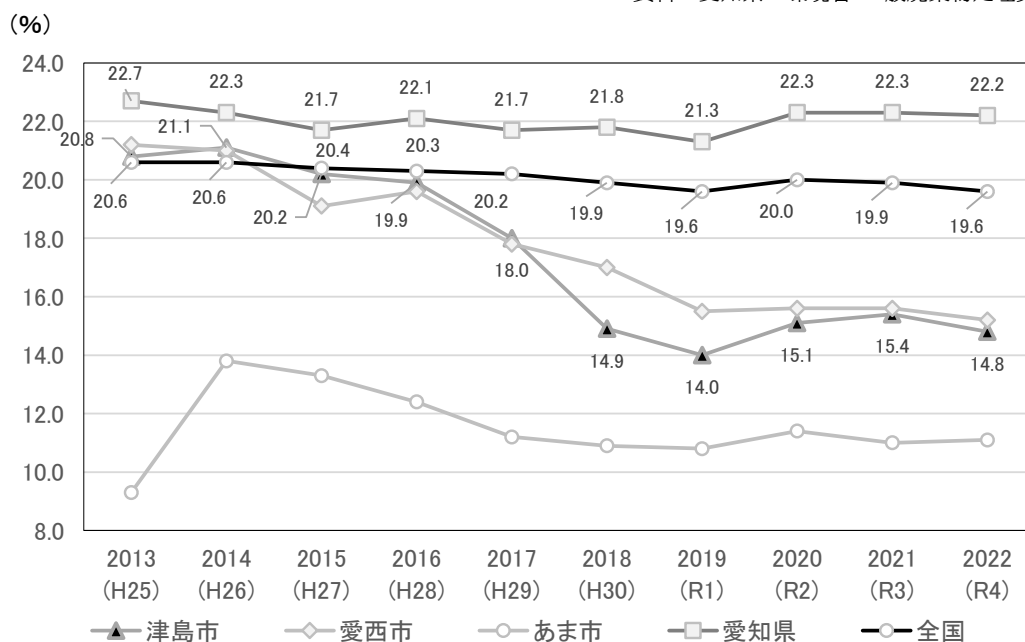
○1人1日当たりのごみの排出量は、概ね横ばいですが、直近10年間は、県平均を1～2割下回っており、県や全国に比べ、ごみの減量が進んでいます。

○リサイクル率は、2017（平成29）年度に集団回収助成金が廃止された影響で2019（令和元）年度にかけて減少した後、回復基調の横ばいで推移しています。2016（平成28）年に、常設の鹿伏兎リサイクルステーションを設置していますが、リサイクル率が横ばいで推移する要因の一つとして、民間設置の資源回収場所の増加の影響が考えられます。



図_1 人1日当たりごみ排出量の推移

資料：愛知県・環境省 一般廃棄物処理実態調査結果



図_リサイクル率の推移

資料：愛知県・環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

2.4.6 生活排水処理

○家庭から出る生活排水を下水道、合併処理浄化槽又はコミュニティ・プラントによって処理を行い、公共用水域に排出すれば、水環境の向上につながります。一方、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便所である場合は、生活雑排水が未処理のまま水路や河川に流入することとなります。

○下水道は、1964（昭和 39）年に中心市街地で単独公共下水道が、2009（平成 21）年には日光川下流域関連公共下水道の供用が開始され、人口が集中する市街化区域等で順次整備が進められています。

○2023（令和 5）年における汚水処理人口普及率は 80.1%で、全国平均（93.3%）、愛知県平均（93.2%）と比較しても低い割合となっており、下水道普及率が影響していると考えられます。

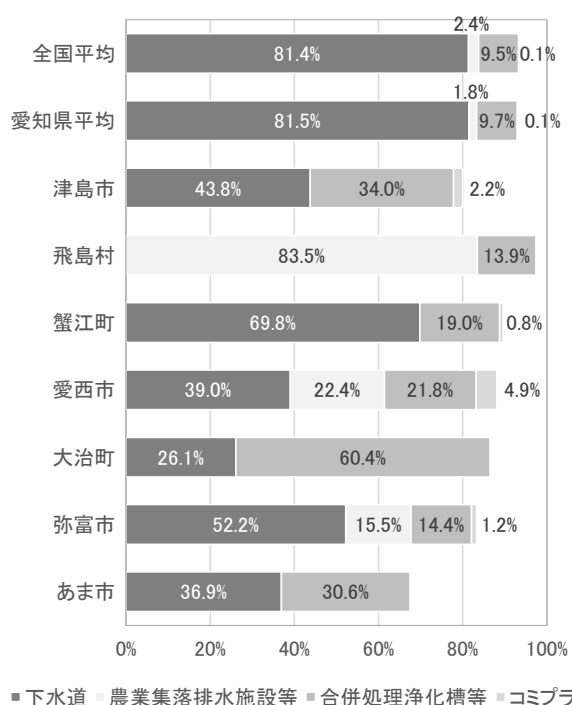


図 汚水処理人口普及率（2023 年度）

資料：愛知県 HP 愛知県の下水道

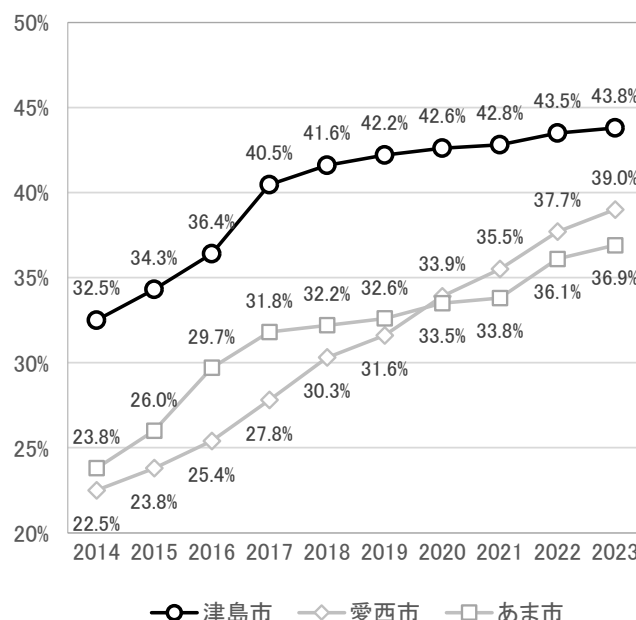


図 下水道普及率

資料：愛知県統計年鑑

愛知県 HP 愛知県の下水道

2.4.7 公害苦情

○2023（令和 5）年度の公害苦情件数は 55 件で、前年度に比べ 15 件増加しています。

○典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）に対する苦情件数のうち、騒音及び大気汚染に対する苦情が多く、2023（令和 5）年度は、騒音に対する苦情が全体の 40.0%、大気汚染に対する苦情が全体の 36.4%を占めています。

○2024（令和 6）年 7 月に施行された津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例に基づき、産業廃棄物処理施設等を設置する事業者と関係住民との情報の共有と相互理解により、騒音・振動・悪臭その他生活環境の維持に係る紛争を予防する取組を進めています。

2.5 都市・快適環境

2.5.1 市街化区域の土地利用

○市街化区域においては、自然的土地利用の割合が9.0%を占めていますが、その面積は2013（平成25）年度から2023（令和5）年度にかけて19%減少しています。

表 自然的土地利用の推移

年度	自然的土地利用					自然的 土地利用 合計 (ha)	都市的 土地利用 合計 (ha)
	農地		山林 (ha)	水面 (ha)	その他の 自然地 (ha)		
	田 (ha)	畑 (ha)					
2013(H25)	34.06	20.90	0.02	15.36	3.31	73.65	592.35
2018(H30)	28.68	19.63	0.04	15.27	2.25	65.87	600.13
2023(R5)	24.90	17.22	0.04	15.15	2.32	59.63	606.37
増減率 (2013→2023)	-26.9%	-17.6%	100.0%	-1.4%	-29.9%	-19.0%	2.4%
市街化区域に 占める割合 (2023)	3.7%	2.6%	0.0%	2.3%	0.3%	9.0%	91.0%

資料：都市計画基礎調査

2.5.2 都市公園・緑地

○都市公園は、14箇所約30.7haが整備され、市民1人当たり都市公園面積は、2014（平成26）年度末の4.7㎡から2023（令和5）年度末には5.1㎡となり、0.4㎡増加していますが、愛知県平均（8.09㎡）、国の整備目標（10.9㎡）を下回っています。

○2020（令和2）年度の地域制緑地は、風致地区が2地区16.1ha、生産緑地が260団地24.3ha、その他農用地地区が約664.2ha、河川区域が73.7haで、都市公園等を含めた市域全体の緑地割合は、約33%となっています。

○市街化区域における緑地率（市街化区域面積に占める公園等の施設緑地面積及び地域制緑地面積の割合）は、9.7%（2020（令和2）年度）となっています。

2.5.3 交通

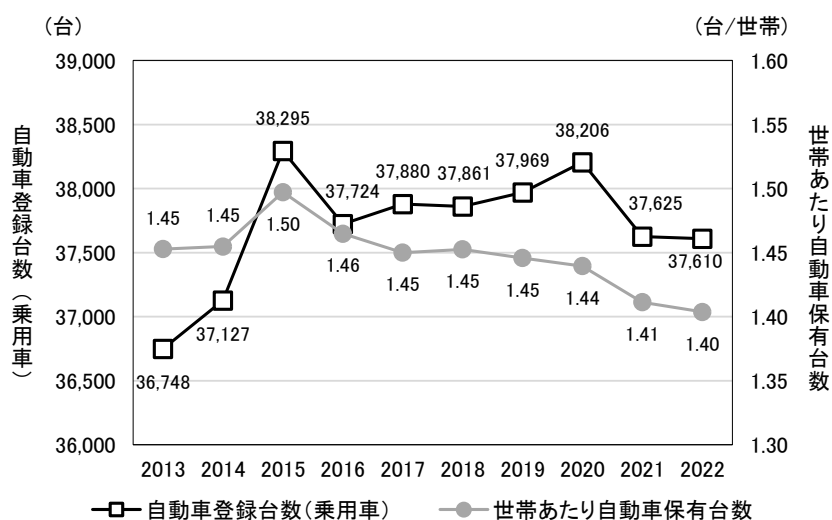
○登録自動車台数は38,000台前後で推移していますが、世帯当たりの保有台数は、2015（平成27）年度以降減少傾向にあります。それでも、2022（令和4）年度における世帯当たりの保有台数は1.40台であり、愛知県平均（1.25台）、全国平均（1.04台）を上回っています。

○2020（令和2）年度における通勤・通学時の交通手段は、自動車が56.8%を占め、愛知県平均（50.0%）や全国平均（44.6%）より高く、自動車への依存度が高くなっています。また、2010（平成22）年度と比較すると、10年間で自動車が53.8%から56.8%と増加した一方で、鉄道・電車やバスの合計が21.3%から20.1%に減少しています。

○市内移動での交通手段として、市は巡回バスを運行しています。利用者は、2019（令和元）年度にかけて年々増加傾向を示していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で減少に転じた後、2021（令和3）年度以降再び増加傾向にあり、2023（令和5）年度は、年間54,671人の利用まで回復しています。

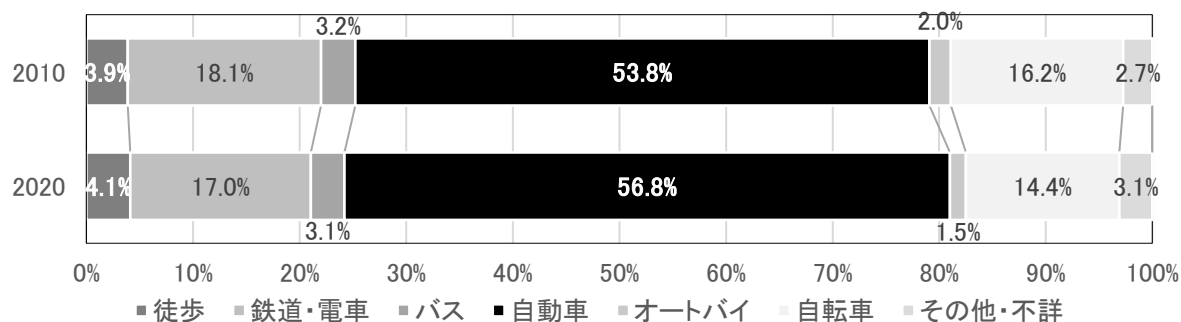
○電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及に必要な充電インフラ設

備は、2019（令和元）年末時点で、市内に急速充電設備 8 基、普通充電設備 1 基が整備されており、人口 1 万人当たりの充電設備数は、県下でも上位（18 位／54 市町村）にあります。



図_自動車登録台数と世帯当たり保有台数

資料：一般財団法人自動車検査登録情報協会
愛知県統計書、津島の統計



図_通勤・通学時の交通手段の推移（2010 年度・2020 年度）

資料：国勢調査（総務省）



資料 4 津島市の環境に関する市民意識

1 市民意識調査の概要

1.1 調査目的

第3次津島市環境基本計画の策定に当たり、市民及び事業者の環境に対する意識や環境保全の取組等を把握することを目的として、アンケート調査を実施します。その結果は、過去の調査（平成26年・令和2年）との比較や新たな環境課題に対する意識・行動の把握を行い、施策の設定及び推進に関する検討資料とします。

1.2 調査対象・調査方法

項目	市民	事業者	小中学生
対象者区分	18歳以上の市民	市内に事業所を有する事業者	8小学校の5年生及び4中学校の2年生
対象者数	2,000人	300事業所	小学5年生420人・中学2年生500人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	課税情報から業種及び規模ごとに無作為抽出	該当学年の全児童及び生徒
調査票の配布	郵送	郵送	学校に調査回答サイトのURL及び二次元コードを送付
調査実施方法	調査票に記入して郵送で回答又は調査票記載の二次元からWEB回答（Googleフォーム）	調査票に記入して郵送で回答	児童・生徒のタブレットでURL又は二次元コードからWEB回答（Googleフォーム）
調査期間	2024年12月11日発送～12月27日（2025年1月13日まで延長）	2024年12月11日発送～12月27日（2025年1月10日まで延長）	2024年12月中旬～2025年1月中旬

1.3 回収率等

項目	市民	事業者	小中学生
対象者数	2,000人	300事業所	小学5年生420人 中学2年生500人
回収数	郵送・持参 600人 WEB 194人 計 794人	郵送・持参 96事業所	小学5年生352人 中学2年生433人
回収率	39.7%	32.0%	小学5年生83.8% 中学2年生86.6%

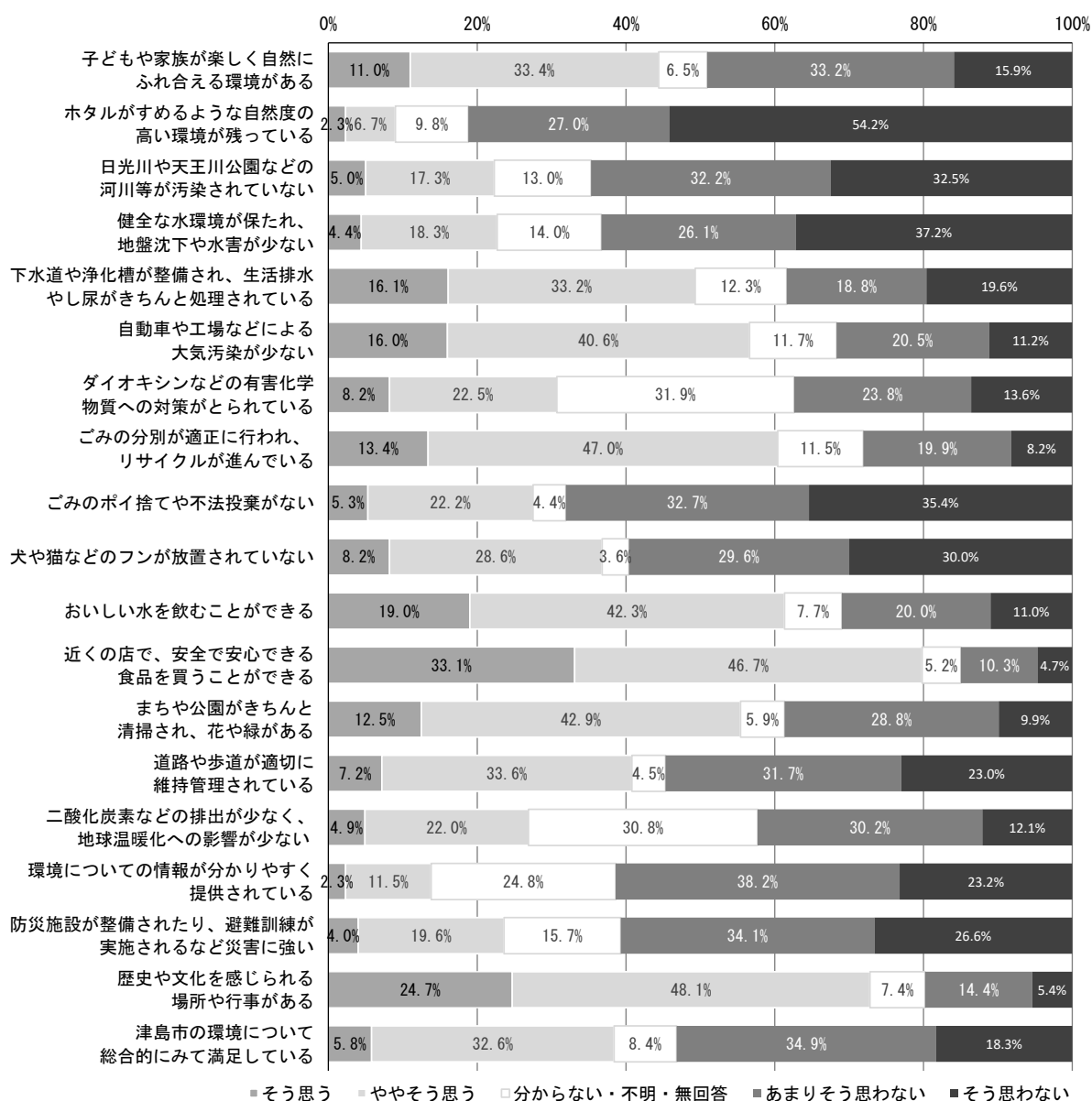
2 調査結果

■津島市の環境の現状について

市民問1 (N=794)

津島市の現在の環境について、どのように感じていますか。5段階のうち、あなたの考えに近いものを項目ごとに1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 満足度が高いものは、「近くの店で、安全で安心できる食品を買うことができる」「歴史や文化を感じられる場所や行事がある」「おいしい水を飲むことができる」となっており、生活利便や本市らしさにかかる項目は高くなっています。
- 不満度が高いものは、「ホテルがすすめるような自然度の高い環境が残っている」「ごみのポイ捨てや不法投棄がない」「日光川や天王川公園等の河川等が汚染されていない」となっています。自然環境にかかる項目が低くなっています。
- 「本市の総合的な環境の満足」は、満足度 38.4%、不満度 53.2%となっています。



図_津島市の現在の環境についての満足度（市民）

市民問 2 (N=794)

問 1 の 19 項目のうち、津島市の環境をより良い状態で将来に残すためには、どの項目が重要だと思いますか。重要だと思う項目を 3 つ選んで、項目番号を下の□の中に記入してください。

○重要だと思う項目のうち、「子どもや家族が楽しく自然にふれ合える環境がある」「健全な水環境が保たれ、地盤沈下や水害が少ない」「道路や歩道が適切に維持管理されている」となっており、自然とのふれあいの場や水環境、交通環境における安全性が求められています。

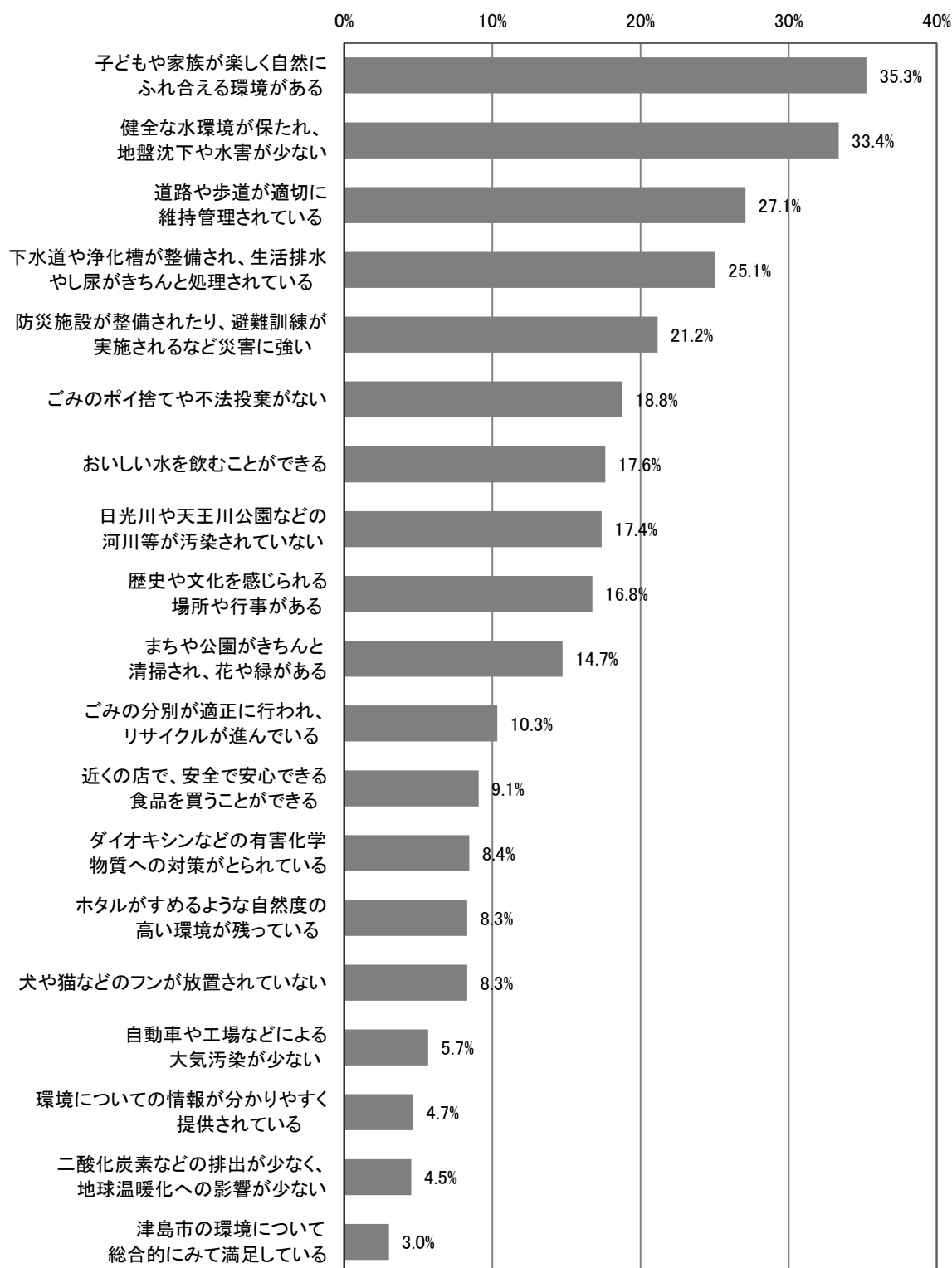
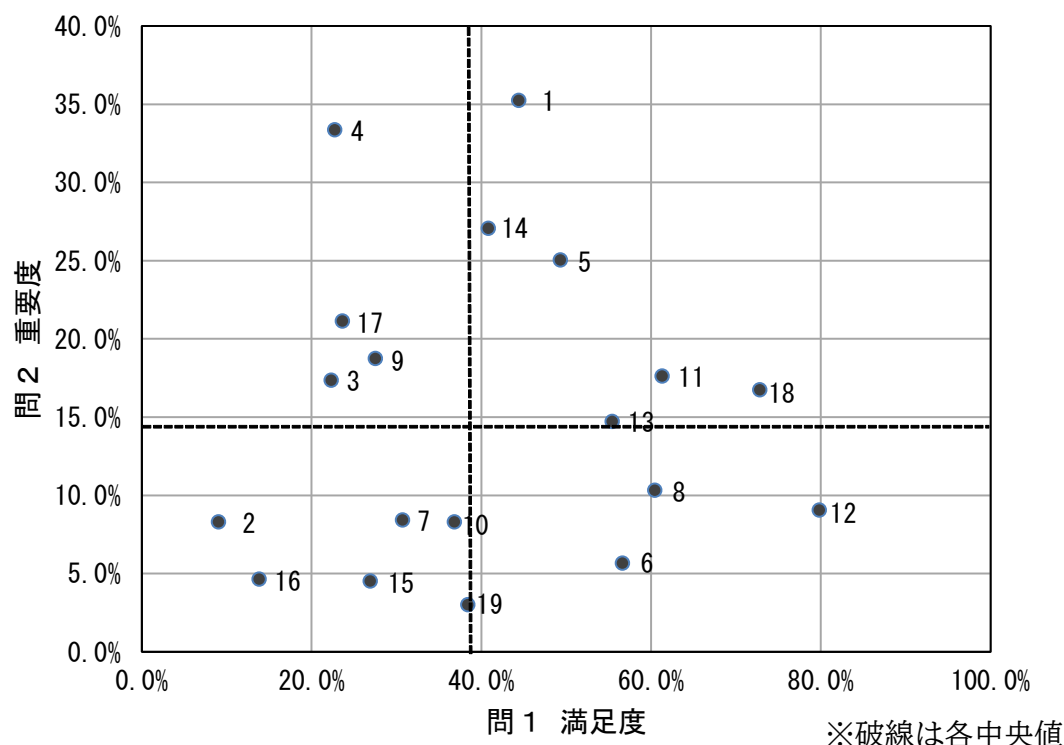


図 津島市の環境をより良い状態で将来に残すための重要な項目（市民）

【満足度（問 1）と重要度（問 2）の比較】

○重要度が高い項目として、「子どもや家族が楽しく自然にふれ合える環境がある」「健全な水環境が保たれ、地盤沈下や水害が少ない」「下水道や浄化槽が整備され、生活排水やし尿がきちんと処理されている」「道路や歩道が適切に維持管理されている」「防災施設が整備されたり、避難訓練が実施される等災害に強い」が上位となっていますが、満足度は中央値を若干超えている、又は下回っているため、これらの満足度を今後高めていくことが必要であると推察されます。



1	子どもや家族が楽しく自然にふれ合える環境がある
2	ホテルがすすめるような自然度の高い環境が残っている
3	日光川や天王川公園などの河川等が汚染されていない
4	健全な水環境が保たれ、地盤沈下や水害が少ない
5	下水道や浄化槽が整備され、生活排水やし尿がきちんと処理されている
6	自動車や工場などによる大気汚染が少ない
7	ダイオキシンなどの有害化学物質への対策がとられている
8	ごみの分別が適正に行われ、リサイクルが進んでいる
9	ごみのポイ捨てや不法投棄がない
10	犬や猫などのフンが放置されていない
11	おいしい水を飲むことができる
12	近くの店で、安全で安心できる食品を買うことができる
13	まちや公園がきちんと清掃され、花や緑がある
14	道路や歩道が適切に維持管理されている
15	二酸化炭素などの排出が少なく、地球温暖化への影響が少ない
16	環境についての情報が分かりやすく提供されている
17	防災施設が整備されたり、避難訓練が実施されるなど災害に強い
18	歴史や文化を感じられる場所や行事がある
19	津島市の環境について総合的にみて満足している

図__津島市の環境についての満足度・重要度の相関図（市民）

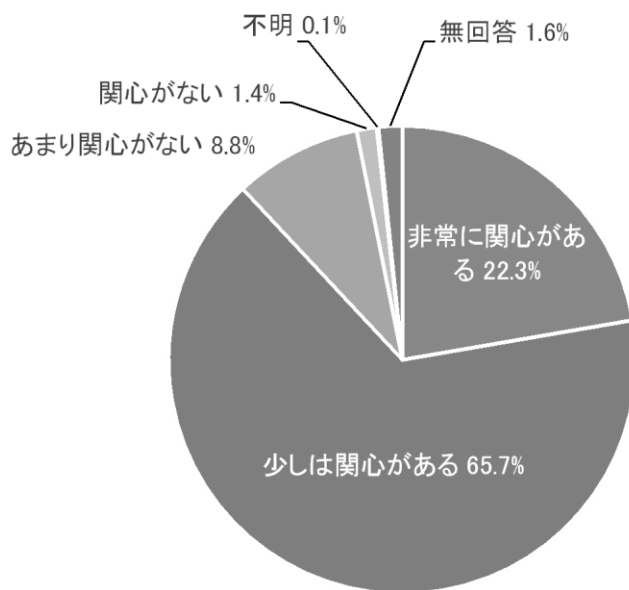
■環境保全の取組について

市民問 3 (N=794)

環境問題について、どの程度関心がありますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

○関心度は88.0%と高くなっています。

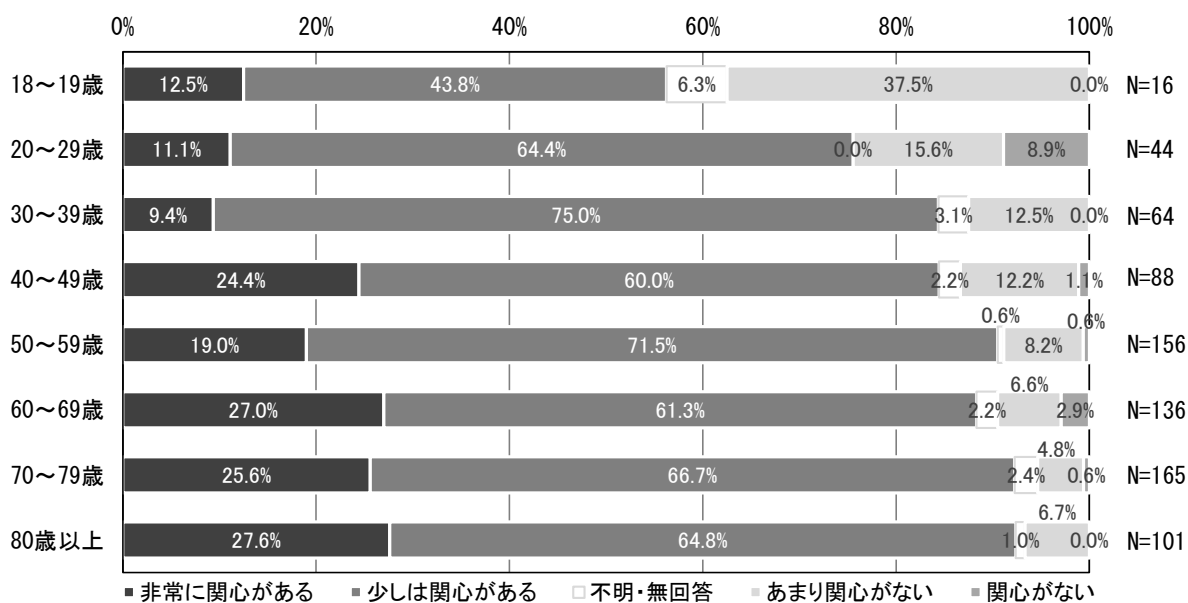
○関心がないという回答率は1.4%とわずかでした。



図_環境問題についての関心度(市民)

【年齢層別】

○年齢層別では、年齢が高くなるほど関心度が高くなる傾向にあります。



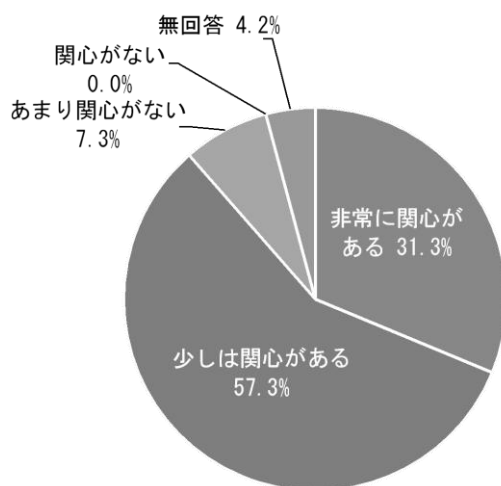
※不明、無回答除く

図_環境問題についての関心度(市民・年齢層別)

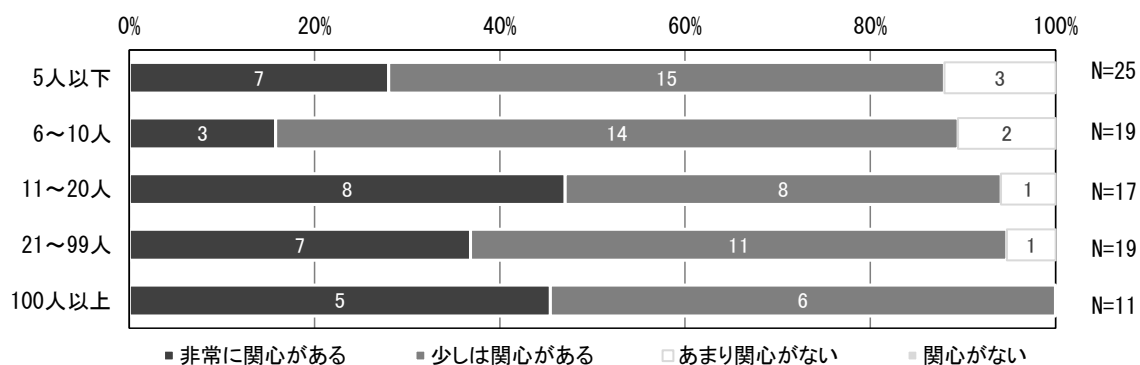
事業者問 1 (N=96)

貴事業所の事業活動において、環境問題はどの程度関心がありますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

○関心度は 88.6%と高くなっています。事業所の規模にかかわらず、8 割以上の事業者が「関心がある」と回答しています。



図_ 環境問題についての関心度（事業者）

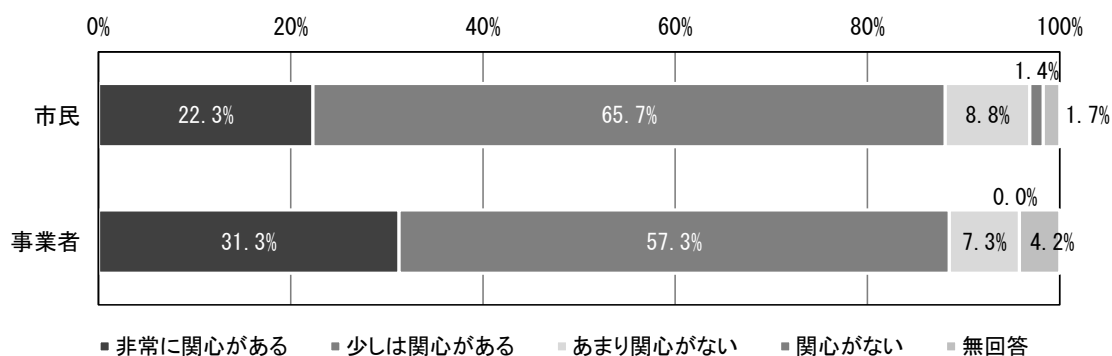


※不明、無回答除く

図_ 環境問題についての関心度（事業者・事業所規模別）

【市民と事業者の比較】

○関心度は同じくらいですが、事業者の「非常に関心がある」の回答率が高くなっています。



図_ 環境問題についての関心度（市民・事業者比較）

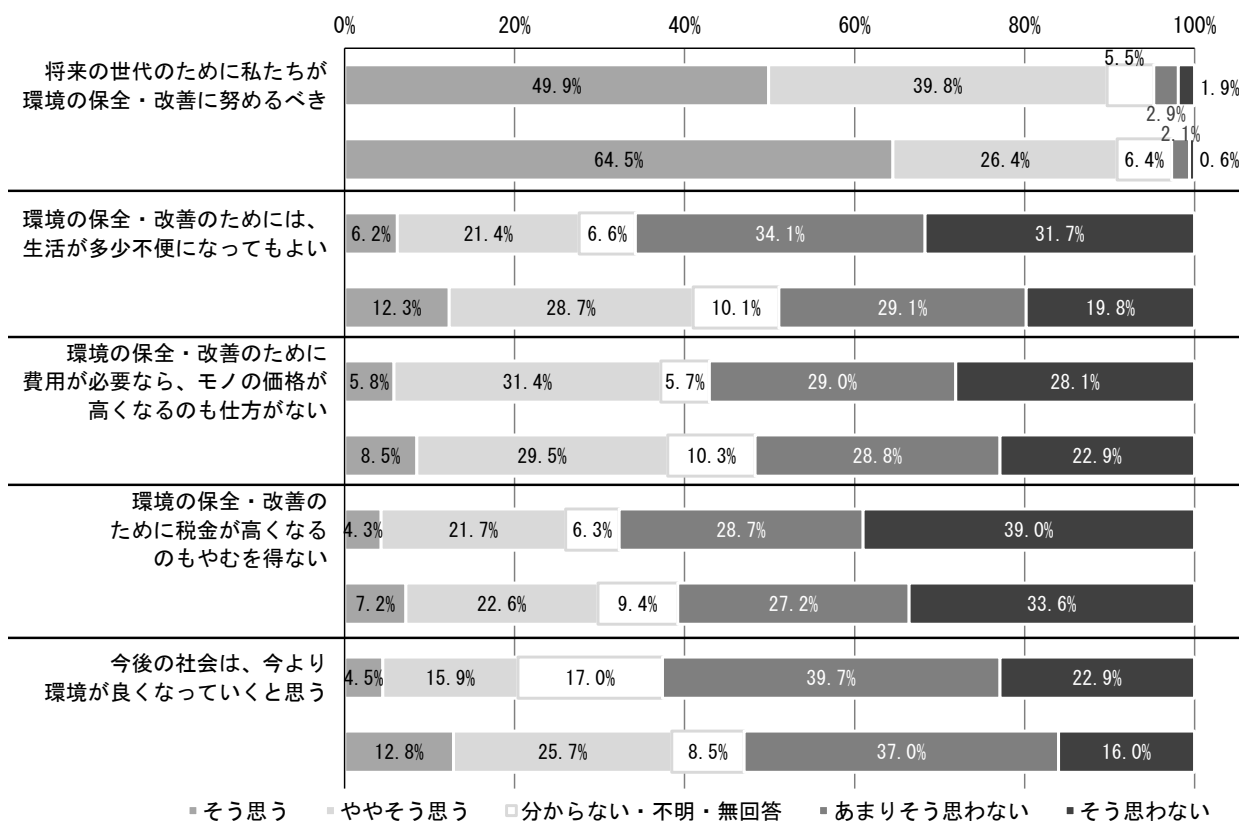
市民問 5 (N=794)

あなたにとって環境をより良くするための取組をどう考えていますか。5 段階のうちから、あなたの考えに近いものを項目ごとに 1 つ選んで、番号に○をつけてください。

○「今後の社会は、今より環境が良くなっていくと思う」との回答率は低く、「将来の世代のために私たちが環境の保全・改善に努めるべき」との回答率が高くなっています。

○10 年前の調査と比較すると、「今後の社会は、今より環境が良くなっていくと思う」について、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合は低くなっています。

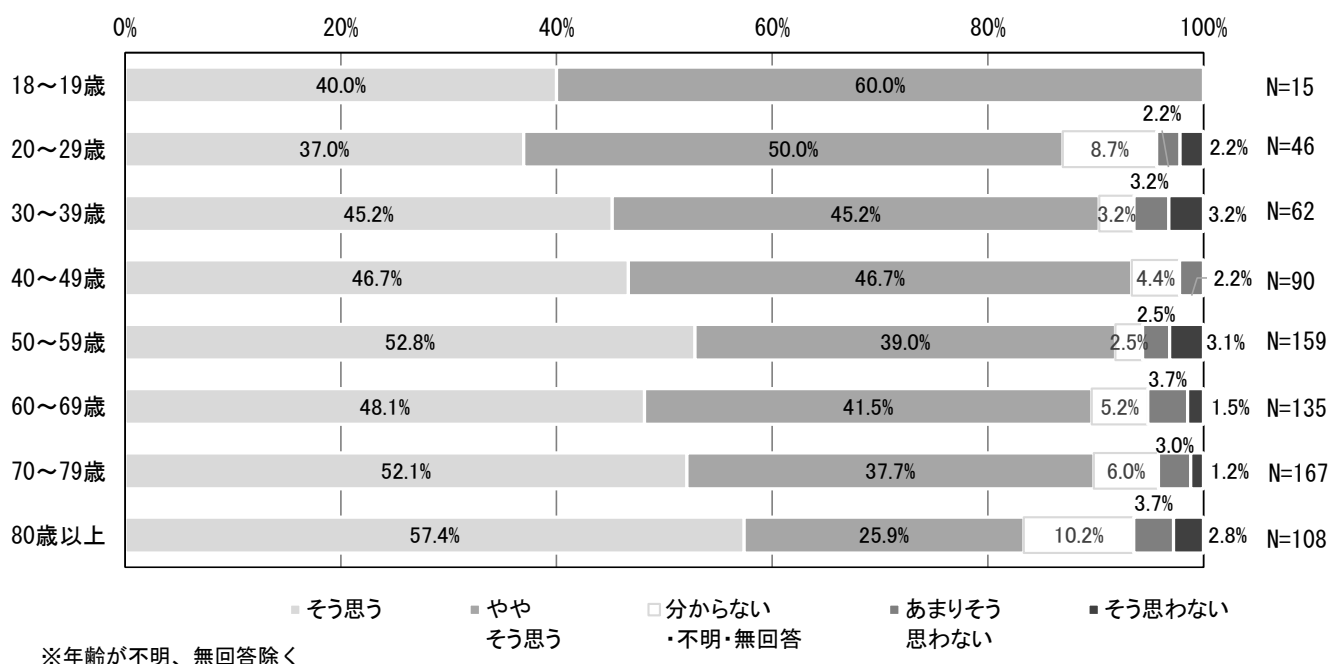
○このための具体的なものとして、「生活が多少不便になってもよい」は 27.6%、「モノの価格が高くなるのも仕方がない」は 37.2%、「税金が高くなるのもやむを得ない」は 26.0%と、そう思わない割合に比べて低くなっています。



※上段：今回・2024 (R6) 年度、下段：前回・2014 (H26) 年度

図_環境をより良くするための取組について（市民・前回比較）

○「将来の世代のために私たちが環境の保全・改善に努めるべき」について、年齢別で見ると、年齢層が下がるにつれ、「そう思う」、「ややそう思う」の回答率が高くなっています。

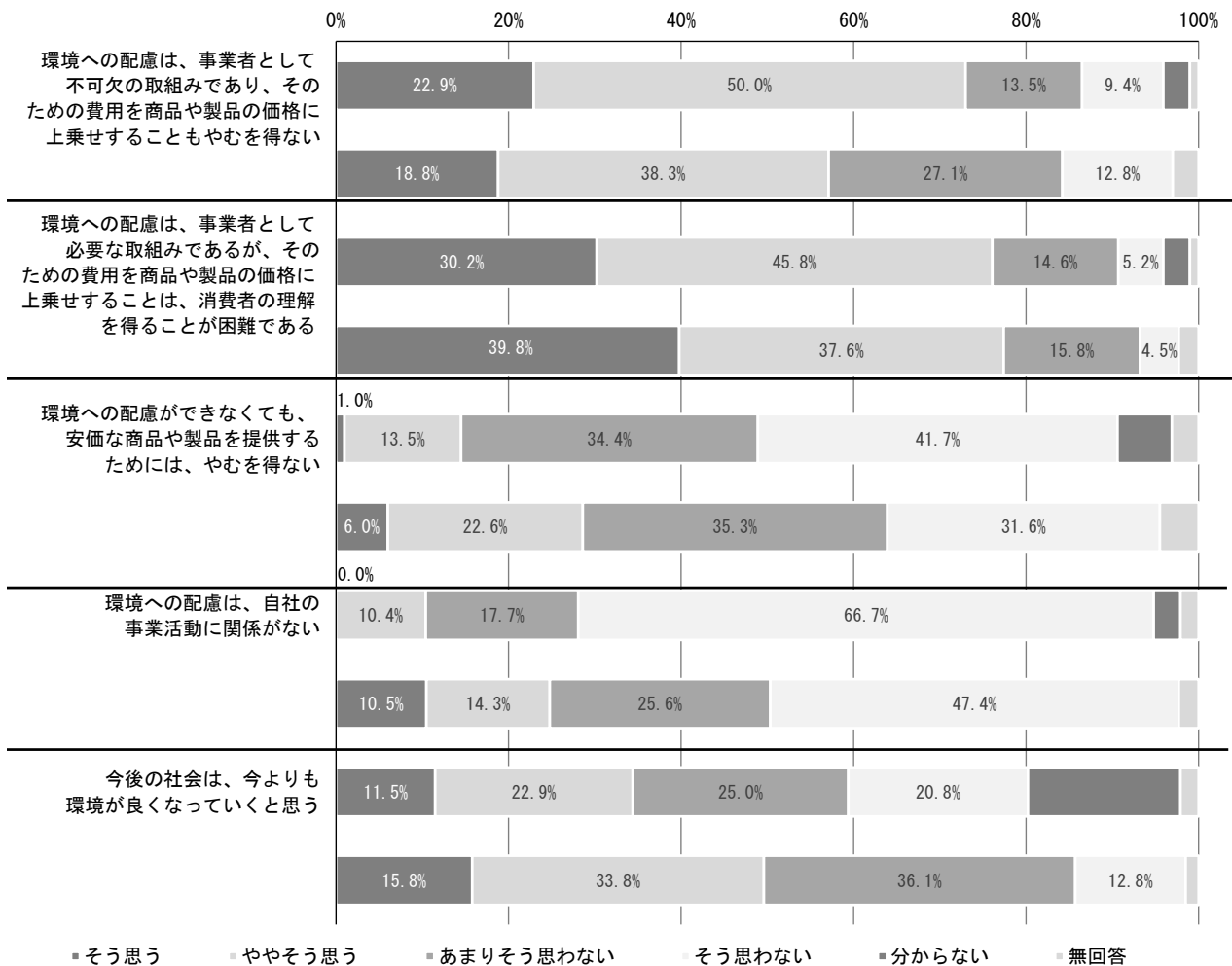


図_ 将来のために私たちが環境の保全・改善に努めるべきについて（市民・年齢別）

事業者問 2 (N=96)

貴事業所にとって環境をより良くするための取組をどう考えていますか。5 段階のうちから、貴事業所の考えに近いものを項目ごとに 1 つ選んで、番号に○をつけてください。

- 事業者にとって環境配慮は不可欠であり、そのための費用を価格に上乗せすることに 7 割以上がやむを得ないと回答していますが、消費者の理解を得ることが困難であるとの回答率も 7 割以上を占めています。費用面での対応が懸念となっていることが推察されます。
- 環境保全よりも安価な商品等という考えは少なく、環境配慮がある程度事業者に定着してきたことが推察されます。
- 10 年前の調査と比較すると、「今後の社会は、今より環境が良くなっていくと思う」について、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合は低くなっています。



※上段：今回・2024 (R6) 年度、下段：前回・2014 (H26) 年度

図 事業所にとって環境をより良くするための取組について（事業者・前回比較）

市民問 6 (N=794)

あなたが現在実行している環境の保全につながる取組を教えてください。各項目について、あなたが実行している取組を全て選んで、番号に○をつけてください。

- 実践度が高いものは「油や野菜くず等を排水口に直接流さないこと」「ごみのポイ捨てやペットのフンの路上放置をしないこと」「急発進をしない等、エコドライブに努めること」となっています。
- 一方、「自動車よりも、公共交通機関・自転車・徒歩を優先すること」「太陽光等の再生可能エネルギーを利用すること」「自然観察・体験イベント等で自然にふれ合うこと」「地域や地球の環境について家族や友人と会話をする事」「NP0 や行政が提供する環境学習の機会を利用すること」は低くなっています。

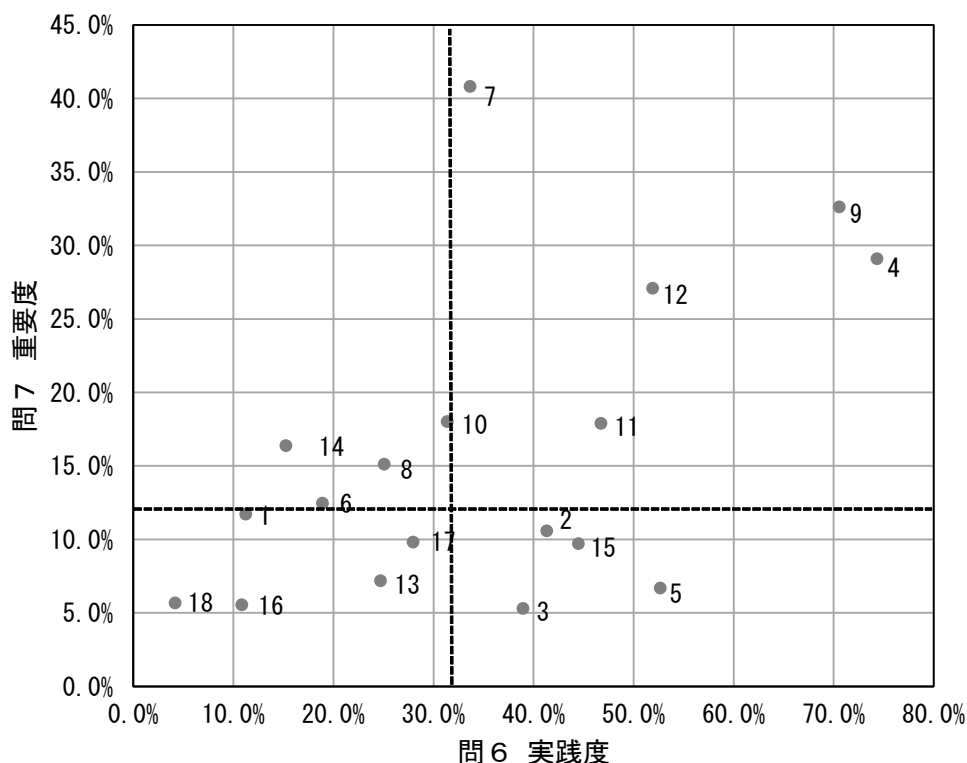
市民問 7 (N=794)

問 6 の 18 項目のうち、津島市の環境をより良い状態で将来に残すためには、どの項目が重要だと思いますか。重要だと思う項目を 3 つ選んで、項目番号を下の□の中に記入してください。

- 重要度が高いものは「ごみの発生回避・減量・再使用・再生利用（4R）等に取り組み、生活廃棄物を減らすこと」「ごみのポイ捨てやペットのフンの路上放置をしないこと」「油や野菜くず等を排水口に直接流さないこと」となっています。

【実践度（問 6）と重要度（問 7）の比較】

- 重要度が最も高い「ごみの発生回避・減量・再使用・再生利用（4R）等に取り組み、生活廃棄物を減らすこと」は、実践度では中央値となっています。
- 一方で、実践度の高い「油や野菜くずなどを排水口に直接流さない」や「ごみのポイ捨てやペットのフンの路上放置をしないこと」は満足度も高くなっています。
- 全体的に重要度も実践度も低い項目が多くなっています。



1	自然観察・体験イベントなどで自然にふれ合うこと
2	庭やベランダの花壇、生垣など身近な緑を増やすこと
3	緑のカーテンや打ち水、マイボトル持参などの暑気対策を行うこと
4	油や野菜くずなどを排水口に直接流さないこと
5	急発進をしないなど、エコドライブに努めること
6	自動車よりも、公共交通機関・自転車・徒歩を優先すること
7	ごみの発生回避・減量・再使用・再生利用(4R)などに取り組み、生活廃棄物を減らすこと
8	ごみ拾いや草取りなどまちの美化に取り組むこと
9	ごみのポイ捨てやペットのフンの路上放置をしないこと
10	積極的に地元でできた農産物を購入すること(地産地消)
11	生活騒音の防止や雑草管理を行い、隣近所への配慮をすること
12	節水・節電など省エネルギー行動に努めること
13	ハイブリッド車や電気自動車などのエコカーや、省エネルギー家電を優先的に購入すること
14	太陽光などの再生可能エネルギーを利用すること
15	壊れたモノは修理して長く使うよう心がけること
16	地域や地球の環境について家族や友人と会話をすること
17	新聞や書籍、インターネットなどで環境に関する知識や情報を身に付けること
18	NPOや行政が提供する環境学習の機会を利用すること

※破線は各中央値

図_環境の保全につながる取組についての重要度・実践度の相関図（市民）

事業者問 3 (N=96)

貴事業所が現在実行している環境の保全につながる取組を教えてください。各項目について、貴事業所が実行している取組を全て選んで、番号に○をつけてください。

○実線度が高いものは「省エネルギー型の照明、電気設備、OA 機器等を使用すること」「ごみの発生回避・減量・再使用・再生利用（4R）を実践し、廃棄物を減らすこと」「事業所周辺のごみ拾いや草取り等まちの美化に取り組むこと」となっています。

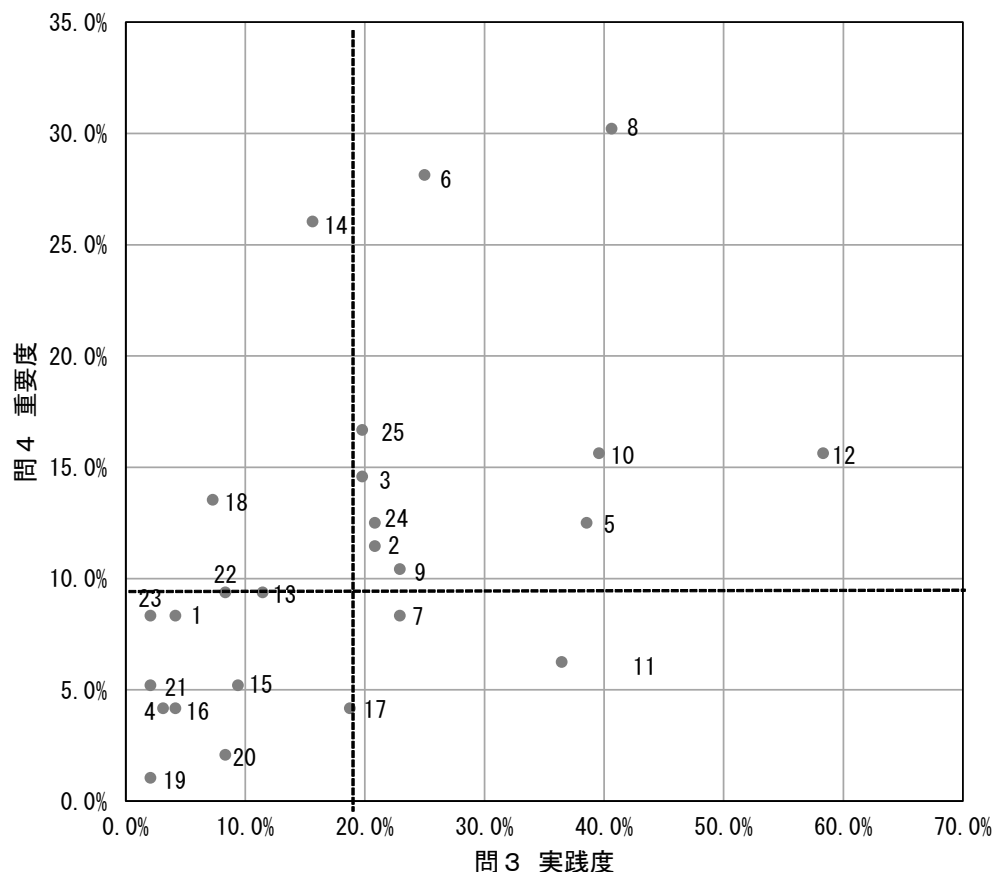
事業者問 4 (N=96)

問 3 の 25 項目のうち、津島市の環境をより良い状態で将来に残すためには、どの項目が重要だと思いますか。重要だと思う項目を 3 つ選んで、項目番号を下の□の中に記入してください。

○重要度が高いものは「ごみの発生回避・減量・再使用・再生利用（4R）を実践し、廃棄物を減らすこと」「大気・水・騒音・振動・悪臭等の公害防止の対策をすること」「太陽光等の再生可能エネルギーや排熱（廃熱）を利用すること」となっています。

【実践度（問3）と重要度（問4）の比較】

○重要度が高い「大気・水・騒音・振動・悪臭等の公害防止の対策をすること」「太陽光等の再生可能エネルギーや排熱（廃熱）を利用すること」「太陽光等の再生可能エネルギーや排熱（廃熱）を利用すること」については、「大気・水・騒音・振動・悪臭等の公害防止の対策をすること」と「太陽光等の再生可能エネルギーや排熱（廃熱）を利用すること」の実践度が中央値付近と若干低く、これらの取組は重要と考えられているため、実践度を高める必要があると推察されます。



※破線は各中央値

1 動植物の保護活動、ビオトープ整備等の実施や支援をすること	14 太陽光等の再生可能エネルギーや排熱（廃熱）を利用すること
2 屋上緑化、生垣等で身近な地域の緑を増やすこと	15 省資源化や省エネルギーに配慮した商品・製品の開発、製造、販売等をすること
3 低排出ガス車や電気自動車等を使用すること	16 鉄道利用や共同輸送による輸送の効率化により自動車の利用を減らすこと
4 従業員に公共交通機関・自転車・徒歩による通勤や移動を推奨すること	17 再生品やエコマーク認定商品など環境に配慮した製品やサービスを調達すること
5 エコドライブを実践すること	18 雨水や処理水の利用、使い捨ての削減等による資源の有効利用・省資源化に取り組むこと
6 大気・水・騒音・振動・悪臭等の公害防止の対策をすること	19 SBT認定を取得し、温室効果ガスの排出を削減すること
7 商品の包装・製品の梱包を簡素化すること	20 ISO14001、エコアクション21等による環境マネジメントシステムを導入すること
8 ごみの発生回避・減量・再使用・再生利用（4R）を実践し、廃棄物を減らすこと	21 環境会計の導入や環境報告書の公表等により取組状況を発信すること
9 食品残さを減らす対策をすること	22 従業員に環境教育・環境学習の機会の提供をすること
10 事業所周辺のごみ拾いや草取り等まちの美化に取り組むこと	23 市民やNPOが行う環境事業への参加・支援をすること
11 冷暖房の設定温度やボイラーの最適燃焼等を管理すること	24 地域活動に協力金等の金銭の出資をすること
12 省エネルギー型の照明、電気設備、OA機器等を使用すること	25 地域の祭りや美化活動を通じて、地域活動に参加すること
13 建物緑化や断熱性能の向上、省エネ診断等のエネルギー利用の効率化をすすめること	

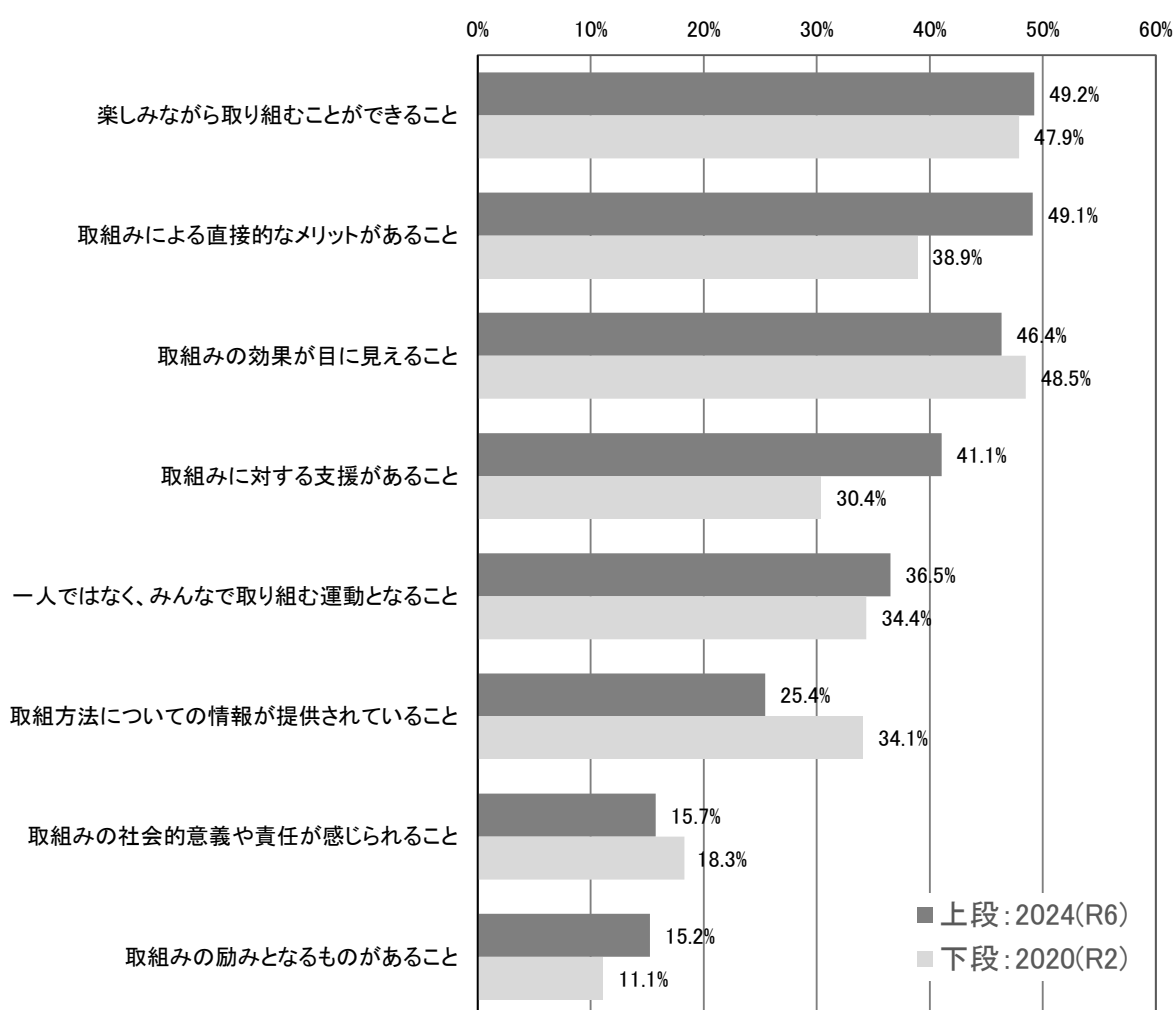
図 環境の保全につながる取組についての重要度・実践度の相関図（事業者）

市民問 8 (N=794)

あなたが、環境の保全につながる取組をより積極的に進めるためには、どのようなことが必要だと考えますか。特に必要と思うものを3つ選んで、番号に○をつけてください。

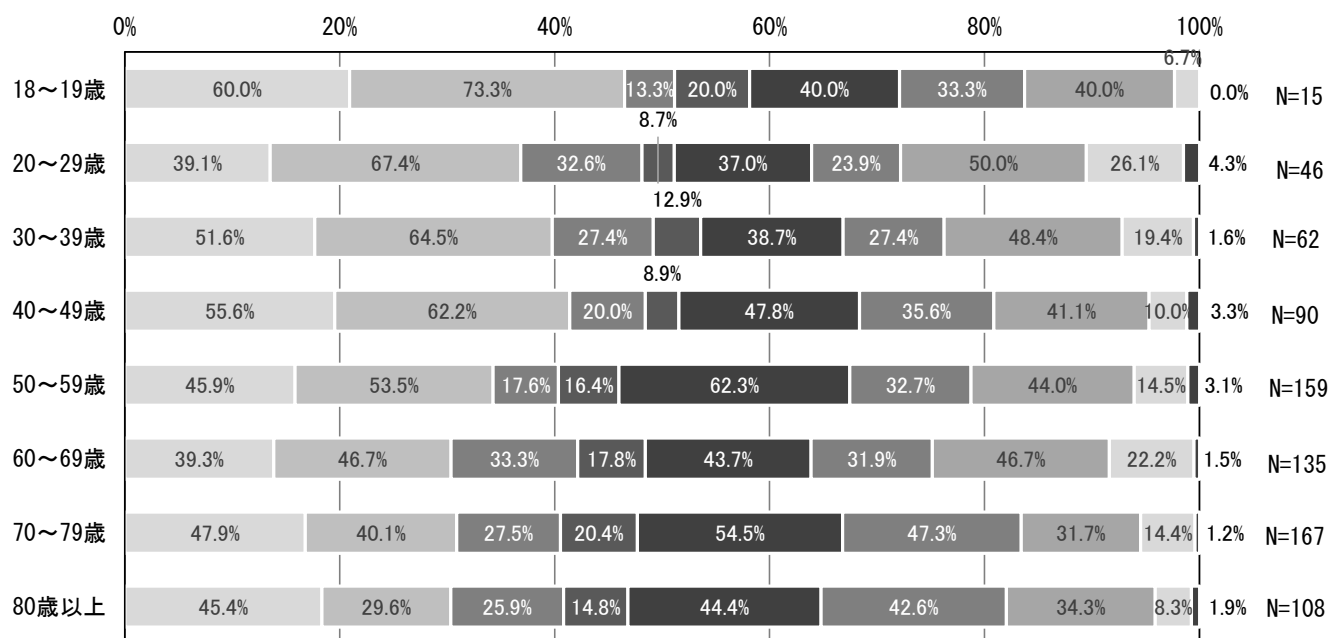
○特に必要と思われるものは、「楽しみながら取り組むことができること」「取組による直接的なメリットがあること」「取組の効果が目に見えること」が高くなっています。楽しく取り組みながら、メリットや効果が分かりやすいことが求められています。

○前回調査と比較すると、「取組による直接的なメリットがあること」「取組に対する支援があること」の割合が高くなっており、市民にとって環境への取組を行うには、自分にプラスになるという「動機（メリット）」と、ハードルを下げてくれる「環境（支援）」が必要であることが想定されます。



図_環境の保全につながる取組をより積極的に進めるために必要なこと（市民・前回比較）

○年齢別に見てみると、「取組の効果が目に見える」ことは、全年代を通じて高い値ですが、18～49歳までの世代では、「直接的なメリットや支援を重視する」一方で、50歳以上の世代では、「楽しみながら」や「一人ではなくみんなで」取り組むことを重視する割合が高くなっています。



- 取組みの効果が目に見えること
- 取組みによる直接的なメリットがあること
- 取組方法についての情報が提供されていること
- 取組みの社会的意義や責任が感じられること
- 楽しみながら取り組むことができること
- 一人ではなく、みんなで取り組む運動となること
- 取組みに対する支援があること
- 取組みの励みとなるものがあること
- その他

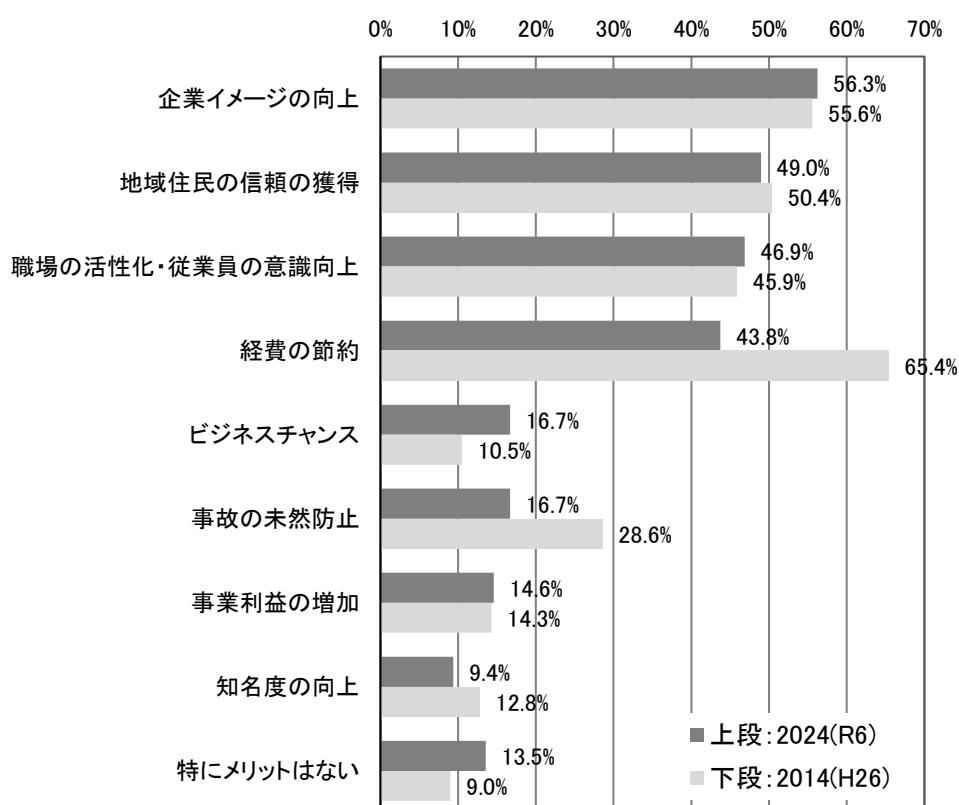
※年齢が不明、無回答除く

図__環境の保全につながる取組をより積極的に進めるために必要なこと（市民・年齢別）

事業者問 5 (N=96)

貴事業所では、環境の保全に取り組むことでどのようなメリットがあると考えますか。貴事業所の考えにあてはまると思うものを3つ選んで、番号に○を付けてください。

- 「企業イメージの向上」「地域住民の信頼の獲得」「職場の活性化・従業員の意識向上」「経費の節約」との回答率が上位となっています。
- 「特にメリットはない」との回答率は13.5%で、前回よりも増加しています。
- 前回と比較すると、「経費の節約」に対する意識が大きく下がっています。

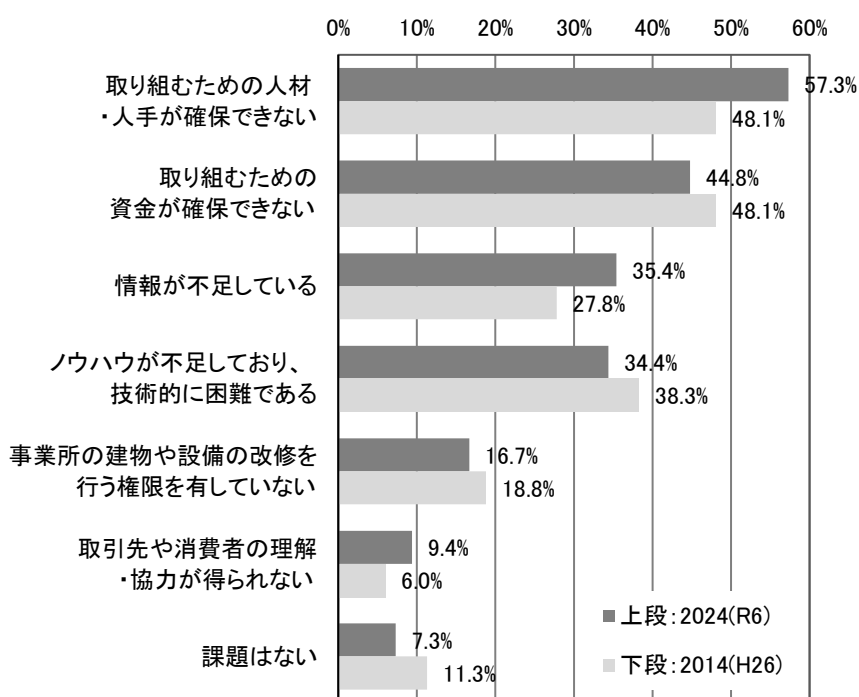


図_環境の保全に取り組むことによるメリット（事業者・前回比較）

事業者問 6 (N=96)

貴事業所では、環境の保全に取り組む上で課題だと感じていることがありますか。あてはまるものを全て選んで、番号に○を付けてください。

- 課題と感じているものは、「取り組むための人材・人手が確保できない」「取り組むための資金が確保できない」「情報が不足している」が上位となっています。
- 「課題はない」との回答率は7.3%であるとともに、前回よりも回答率が下がっており、多くの事業者が課題認識を持っていることが推察されます。

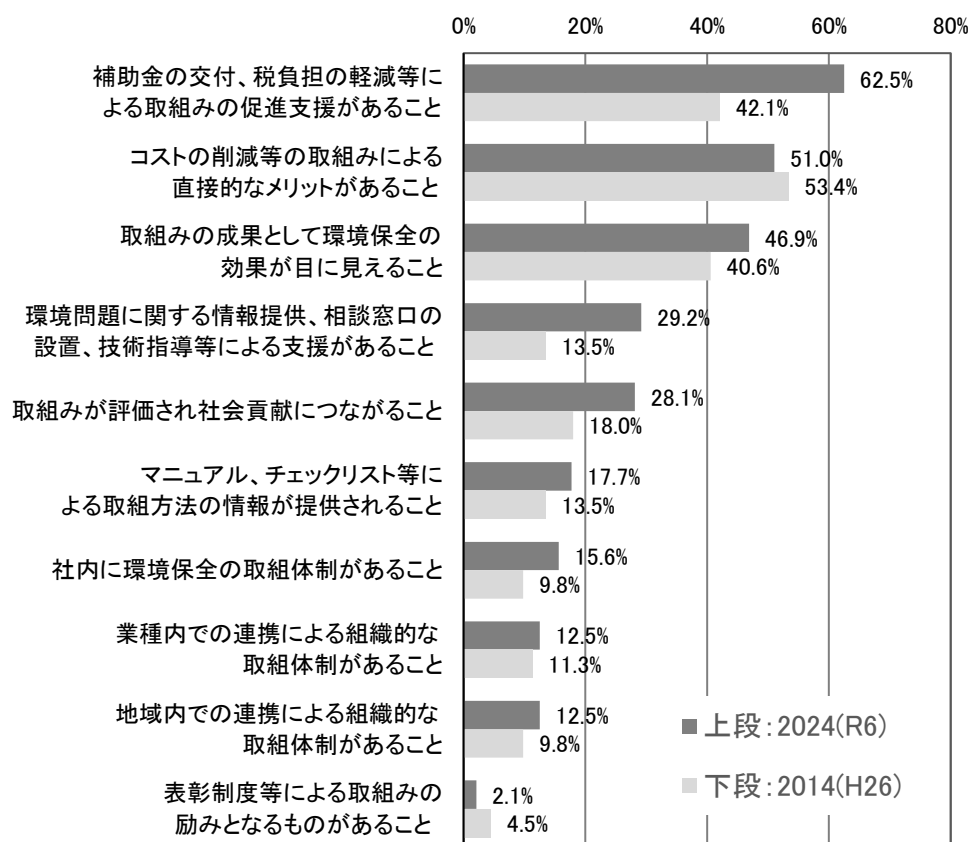


図_環境の保全に取り組む上での課題（事業者・前回比較）

事業者問 7 (N=96)

貴事業所が環境の保全につながる取組をより積極的に進めていくためには、どのようなことが必要だと考えますか。特に必要と思うものを3つ選んで、番号に○を付けてください。

- 「補助金の交付、税負担の軽減等による取組の促進支援があること」が特に必要とされており、前回調査に比べても割合が高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「環境問題に関する情報提供、相談窓口の設置、技術指導等による支援があること」も割合が高くなっていることから、支援体制の検討や支援に関する情報発信を充実していく必要があると考えられます。

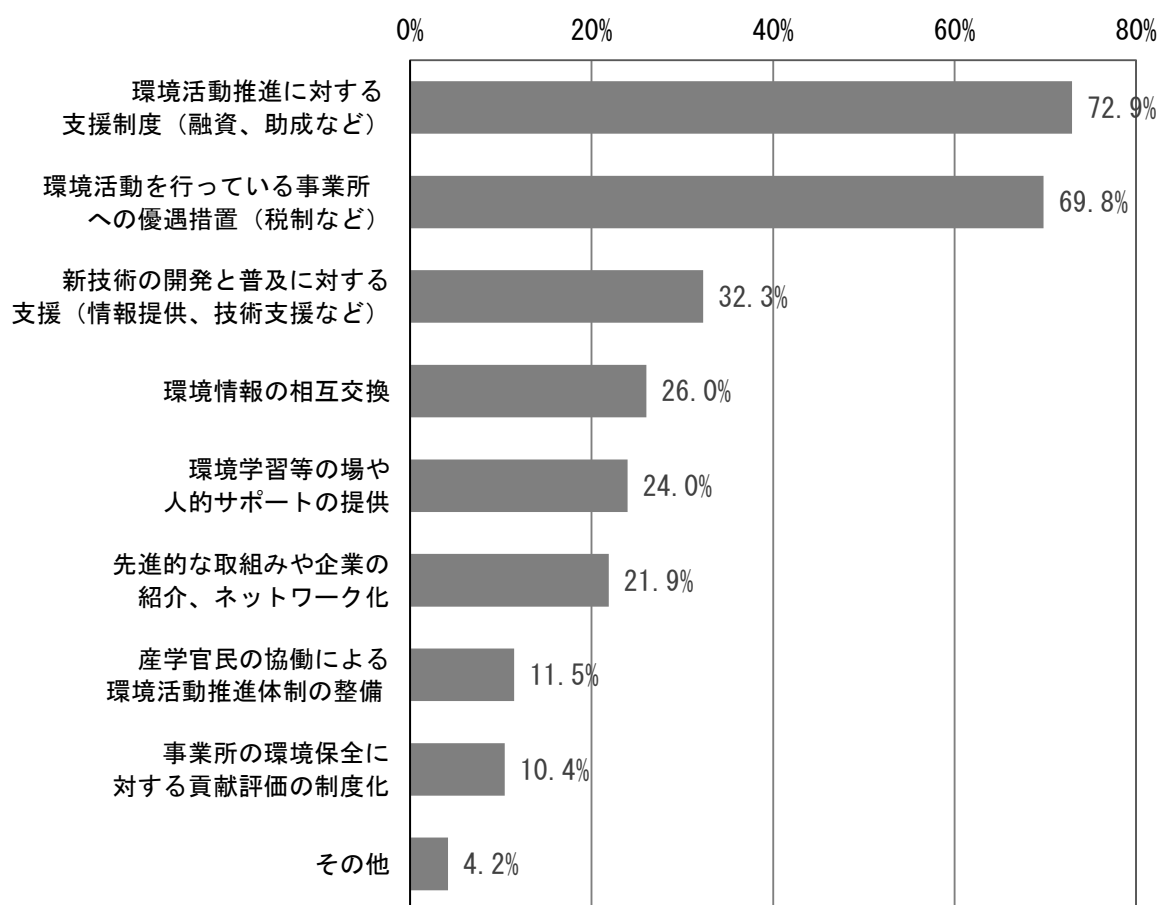


図__環境の保全につながる取組をより積極的に進めていくために必要なこと
(事業者・前回比較)

事業者問 8 (N=96)

貴事業所が、今後も津島市で事業を継続していくうえで、環境の保全の取組に対しどのようなサポートが必要と考えますか。特に必要と思うものを3つ選んで、番号に○を付けてください。

○「環境活動推進に対する支援制度（融資、助成等）」「環境活動を行っている事業所への優遇措置（税制等）」「新技術の開発と普及に対する支援（情報提供、技術支援等）」が多くなっており、財政支援や技術支援といった直接的なサポートが求められています。



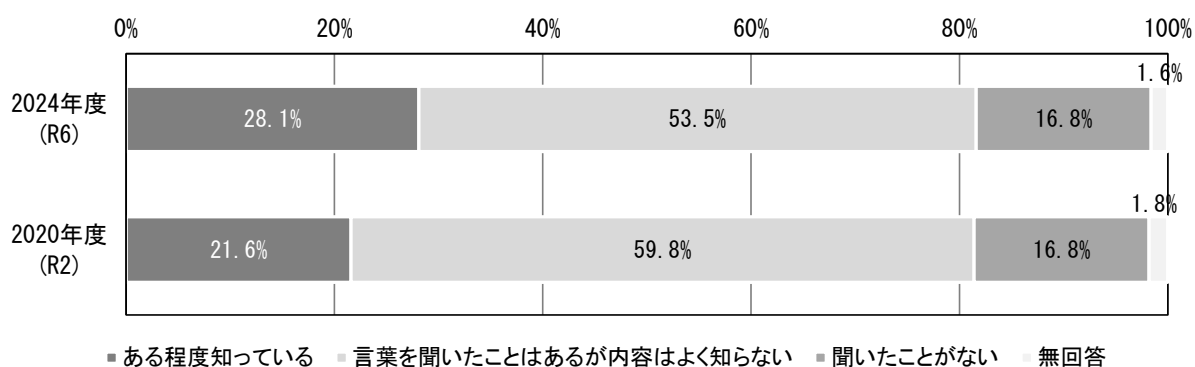
図_ 今後も津島市で事業を継続していくうえで、環境の保全の取組に対して必要なサポート（事業者）

■生物多様性の保全について

市民問 9 (N=794)

あなたは、「生物多様性」という言葉を知っていますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

○「生物多様性」の認知度は、前回調査と同程度の81.6%ですが、前回調査と比較すると、「ある程度知っている」の割合が増加しており、生物多様性に対する理解が進んでいます。

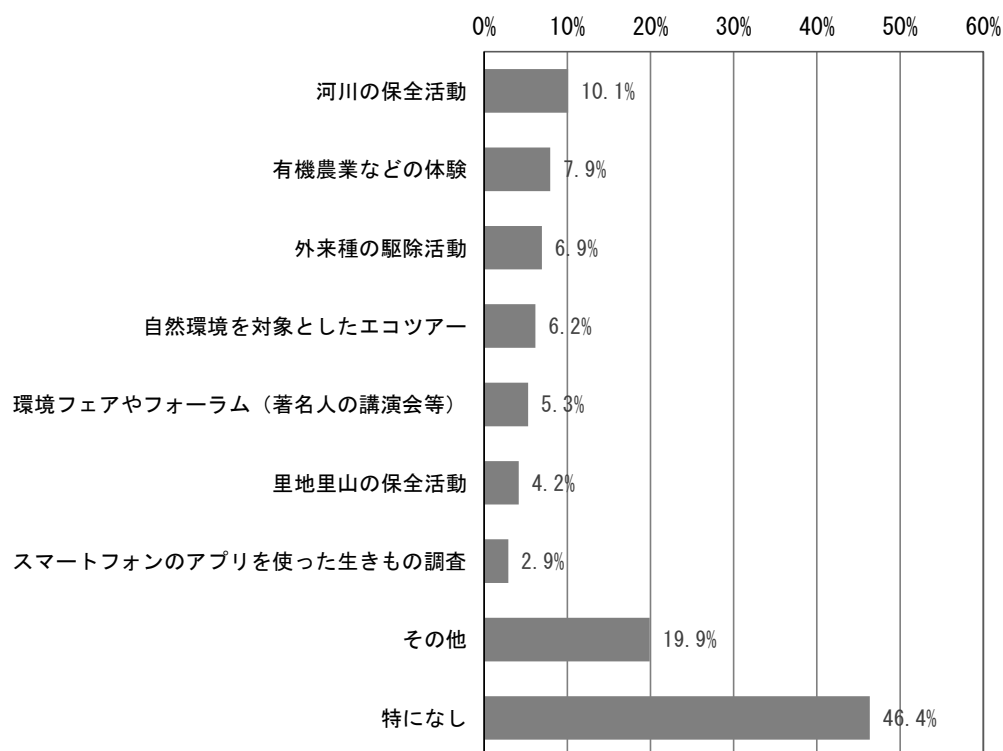


図__生物多様性の言葉の認知度（市民）

市民問 10 (N=794)

あなたが参加したことのある生物多様性に関する取組やイベントは何ですか。あてはまるもの（よく参加するもの、参加して楽しかった、ためになったもの等）を 3 つまで選んで、番号に ○ をつけてください。なお、取組やイベントの開催場所については、市の内外を問いません。

○参加したことのある取組は「河川の保全活動」「有機農業等の体験」「外来種の駆除活動」となっています。「特になし」とした人が 46.4%であったことから、半数以上の人になんらかの取組に参加していることがうかがえます。

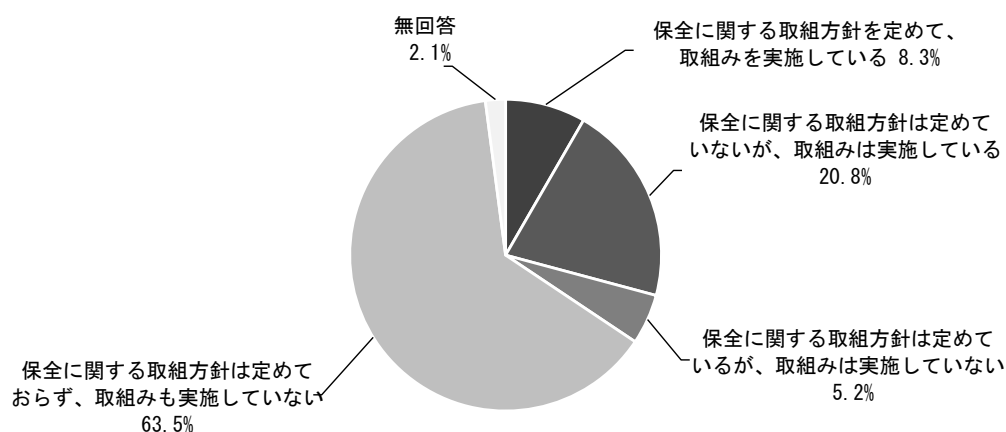


図_参加したことのある生物多様性に関する取組やイベント（市民）

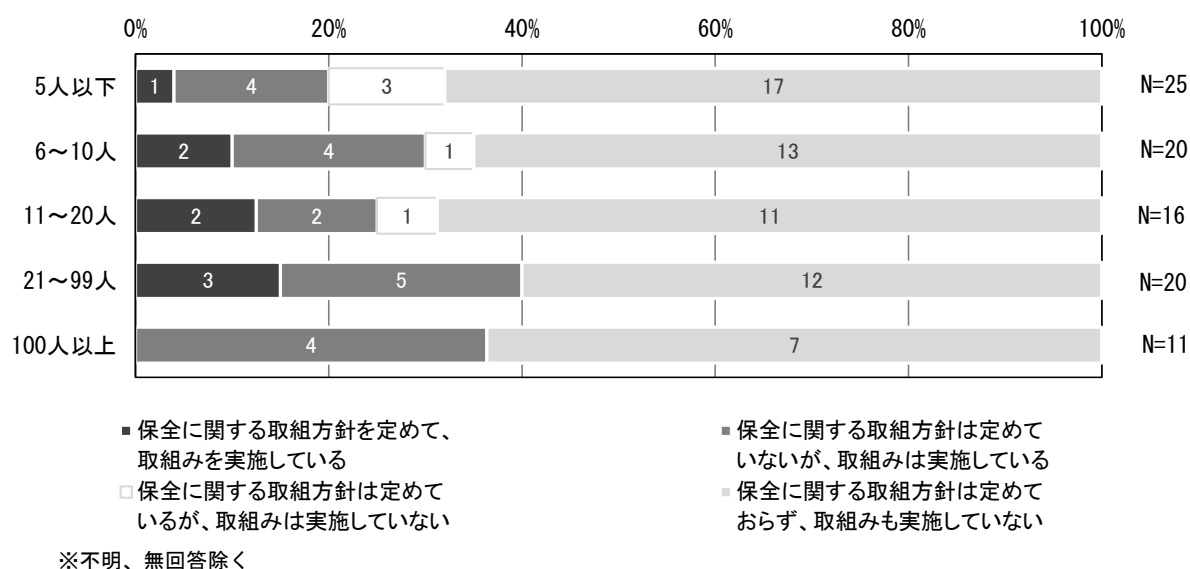
事業者問 9 (N=96)

貴事業所での生物多様性や自然環境の保全につながる取組の状況を教えてください。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

○生物多様性や自然環境の保全につながる取組が広がっているとは言えない状況にありますが、29.1%の事業者で何等かの取組が行われており、規模による傾向の違いは見られません。



図__生物多様性や自然環境の保全につながる取組の状況（事業者）

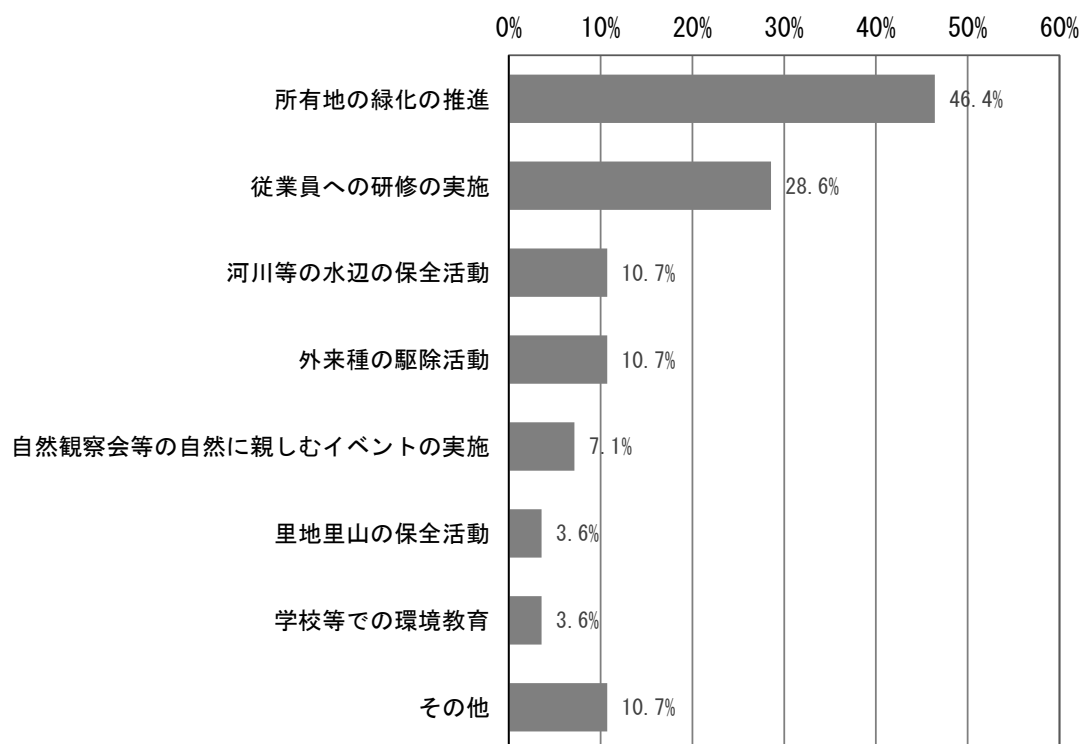


図__生物多様性や自然環境の保全につながる取組の状況（事業者・事業規模別）

事業者問 10 (N=28)

貴事業所が現在実施している生物多様性の保全につながる取組を教えてください。各項目について、貴事業所が実行している取組を全て選んで、番号に○をつけてください。

○生物多様性の保全につながる取組としては、「所有地の緑化の推進」「従業員への研修の実施」「外来種の駆除活動」が高くなっています。



図__現在実施している生物多様性の保全につながる取組（事業者）

事業者問 11 (N=28)

問 10 で選択した取組のうち、特に力を入れている取組を 1 つ選んで、具体的な内容を記入してください。なお、内容については差支えの無い範囲で結構です。

○「所有地の緑化の推進」の回答率が半数以上となっています。具体的には除草活動、花壇設置、水辺の清掃活動等が挙げられています。

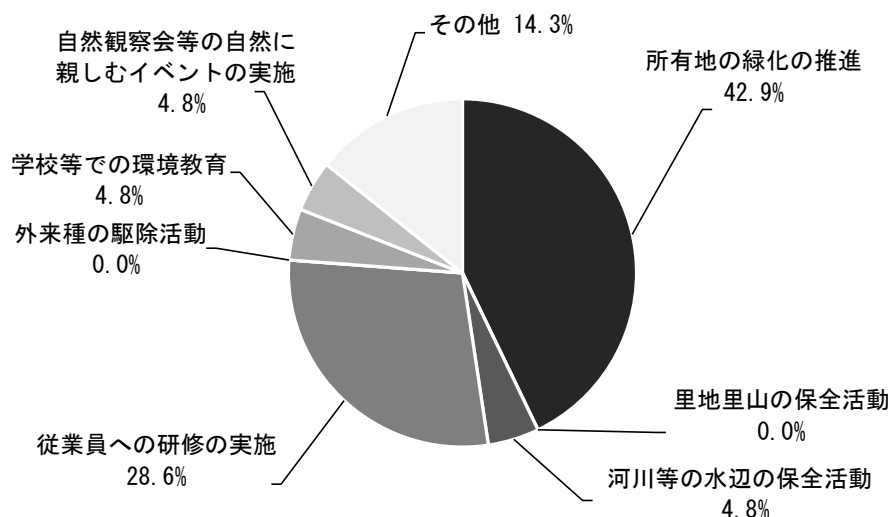


図 特に関心を入れている生物多様性の保全につながる取組（事業者）

【回答のあった具体的な取組の主な内容】

所有地の緑化	緑化・植樹（ベランダ、駐車場、建物周辺等）、花壇・菜園の設置
里地里山の保全	植林活動への参加
河川等の水辺の保全	水辺の清掃活動、水田の畦や水路の除草
従業員への研修の実施	自社の環境マニュアルに基づく環境保全の定期的研修の実施、取引先の研修に参加、オリエンテーションでの説明
環境教育の提供	小学校での出前授業の実施
イベント参加	自然観察
その他	定期的な除草・草刈作業、事業所周辺の清掃・ごみ拾い、定期的な地域の清掃活動、リハビリテーションに四季を感じられる緑地を活用

■地球温暖化対策の取組について

市民問 11 (N=794)

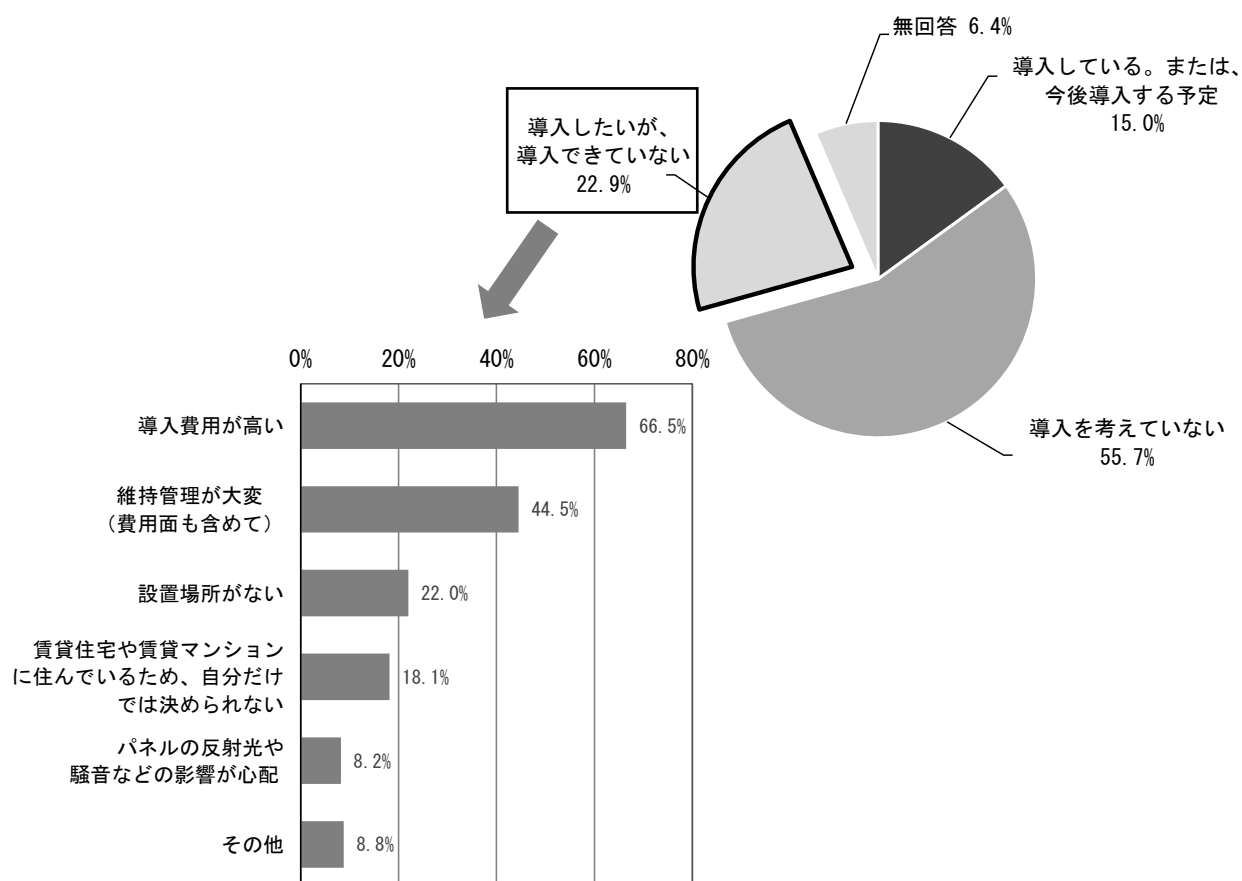
あなたの家庭での太陽光発電システムの導入状況を教えてください。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

市民問 12 【問 11 で「3」と回答した人のみ】 (N=182)

あなたの家庭で太陽光発電システムを導入できていない理由を教えてください。あてはまるものを全て選んで、番号に○をつけてください。

○約半数が「導入を考えていない」となっています。

○「導入したいが、導入できていない」との回答率は22.9%となっています。その理由としては、「導入費用が高い」「維持管理が大変（費用面も含めて）」の割合が高くなっており、費用や手間に抵抗感があることがうかがえます。

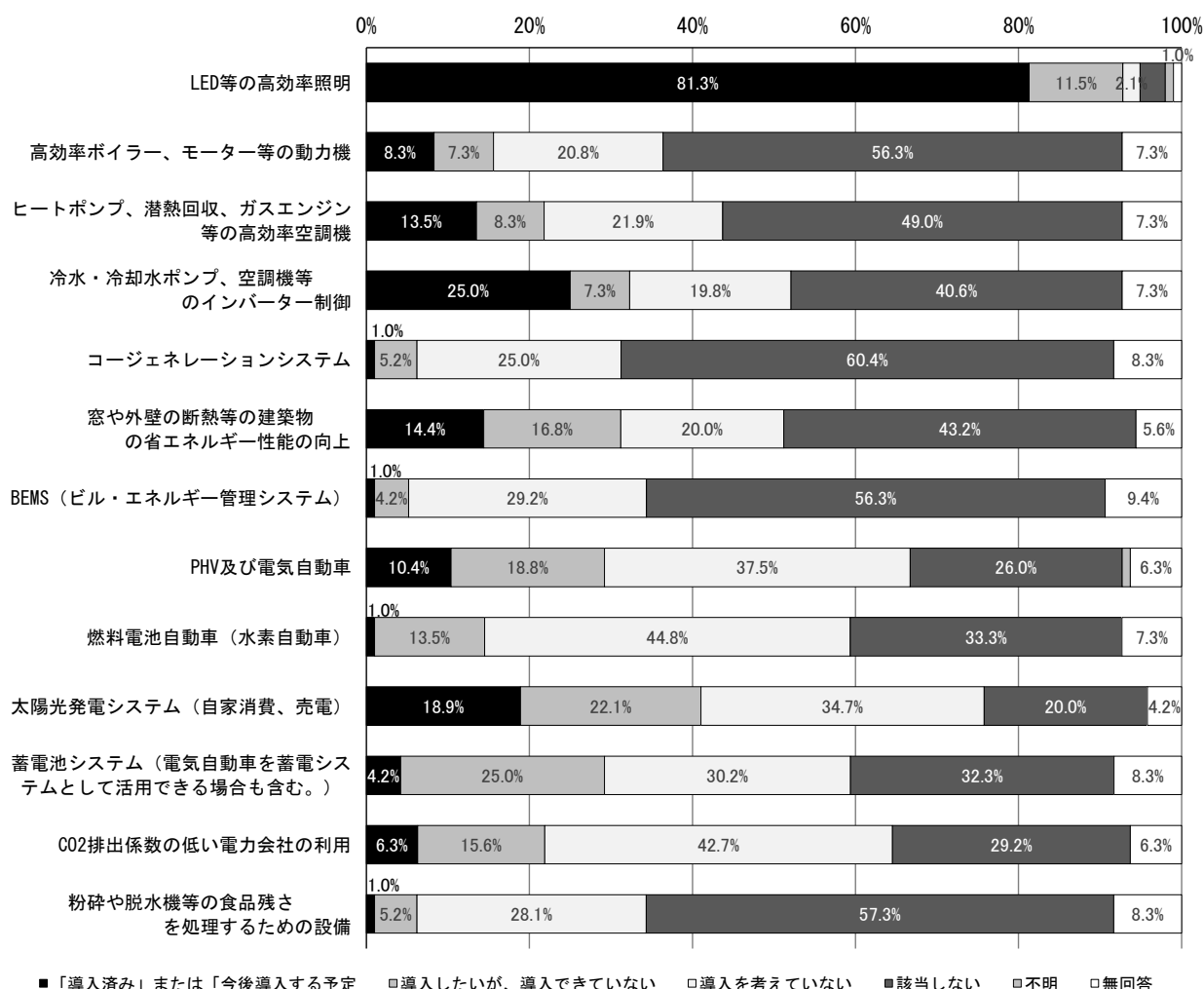


図_ 家庭での太陽光発電システムの導入状況と導入できない理由（市民）

事業者問 12 (N=96)

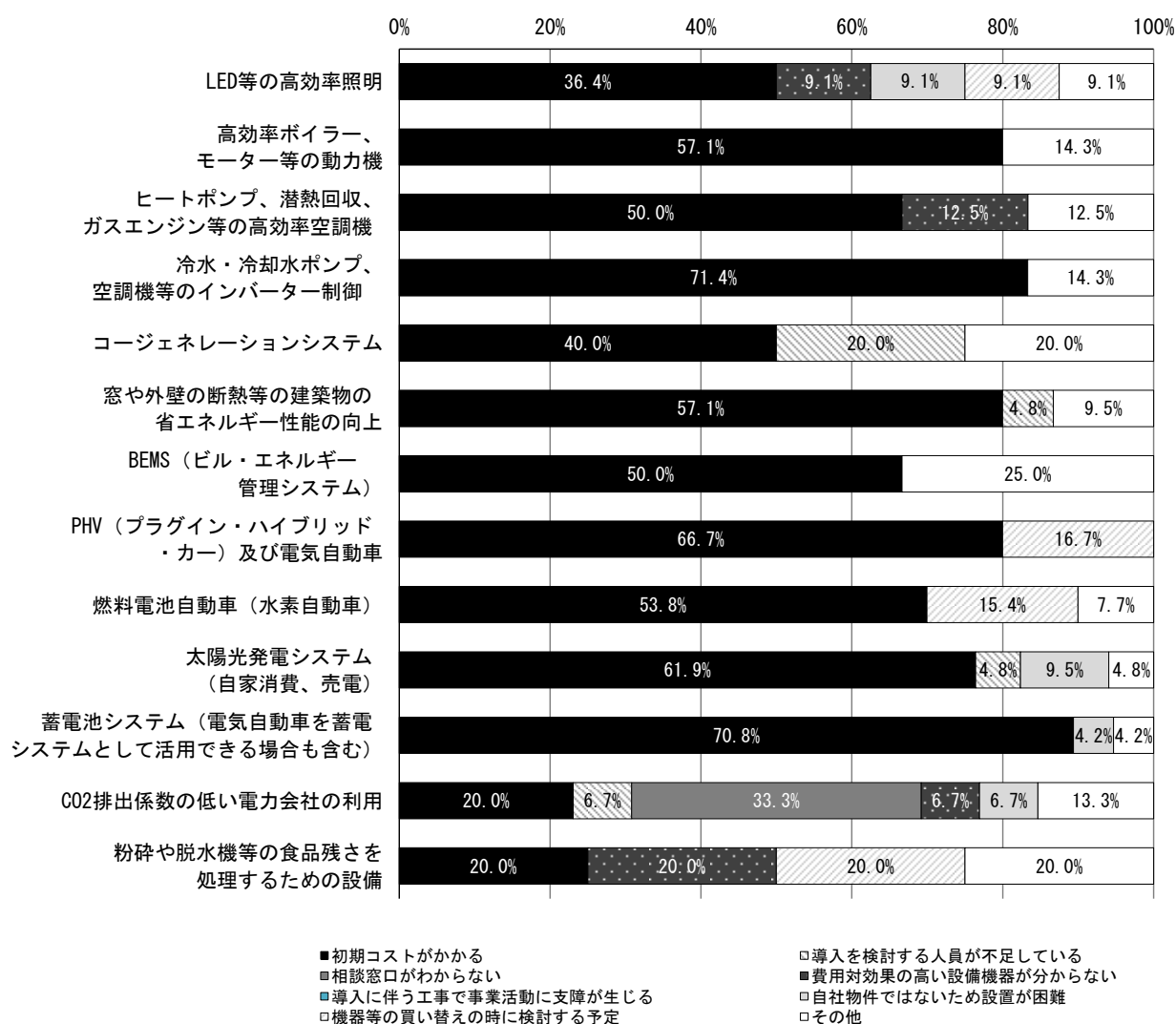
貴事業所における地球温暖化防止につながる機器や設備の導入状況を教えてください。各項目について、該当するものを1つ選んで、番号に○をつけてください。なお、「導入したいが、導入できていない」を選んだ項目については、下囲みから導入できない主な理由を1つ選んで、該当する番号にご記入ください。

- 「導入済み」又は「今後導入する予定」では、「LED等の高効率照明」「高効率ボイラー、モーター等の動力機」「ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジン等の高効率空調機」が上位となっています。
- 「導入を考えていない」では、「燃料電池自動車（水素自動車）」「二酸化炭素排出係数の低い電力会社の利用」「PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車」が上位となっています。



図_ 地球温暖化防止につながる機器や設備の導入状況（事業者）

- 「導入したいが、導入できていない」理由として、全体的に「初期コストがかかる」とする回答が多くなっています。
- 設備・機器の種類のうち、導入の意向の多い「太陽光発電システム」と「蓄電池システム」は、いずれも初期コストが支障となっていることが考えられます。また、「CO2 排出係数の低い電力会社の利用」については、「相談窓口がわからない」ことが最大の支障事由となっています。



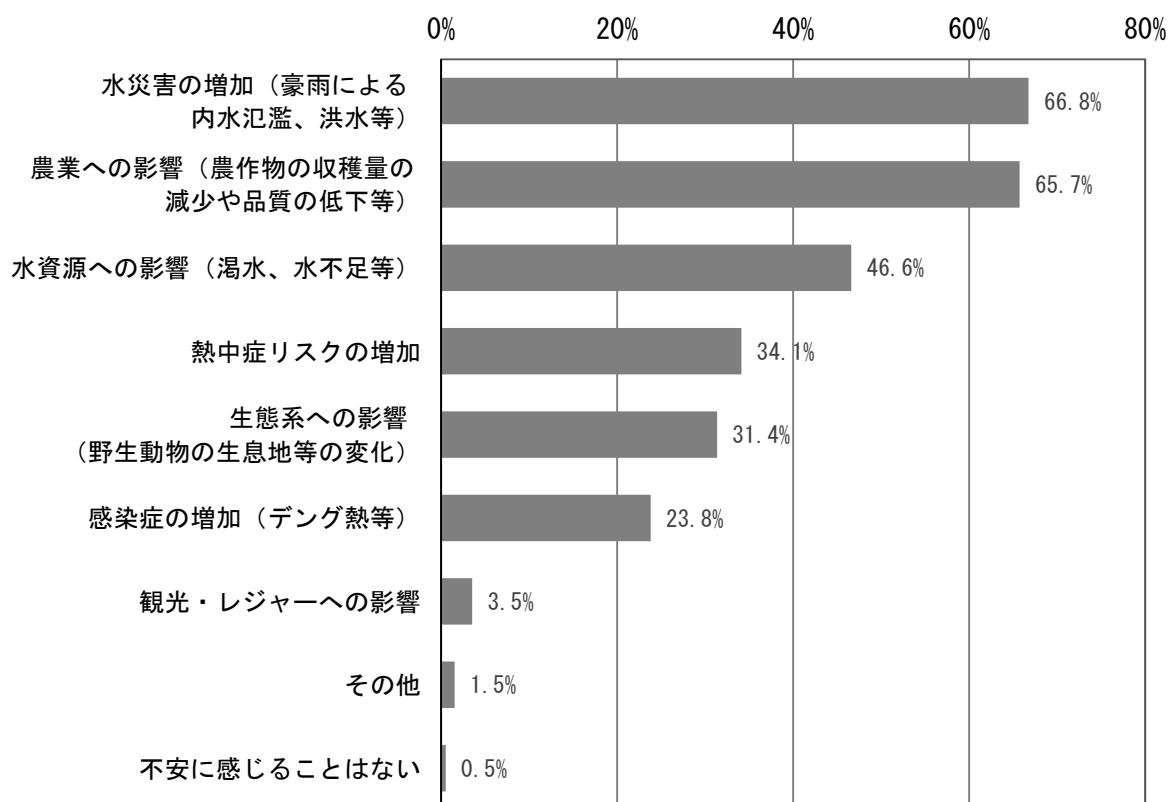
図__「導入したいが、導入できていない」理由（事業者）

■気候変動影響について

市民問 13 (N=794)

あなたが、地球温暖化に伴う気候変動の影響で、不安に思う事象は何ですか。特に不安だと思うものを3つ選んで、番号に○をつけてください。

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響として、65%以上の市民が「水災害の増加（豪雨による内水氾濫、洪水等）」「農業への影響（農作物の収穫量の減少や品質の低下等）」に不安を感じています。
- 「不安に感じることはない」の回答率は、0.5%であり、ほぼ全ての回答者が何かしらの不安を持っていることが推察されます。

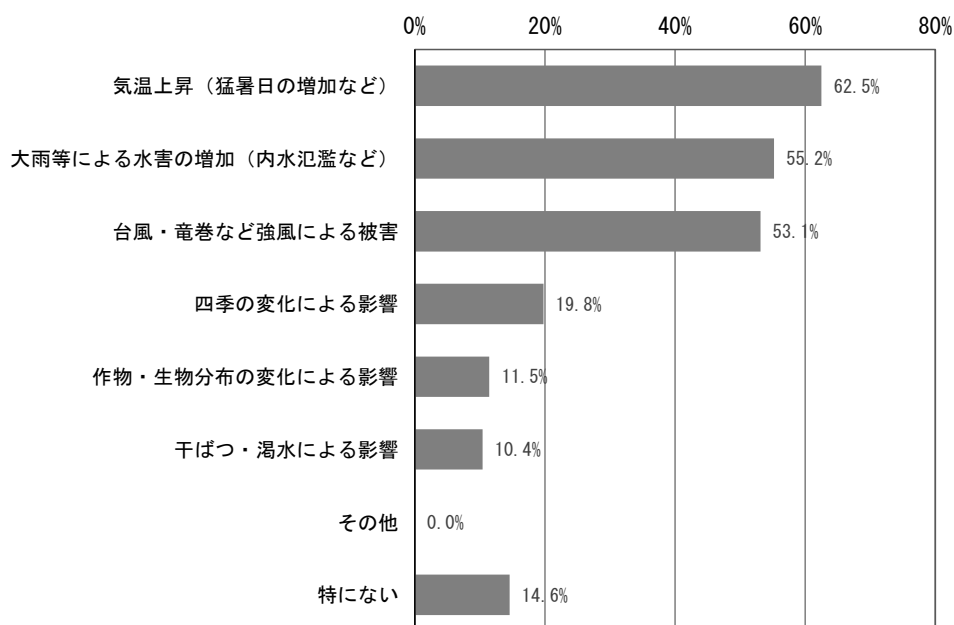


図__気候変動の影響で不安に思う事象（市民）

事業者問 13 (N=96)

貴事業所の事業活動に影響を与える気候変動が原因と思われる事象を教えてください。各項目について、該当する事象を全て選んで、番号に○をつけてください。

- 「気温上昇（猛暑日の増加等）」「大雨等による水害の増加（内水氾濫等）」「台風・竜巻等強風による被害」が上位となっています。
- 「特にない」との回答率は 14.6%でした。

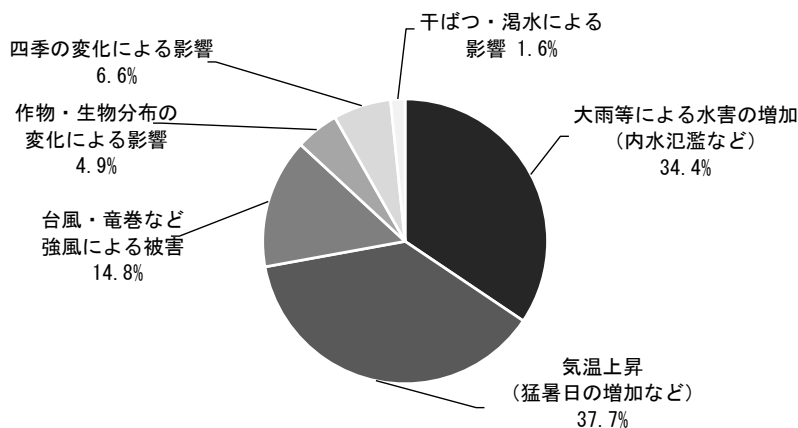


図__事業活動に影響を与える気候変動が原因と思われる事象（事業者）

事業者問 14 (N=81)

問 13 で選択した事象のうち、特に影響を与えていると思われるものを 1 つ選んで、具体的な内容を記入してください。なお、内容については差支えの無い範囲で結構です。

- 「大雨等による水害の増加（内水氾濫等）」「気温上昇（猛暑日の増加等）」との回答率が高くなっています。



図__特に影響を与えていると思われる事象（事業者）

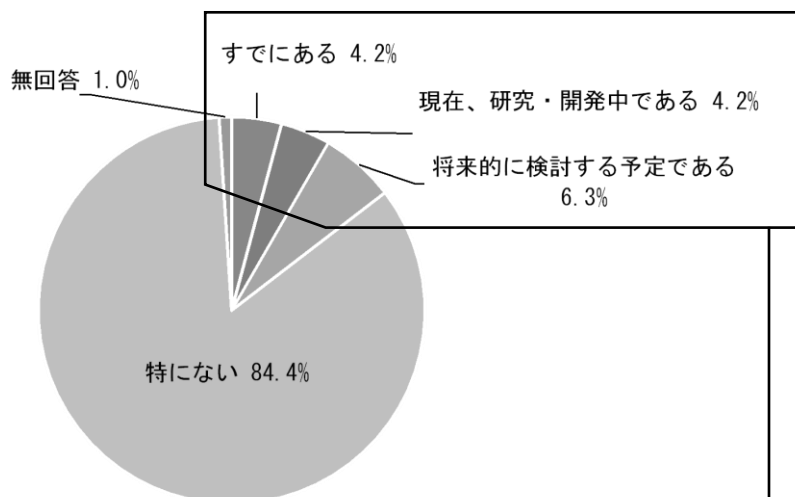
事業者問 15 (N=96)

貴事業所の有する技術・ノウハウで、気候変動適応に向けて生かすことができるものはありますか。該当するものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

事業者問 16 (N=96)

気候変動適応に向けた貴事業所の環境技術等について、具体的な内容を記入してください。なお、内容については差支えの無い範囲で結構です。

○気候変動適応に生かすことのできる技術・ノウハウが「特にない」は、8割以上となっていますが、「すでにある」「現在、研究・開発中である」とする事業者が8事業者(8.4%)ありました。



図_気候変動適応に向けた技術・ノウハウの有無（事業者）

【気候変動適応に向けた主な環境技術等】（将来的に検討するものを含む。）

- 事業ゴミの加工による再資源化
- 堤防等の補強工法の開発・施工
- 廃棄物を減らす製品の長寿命化につながる製品の普及
- ZEH等の建物の設計、窓断熱
- 熱中症予防やヒートショックの対策等を患者に周知
- 防水修理

■津島市の地球温暖化対策について

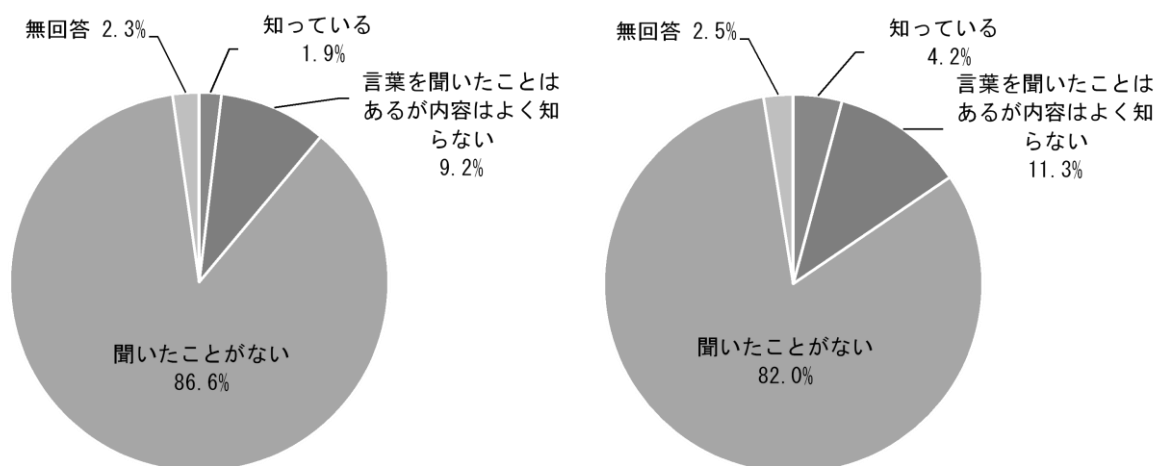
市民問 14 (N=794)

あなたは、津島市が「世界首長誓約／日本」に署名したことを知っていましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

市民問 15 (N=794)

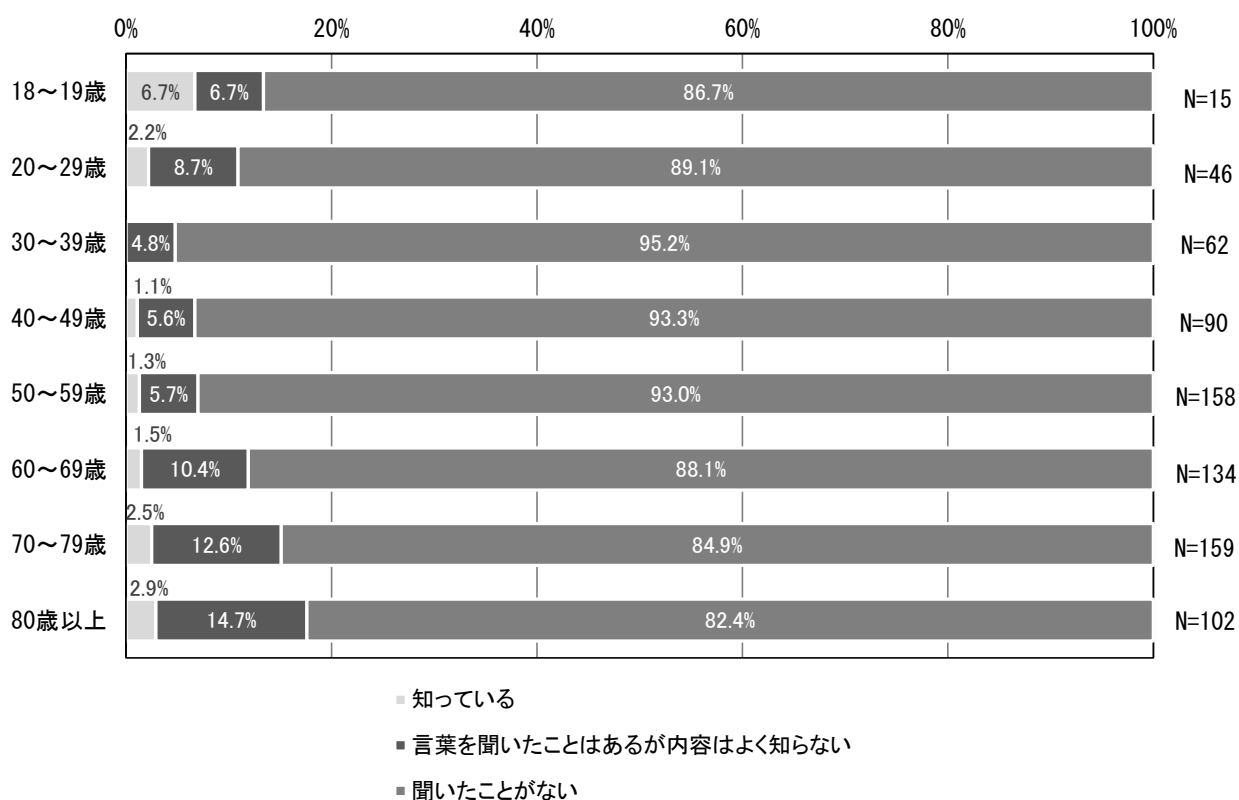
あなたは、津島市が「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」を表明したことを知っていましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

○「世界首長誓約／日本」への署名、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」の表明とも、「聞いたことがない」との回答率が8割を超えています。



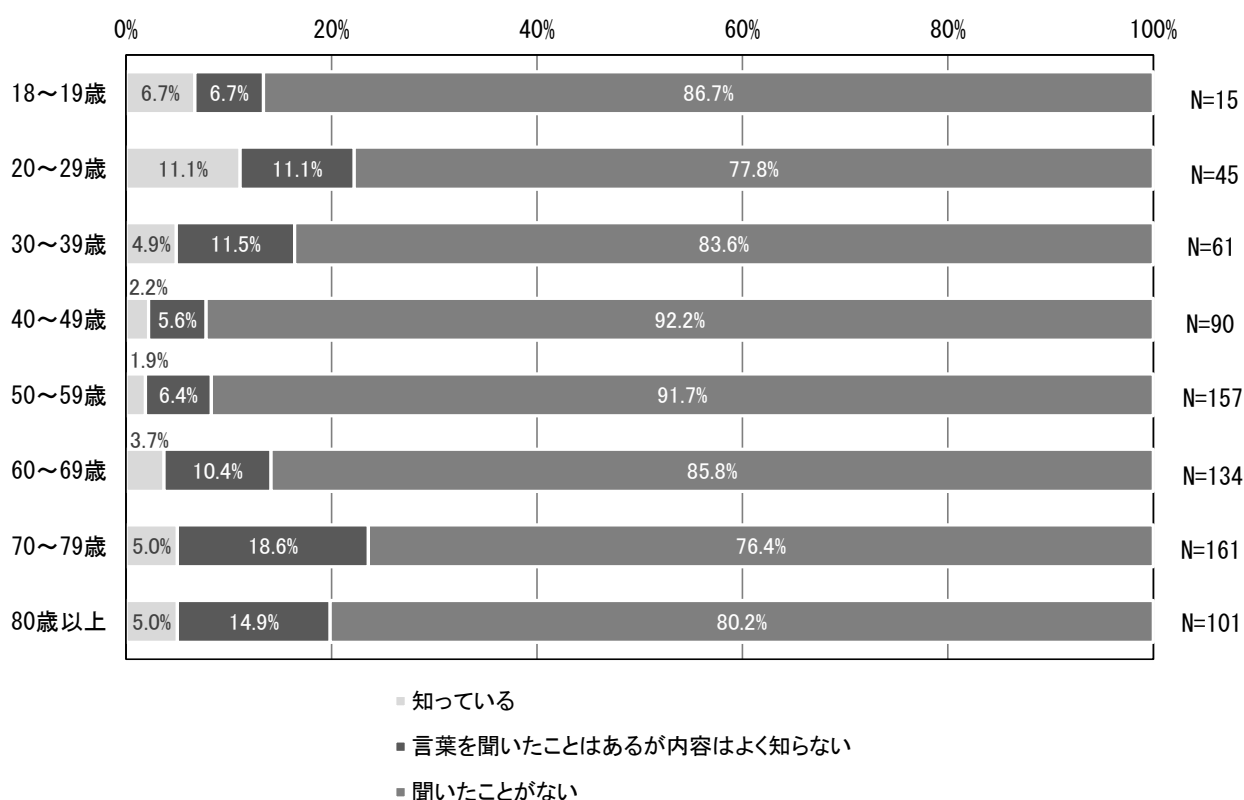
図__世界首長誓約／日本(左)、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ
(ゼロカーボンシティ) (右) の認知度 (市民)

○年齢別では、「世界首長誓約／日本」への署名は「30～39 歳」、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」の表明は、「40～49 歳」の認知度が低くなっています。



※年齢が不明、無回答除く

図__「世界首長誓約／日本」の認知度（市民・年齢別）



※年齢が不明、無回答除く

図__2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)の認知度（市民・年齢別）

資料 5 個別計画

津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 項の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定するものとし、地球温暖化対策計画に即して、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組を推進するものとします。

計画の推進に当たっては、あいち地球温暖化防止戦略 2030 に配慮するとともに、上位計画である津島市総合計画を踏まえつつ、本市の各種関係計画等との整合・連携を図るものとします。

1.2 計画の対象範囲・対象とする温室効果ガス

市の区域の全域を対象とします。また、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に定める 7 種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素とします。

温室効果ガスの種類	部門・分野	主な発生原因
エネルギー起源二酸化炭素	産業部門	製造業／建設業・鉱業／農林水産業の工場・事業所におけるエネルギー消費
	業務その他部門	事業所・商業施設等におけるエネルギー消費
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費
	運輸部門	自動車（旅客／貨物）におけるエネルギー消費
非エネルギー起源二酸化炭素	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処分

1.3 計画の期間

2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間とします。

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5 年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

【基準年度】

2013（平成 25）年度

【目標年度】

短期目標 2030（令和 12）年度

中期目標 2035（令和 17）年度

長期目標 2050（令和 32）年度

2 区域の状況

2.1 区域の環境特性

自然、社会及び環境に関する地域の環境特性は、第 3 次津島市環境基本計画によります。

2.2 温室効果ガス排出量の現況推計の方法

温室効果ガス排出量の現況推計は、環境省の「自治体排出量カルテ」によるものとします。

「自治体排出量カルテ」の推計値は、国の温室効果ガス排出量を基に、電力・燃料消費量、人口、世帯数、事業所数、走行距離等の自治体別データを用いて按分した推計値となります。

2.3 温室効果ガス排出量の推移

市の区域から排出される二酸化炭素の排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度の 422 千 t-CO₂ をピークとして、減少傾向にあります。直近の 2022（令和 4）年度には、基準年度から 22.0%減少して、329 千 t-CO₂ となり、前計画の短期目標（2025 年度）である削減率 18.0%を上回る削減率となっています。

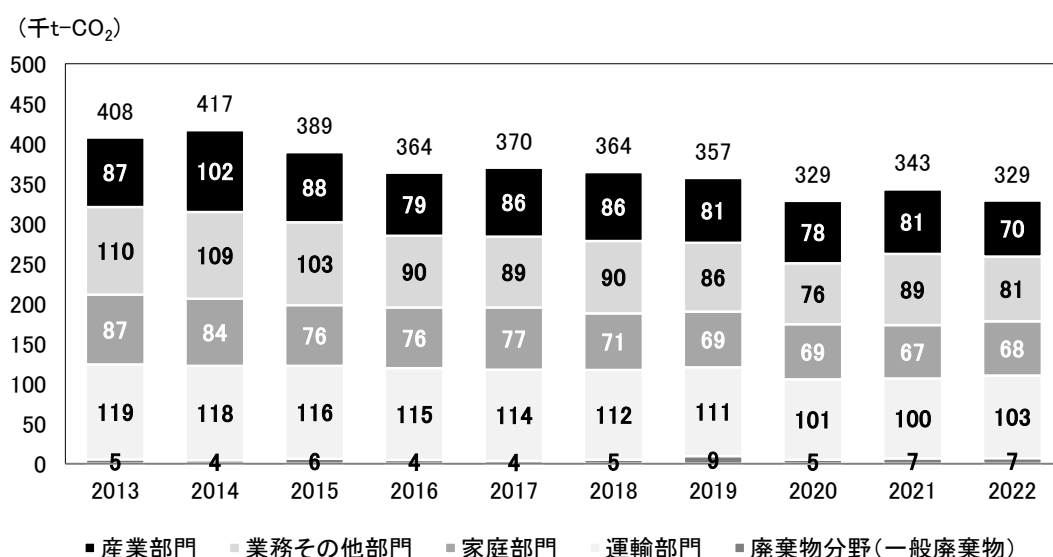


図 部門・分野別二酸化炭素排出量の推移

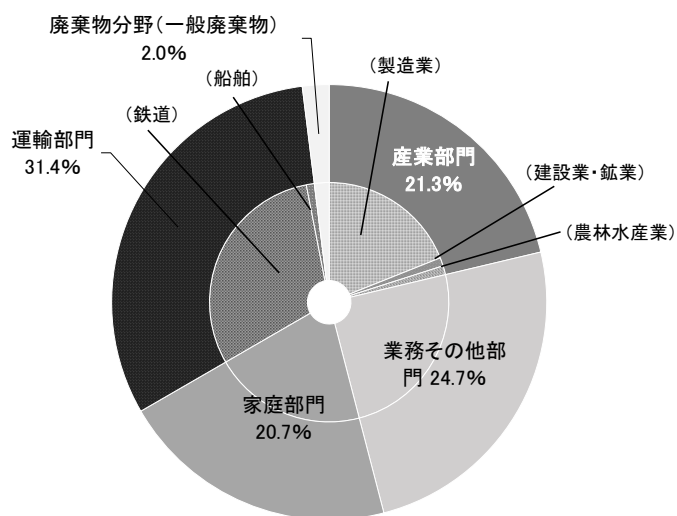
出典：環境省 自治体排出量カルテ

2.4 部門・分野別排出量の内訳

2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門の占める割合が 31.3%と最も高く、業務その他部門 24.6%、産業部門 21.3%、家庭部門 20.7%と続いています。

産業部門の占める割合が愛知県の 48%及び全国の 42%と比べて低くなっています。なお、近隣のあま市や愛西市と比べて、業務その他部門の割合が 1 割程度高くなっています。

基準年度である 2013（平成 25）年度と比較すると、全ての部門で排出量が減少していますが、業務その他部門及び家庭部門で大きく減少し、業務その他部門の構成割合が低くなっています。



部門・分野	2022年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	329	100.0%
産業部門	70	21.3%
製造業	62	19.0%
建設業・鉱業	4	1.1%
農林水産業	4	1.2%
業務その他部門	81	24.7%
家庭部門	68	20.7%
運輸部門	103	31.4%
自動車	100	30.3%
旅客	56	17.0%
貨物	44	13.3%
鉄道	4	1.1%
船舶	0	0.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	7	2.0%

図 部門・分野別二酸化炭素排出量の内訳

出典：環境省 自治体排出量カルテ

2.5 区域の温室効果ガス排出量の削減に向けた課題

第 3 次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-1（地域における地球温暖化対策の促進）によるものとします。

3 計画の目標

3.1 目指す将来像

第3次津島市環境基本計画の基本目標1で示すまちの将来像によるものとします。

3.2 温室効果ガス排出量の将来推計の方法

温室効果ガス排出量の削減目標設定のための基礎資料として、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の2030（令和12）年度及び2035（令和17）年度の二酸化炭素の排出量について、将来推計（BAU推計）を行いました。

■将来推計（BAU推計）の考え方

本計画における将来推計（BAU推計）は、基準年の温室効果ガス排出量を基に、人口や世帯数、経済活動量等の将来見通しを反映しつつ、新たな温暖化対策を講じない場合の排出量を推計したものです。この推計は、現状の排出構造やエネルギー利用形態が基本的に継続することを前提とし、対策の効果を把握するための比較基準として位置付けるものとなります。

■算出方法

将来推計（BAU推計）は、環境省が提供する「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（2016.3）を用い、以下の方法により算出しました。

- ・基準年の自治体別温室効果ガス排出量（自治体排出量カルテ）を基礎データとした。
- ・産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）の部門・分野別に推計を行った。
- ・人口の将来変化要因を反映し、排出量を算出した。

■将来推計（BAU推計）の設定条件

- ・省エネルギー対策による削減効果のみを見込んだ推計とし、自治体独自の新たな地球温暖化対策や追加的施策を見込まないこと。
- ・国の目標達成を前提とした上乗せ的な削減効果を考慮しないこと。
- ・排出原単位は、原則として、基準年の水準を維持するものとする。
- ・電力の排出係数については、国が示す将来見通し等に基づく設定を用いること。

3.3 温室効果ガス排出量の将来推計

2022（令和 4）年度の二酸化炭素の排出量は、基準年度に対して、22%の削減となりました。将来推計（BAU 推計）によれば、2030（令和 12）年度には、現状すう勢による排出量は 306.3t-CO₂ と予測され、2022（令和 4）年度から 6.9%減少し、基準年度から 27.4%減少すると見込まれています。

表__二酸化炭素排出量の将来推計

区分			2013 基準年度 (千t-CO2)	2022 (千t-CO2)	2030		2035		
					現状すう勢 (BAU) (千t-CO ₂)	削減率 (%)	現状すう勢 (BAU) (千t-CO2)	削減率 (%)	
省エネルギー対策	産業部門	製造業		80.0	62.4	64.3	19.6	60.5	24.3
		建設業・鉱業		5.0	3.7	3.6	28.6	3.4	32.7
		農林水産業		1.0	4.0	3.6	△257.1	3.4	△236.3
	業務その他部門		118.0	81.1	79.5	32.7	74.8	36.6	
	家庭部門		94.0	68.1	59.8	36.4	56.3	40.1	
	運輸部門	自動車	旅客	71.0	55.9	47.3	33.4	44.6	37.2
			貨物	43.0	43.7	38.4	10.7	36.1	15.9
		鉄道		5.0	3.6	3.6	28.0	3.4	32.7
		船舶		0.0	0.0	0	0.0	0	0
		廃棄物分野 (一般廃棄物)		5.0	6.5	6.2	△25.0	5.9	△17.7
	計			422.0	329.1	306.3	27.4	288.4	31.7

出典：環境省 自治体排出量カルテ

3.4 温室効果ガス排出量の削減目標

市の区域からの二酸化炭素排出量について、2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度に 46%削減、2035（令和 17）年度に 60%削減を目標とします。

なお、地球温暖化対策計画（2025 年 2 月・環境省）では、温室効果ガス総量の削減目標として 2013（平成 25）年度比で、2035（令和 17）年度 60%削減、2040（令和 22）年度 73%削減と示されています。

本市では、2050（令和 32）年ゼロカーボンシティの表明に基づき、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を長期目標とします。

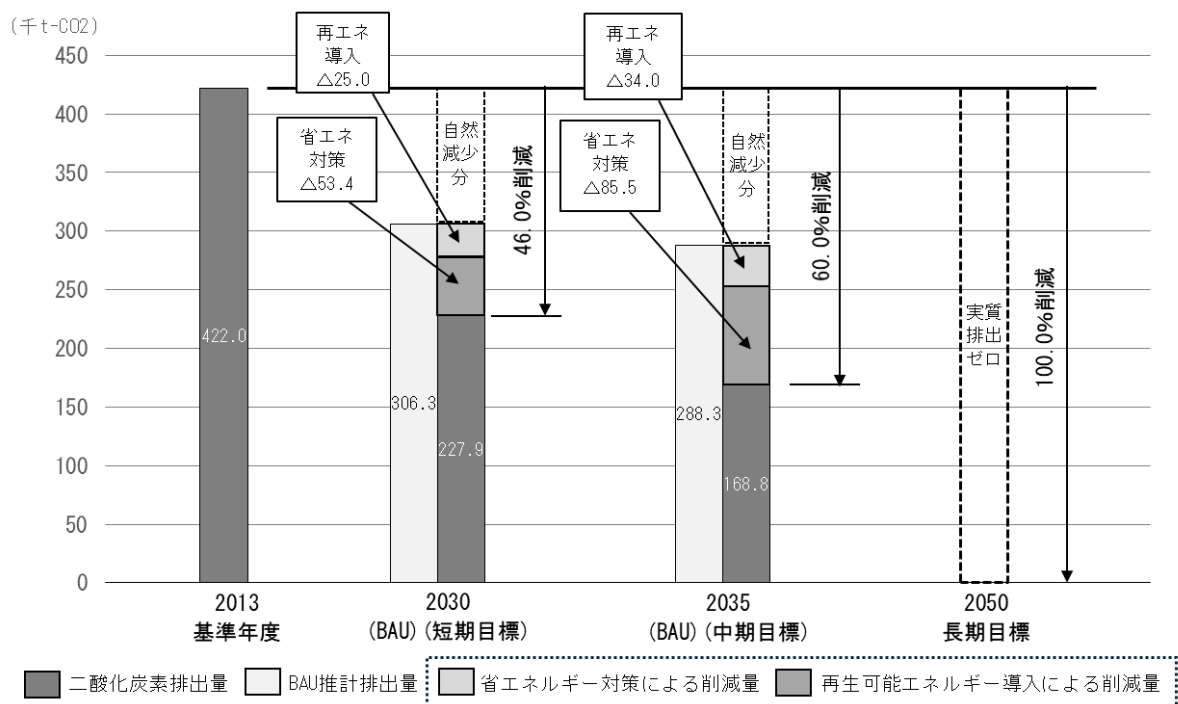


図 二酸化炭素排出量の削減目標

※二酸化炭素排出量の削減目標は、基準年度の排出量と目標年度の排出量の差分から、BAU 推計による自然減少量と再生可能エネルギー導入による削減量を控除した数量を省エネルギー対策によって削減することとしています。

なお、再生可能エネルギー導入による削減量は、再生可能エネルギー導入ポテンシャルに基づき設定し太陽光発電設備の導入率から算定した年間予測発電量としています。

3.5 温室効果ガス排出量を削減する施策に対する指標

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて展開する施策に対する指標として、本市における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量に対する太陽光発電設備の導入率から太陽光発電設備容量を設定しました。

表 温室効果ガス排出量を削減する施策に対する指標

指標名	現状 (2023)	指標 (2030)	指標 (2035)
太陽光発電設備容量	24,336 kW	42,000 kW	58,000 kW

表 太陽光発電設備の導入実績

(単位 kW)

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
10kW 未満	4,670	5,171	5,708	6,096	6,567	7,094	7,488	8,079	8,816	9,527
10kW 以上	6,340	9,108	11,085	11,706	12,476	13,477	13,844	14,122	14,573	14,810
合計	11,010	14,279	16,793	17,803	19,043	20,571	21,332	22,200	23,389	24,336

出典：環境省 自治体排出量カルテ

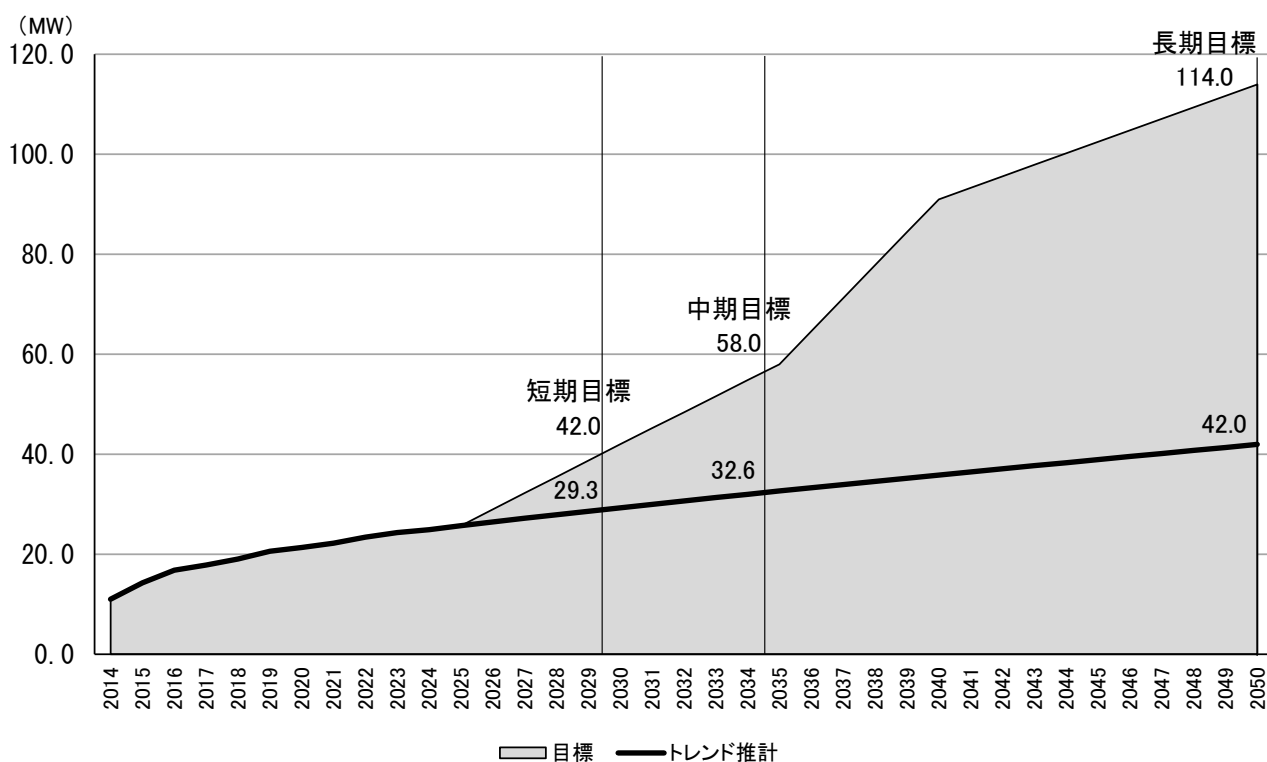


図 太陽光発電設備容量の推計

表 太陽光発電設備の導入率と発電量の推計

部門	中区分	小区分	導入率			年間予測発電量 (MWh)		
			2030	2035	2050	2030	2035	2050
産業部門	建物	工場・倉庫	20%	25%	50%	4,090	5,113	10,226
		その他建物	20%	25%	50%	20,190	25,237	50,475
	計		-	-	-	24,280	30,350	60,701
業務部門	建物	官公庁・病院・学校	50%	60%	100%	12,433	14,920	24,867
		その他建物	20%	25%	50%	22,184	27,730	55,460
	土地	一般廃棄物	20%	25%	50%	1,635	2,044	4,088
	計		-	-	-	36,252	44,694	84,415
家庭部門	建物	戸建住宅等	15%	25%	50%	36,390	60,650	121,300
		集合住宅	15%	25%	50%	892	1,487	2,974
	計		-	-	-	37,282	62,137	124,274
運輸部門	建物	その他建物	20%	25%	50%	24,926	31,157	62,314
合計			-	-	-	122,741	168,338	331,703

※年間予測発電量は、1日8時間発電した場合の年間（365日）の発電量

4 基本方針と施策

4.1 基本方針

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-1（地域における地球温暖化対策の促進）によるものとします。

4.2 施策と取組

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

- 施策 1-1-1 省エネルギーの推進
- 施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進
- 施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進
- 施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進
- 施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進
- 施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進
- 施策 5-2-1 環境に関する情報の充実
- 施策 5-2-3 環境保全活動の推進
- 施策 5-2-2 パートナーシップによる施策の推進

4.3 重点環境戦略

第3次津島市環境基本計画で示す重点環境戦略 1（再生可能エネルギーを軸としたゼロカーボンシティの実現）によるものとします。

5 計画の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共通とします。

津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

この計画は、地球温暖化対策に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定するものとし、地球温暖化対策計画に即して、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組を推進するものとします。

1.2 計画の対象範囲

全ての市の機関（首長部局、議会事務局、教育委員会その他行政委員会、地方公営企業）の事務及び事業を対象とします。

なお、市が指定した指定管理者により管理を行う公の施設を含みます。道路の照明は、計画の対象範囲に含みますが、温室効果ガス排出量の算定の対象としません。

1.3 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に定める 7 種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。なお、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）は、総排出量全体に占める排出量の割合が極めて小さいことから、算定対象としないものとします。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	主な発生原因	算定
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼	○
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立て	×
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセス	×
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	12～14,800	スプレー、エアコン・冷蔵庫等の冷媒	×
パーフルオロカーボン（PFC）	7,390～17,340	半導体の製造プロセス	—
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体	—
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセス	—

備考 パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）は、市の機関の事務及び事業からの排出が見込まれません。

1.4 計画の期間

2018（平成 30）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間とします。

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5 年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

【基準年度】

2013（平成 25）年度

【目標年度】

短期目標 2030（令和 12）年度

中期目標 2035（令和 17）年度

長期目標 2050（令和 32）年度

2 温室効果ガスの排出状況

2.1 温室効果ガス排出量の推移

市の事務及び事業から排出される二酸化炭素の排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度の 10,041t-CO₂ から削減傾向にあり、直近の 2024（令和 6）年度には、基準年度に対して 28.0%の削減率となっています。見直し前の計画の中間目標（2023 年度）である削減率 13.0%に対して、22.8%の削減を達成しています。

（単位 t-CO₂）

年度	基準値／ 指標値	実績値	対基準年度 削減量	対基準年度 削減率
2013（平成 25）基準年度	10,041	－	－	－
2021（令和 3）	9,100	5,542	4,499	44.8%
2022（令和 4）	8,950	6,087	3,954	39.4%
2023（令和 5）中間目標年度	8,715	7,751	2,290	22.8%
2024（令和 6）暫定	8,315	7,231	2,810	28.0%

備考

1 部門別排出量（2024 年度）

首長部門 18.9%、水道 21.3%、教育 19.4%、病院 40.5%

2 エネルギー種類別内訳（2024 年度）

電気 81.9%、A 重油 8.2%、都市ガス 4.8%、灯油 2.5%、LPG1.2%、ガソリン 1.1%、軽油 0.3%

2.2 温室効果ガス排出量の増減要因

2021（令和 3）年度から 2024（令和 6）年度までの 4 年間に於いて、エネルギー使用量が 12.3%の減少となっている一方で、二酸化炭素排出量は、30.5%の増加となっています。

エネルギー使用量は、老朽化した空調設備の更新・高効率化や熱源転換、施設照明の LED 化等により着実に減少しています。二酸化炭素排出量がエネルギー使用量の減少に対応しない要因は、使用するエネルギーの 8 割以上を占める電気に係る排出係数の変化が大きいと考えられます。

年度	エネルギー使用量／原油換算		二酸化炭素排出量	
	実績値	増減	実績値	増減
2021（令和 3）	4,227kL	－	5,542t-CO ₂	－
2022（令和 4）	4,161kL	△1.5%	6,087t-CO ₂	9.8%
2023（令和 5）	4,125kL	△0.9%	7,777t-CO ₂	27.8%
2024（令和 6）	3,706kL	△10.2%	7,231t-CO ₂	△7.0%

2024（令和6）年度の二酸化炭素排出量について、施設分類別の状況を2016（平成28）年度と比較すると、概ね減少傾向にある中で、医療施設で多く削減が進みました。

削減量の大きい施設のうち、スポーツ・レクリエーション系施設は、総合プールの休館、供給施設は、配水場・下水終末処理場での電気使用量の減少によるものとなっています。

（単位 t-CO₂）

CD	施設分類	2016 年度	2023 年度	2024 年度	2024-2016	2024-2023
1	市民文化系施設	610	566.2	525.8	△84.2	△40.4
2	社会教育系施設	293	239.1	161.5	△131.6	△77.6
3	スポーツ・レクリエーション系施設	477	93.9	32.9	△444.1	△61.0
5	学校教育系施設	1,210	1,119.7	1,082.9	△127.1	△36.8
6	子育て支援施設	97	99.8	86.0	△11.0	△13.8
7	保健・福祉施設	215	233.8	232.7	17.4	△1.1
8	医療施設	4,232	3,146.3	2,937.6	△1,294.4	△208.7
9	行政系施設	467	329.2	353.5	△113.5	24.3
10	公営住宅	60	0	43.8	△16.2	43.8
11	公園	0	29.7	29.9	29.9	0.2
12	供給処理施設	1,977	1,691.7	1,553.1	△423.9	△138.6
14	その他施設	143	201.2	188.0	45.0	△13.2
合計		9,781	7,751	7,228	△2,554	△523

備考

合計の数値は、端数処理等により一致しない場合があります。

2.3 温室効果ガス排出量の削減に向けた課題

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針1-2（公共施設における地球温暖化対策の推進）によるものとします。

3 計画の目標

3.1 温室効果ガス排出量の削減目標

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を目指しつつ、市の事務及び事業から排出される二酸化炭素排出量の削減目標を次のとおり定めます。

（単位 t-CO₂）

項 目	基準年度	中間年度	現 状	短期目標	中期目標	長期目標
	2013 年度	2023 年度	2024 年度	2030 年度	2035 年度	2050 年度
排 出 量	10,041	8,715	7,231	5,021	3,514	0
削 減 率	—	13.2%	28.0%	50.0%	65.0%	100.0%

3.2 温室効果ガス排出量を削減する施策に対する指標

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて展開する施策に対する指標として、政府実行計画に準じて、次のとおり設定します。

指標名	現状数値 (基準年度)	指標数値 (2030 年度)
市有施設の太陽光発電設備の導入率	9.2% (2023)	50%以上
市有施設の省エネルギー基準の適合状況	—	新築建築物の平均で ZEB ready 相当
一般公用車への電動車の導入率	11.8% (2023)	ストックで 100%
市有施設の LED 照明の導入率	70.3% (2023)	100%
市有施設の再生可能エネルギー電力の調達率	1.5% (2024)	60%以上

4 基本方針と施策

4.1 基本方針

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-2(公共施設における地球温暖化対策の推進)によるものとします。

4.2 施策と取組

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

施策 1-2-1 再生可能エネルギー等の活用促進

施策 1-2-2 建築物等における省エネルギーの推進

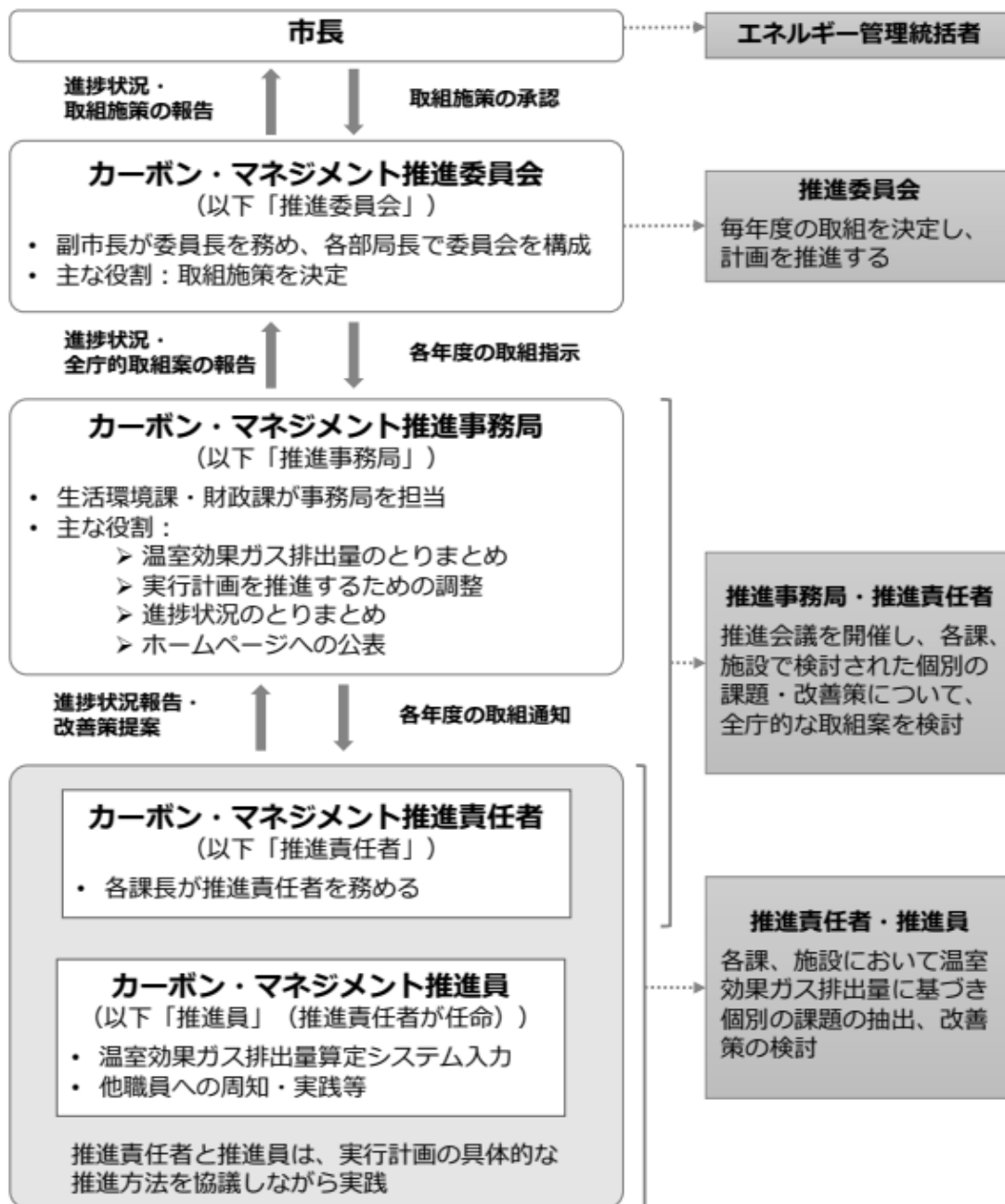
施策 1-2-3 市の業務における環境配慮の促進

5 計画の推進

5.1 カーボン・マネジメント体制による推進

市長をエネルギー管理統括者とし、副市長を委員長、各部局長を委員とする津島市カーボン・マネジメント推進委員会により計画の推進を図ります。

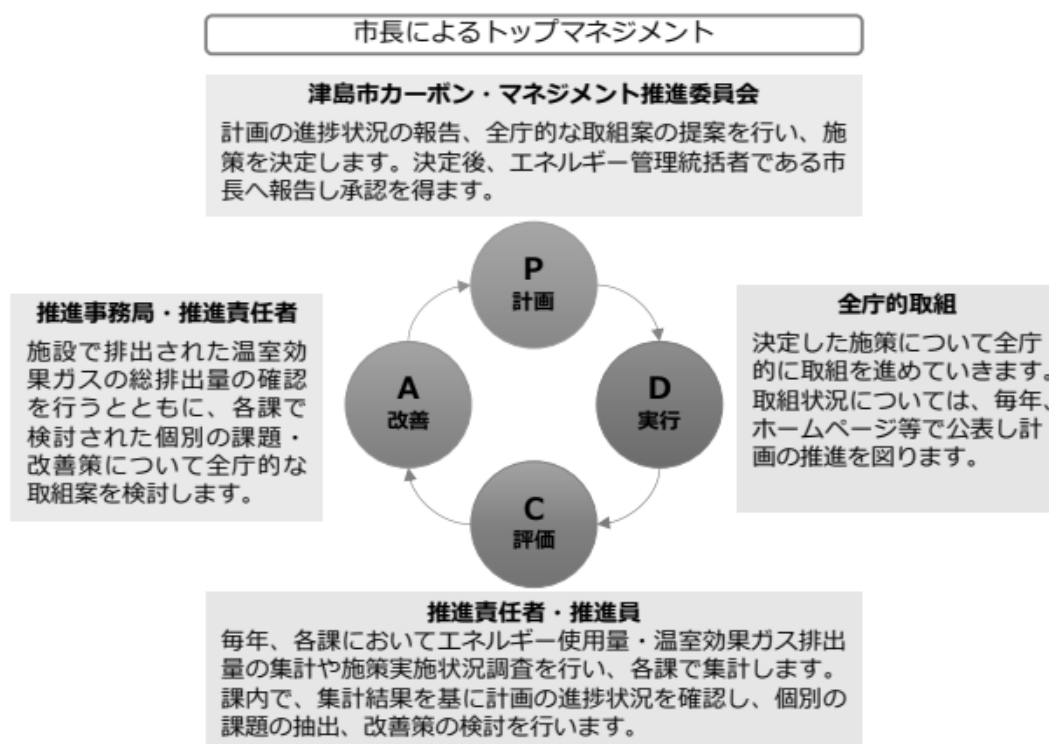
なお、計画の推進の状況は、津島市環境基本計画の進捗状況と併せて、津島市環境基本計画推進委員会に報告し、意見を聞くことができるものとします。



5.2 PDCAによる進行管理

カーボン・マネジメント体制の各主体（エネルギー管理統括者、推進委員会、推進事務局、推進責任者、推進員）は、PDCA サイクルに基づきそれぞれの役割を遂行し、全庁的な取組を円滑に進めていきます。

なお、PDCA サイクルの「C:評価」では、1 年間に 2 回程度、津島市カーボン・マネジメント推進委員会を開催し、各課・施設等の温室効果ガス排出量を確認し、削減の進捗状況に応じて、取組の見直し等を行い、実効性のある取組とします。



5.3 各主体との連携・協働による区域への展開

推進責任者は、施設を所管する指定管理者や施設利用者に対して、市が行う脱炭素の取組を始めとする環境活動への協力要請を行うものとします。また、推進事務局は、津島市カーボン・マネジメントシステムによる取組の状況について、情報公開に努め、区域での情報の共有を図り、地域全体としてのカーボン・マネジメント体制の構築を推進します。

津島市気候変動適応計画

1 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

この計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として、市の区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策とその推進について定めるものとします。

気候変動適応は、気候変動（地球温暖化その他の気候の変動）に起因して、気候変動影響（人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響）に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることとされています。

1.2 計画の期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 地域の特徴

2.1 地域の基礎情報

自然、社会及び環境に関する地域の環境特性は、第3次津島市環境基本計画によります。

2.2 これまで及び将来の気候の変化

これまでに観測されている気候の変化と20世紀末（1980～1999年）から21世紀末（2076～2095年）の間に起きると予測される気候の変化について、「気象庁／気象観測データの長期変化の傾向」及び「気象庁／東海地方のこれからの気候の変化」に基づき整理します。

なお、これからの気候の変化については、21世紀末（2081～2100年の平均）の世界平均気温が工業化以前と比べて上昇する温度を設定し、追加的な緩和策をとらなかった世界に相当するものとしてシミュレーションした次の2つの結果を参照しています。

○4℃上昇シナリオ（RCP8.5）

○2℃上昇シナリオ（RCP2.6）

2.2.1 年平均気温（観測値は名古屋、予測値は愛知県平均）

年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には、100年当たり2.3℃の割合で上昇しています。

21世紀末の年平均気温は、20世紀末と比べて、2℃上昇シナリオ（RCP2.6）で約1.4℃、4℃上昇シナリオ（RCP8.5）で約4.3℃の上昇が予測されています。季節ごとにみると、冬の気温上昇が最も大きくなると予測されています。

2.2.2 高温／低温（愛知県平均）

年間の猛暑日、熱帯夜、冬日の観測日数について、20 世紀末観測値と地球温暖化が進んだ場合の 21 世紀末の予測値を比較したところ、猛暑日・熱帯夜ともに増加する一方で、冬日については、大幅に減少することが予測されています。

項目	20 世紀末観測値	2℃上昇シナリオ (RCP2.6)	4℃上昇シナリオ (RCP8.5)
年間猛暑日日数	4 日	10 日（6 日増）	33 日（29 日増）
年間熱帯夜日数	8 日	22 日（14 日増）	65 日（57 日増）
年間冬日日数	48 日	32 日（16 日減）	14 日（34 日減）

2.2.3 降雨（東海地方）

短時間強雨の頻度や大雨の強度の増加の最大の要因は、気温の上昇により大気中に含まれる水蒸気が増加することと考えられており、地球温暖化の進行に伴って、降雨が極端になることを意味しています。

項目	4℃上昇シナリオ（RCP8.5）
年降水量	約 189 ミリ減少
短時間強雨の発生回数	約 2.3 倍に増加
年最大日降水量	約 19 ミリ増加
無降水日の年間日数	約 11 日増加

2.2.4 台風（全国）

台風強度について、観測値では、長期変化傾向は十分に評価されていませんが、将来は、台風の強度が強まり、台風に伴う降水量も増加すると予測されています。

3 適応に関する基本的な考え方

3.1 適応が必要となる気候変動影響

気候変動による影響やその規模は、地域の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なり、迅速な対応や重点的な対応が必要となる分野も、地域によって異なります。

今後重点的に取り組むべき分野・項目として、国の気候変動影響評価報告書及び愛知県気候変動適応計画で重大性・緊急性・確信度が高いと評価されている項目のうち、津島市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じ、又は将来生ずると予測されているもの及び津島市の地域特性を踏まえて重要と考えられるものを選定しました。

3.2 適応の推進方針

第 3 次津島市環境基本計画の基本方針 1-3（気候変動影響に対する適応策の促進）に示す推進方針によるものとします。

4 これまで及び将来の気候変動影響と適応策の方向性

気候変動影響の及ぶ分野ごとに、これまでに生じている気候変動の影響及び将来予測される気候変動の影響を整理しています。それぞれ適応策の方向性は、次の表のとおりとします。

■本市で対策を進めるべき分野の影響と適応策の方向性

分類			評価			これまでに生じている影響	将来予測される影響	適応策の方向性
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度			
農業・林業・水産業	農業	水稲	○	○	○	高温による品質低下(白未熟粒の発生等)や高温年での収量の減少、一部の害虫・病害の増加といった影響が確認されている。	気温上昇や降雨パターンの変化による品質低下や収量の減少、害虫・病害の増加、適地の変化といった影響が予測されている。	栽培技術の向上や品種選択を適切に行い、気候変動影響を回避するとともに、気候変動に適応した農業の手法を探る。
		野菜等	◇	○	△	高温による生育障害や生理障害、発芽不良、品質の低下といった影響が確認されている。	栽培時期の調整や品種選択を適正に行うことで、影響を回避できる可能性はあるものの、更なる気候変動が、野菜の計画的な生産・出荷を困難にする可能性がある。	栽培技術の向上や品種選択、病害虫の適期防除を適切に行い、気候変動影響を回避するとともに、気候変動に適した農作物の栽培を検討する。
		病害虫・雑草	○	○	○	高温による一部の病害虫の発生増加や分布域が拡大しており、気温上昇の影響が指摘されている。	病害虫の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害が拡大する可能性が指摘されている。	栽培技術の向上や品種選択、病害虫の適期防除を適切に行い、気候変動影響を回避するとともに、気候変動に適した農作物の栽培を検討する。
		農業生産基盤	○	○	○	降雨パターンの変化により短時間の極端な大雨による農地の湛水被害や高温による用水管理の変化に伴う水資源の利用に影響が見られる。	極端現象(多雨・渇水)の増大等により、農地の湛水被害のリスクの増加や用水管理の変更等に伴う水資源の不足等の影響が予想されている。	降雨パターンの変化を踏まえた排水機場や排水路等の適正な管理・整備を行うとともに、営農状況に応じて必要な水資源を確保する。
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	気温の上昇に伴う河川水温の上昇は、市の区域で明確に確認できるデータはないが、全国的には、水温の上昇傾向が確認され、水温の上昇に伴う水質の変化が指摘されている。	気温の上昇に伴う水温の上昇によるDOの低下、DOの消費を伴った微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、植物プランクトンの増加による異臭味の増加等が予測されている。	継続的に河川の水質調査によるデータを収集し、状況の変化をモニタリングする。
		水供給(地下水)	○	△	△	県内では、降雨パターンの変化により短時間の極端な大雨が発生する一方で、年間の降雨の日数が減少しており、取水が制限される渇水が生じている。	渇水が頻発化、長期化、深刻化し、更なる渇水被害が発生することが懸念されている。渇水に伴い地下水利用が増加した場合は、地盤沈下が進行する可能性がある。	飲用、生活用、農業用等の安定的な水供給を図るとともに、引き続き地盤沈下の状況をモニタリングする。
	水資源	水需要	◇	△	△	高温障害への対応として、田植え時期や用水時期の変更、掛け流し灌漑の実施等に伴う水使用量の増加が報告されている。	気温の上昇による飲料水等の需要増加の可能性があると同時に、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、更なる渇水被害が発生することが懸念されている。渇水に伴い地下水利用が増加した場合は、地盤沈下が進行する可能性がある。	飲用、生活用、農業用等の安定的な水供給を図るとともに、引き続き地盤沈下の状況をモニタリングする。

分類			評価			これまでに生じている影響	将来予測される影響	適応策の方向性
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度			
自然生態系	その他	生物季節	◇	○	○	植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まり等、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されている。市を代表する樹木である「藤」の開花に合わせたイベントを毎年実施しているが、開花時期の早期化が見られる。	生物季節の変動について、ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化等、様々な影響が予測されている。個々の種が受ける影響に止まらず、種間の様々な相互作用への影響が予測されている。	市の樹木である藤の開花時期を見越してイベントの開催時期を設定する。
		分布・個体群の変動	○	○	○	昆虫や鳥類において、分布の北限や越冬地等が高緯度に広がる等、気候変動による気温の上昇の影響と考えれば説明が可能な分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されている。	種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化が種の絶滅や集団の生息域の混雑の可能性、外来種の分布拡大や定着が予測されている。	地域の生きものの生息・生育状況の情報を収集し、生態系の状況把握に努めるとともに、外来種の防除に取り組む。
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○	極端な降雨の発生頻度や強度は、経年的に増加傾向にあり、全国で甚大な水害が発生している。	今後更にこれらの影響が増大することが予測されており、施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨等の自然現象）により、水害の頻度や極めて大規模な水害の発生が懸念される。	降雨パターンの変化を踏まえた排水機場や排水路等の適正な管理・整備を行うとともに、水災害における被害の軽減のため、総合的な対策を実施する。
		内水	○	○	○	極端な降雨の発生頻度や強度は、経年的に増加傾向にあり、全国で甚大な水害が発生している。市の区域でも短時間の大雨による内水氾濫が発生している。	今後更にこれらの影響が増大することが予測されており、施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨等の自然現象）により、水害の頻度や極めて大規模な水害の発生が懸念される。	降雨パターンの変化を踏まえた排水機場や排水路等の適正な管理・整備を行うとともに、水災害における被害の軽減のため、総合的な対策を実施する。
健康	暑熱	熱中症	○	○	○	市における熱中症による救急搬送人員は、2011年と比べて1.9倍に増加しているほか、熱中症による医療機関受診者数、熱中症死者数の全国的な増加傾向が確認されている。高齢者の住宅での発症や若年層の屋外活動の発症が報告されている。	屋外労働可能な時間の短縮、屋外労働に対し安全ではない日数の増加、屋外での激しい運動に厳重警戒が必要となる日数の増加が予測されている。	熱中症の注意喚起や熱中症予防の普及啓発を行うとともに、あらゆる場面での屋内・屋外での熱中症リスクの低減を促進する。
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	デング熱を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が東北部まで拡大していることが確認されている。ダニ等に媒介される感染症についても全国的な報告件数の増加や発生地域の拡大が確認されている。	気温の上昇や降雨の時空間分布の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、節足動物媒介感染症のリスクを増加させる可能性がある。	感染症を媒介する節足動物の生息域や感染症の発生地域の情報を注視し、必要に応じて原因となる蚊の駆除等を行う。
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録した報告が見られる。強い台風等によりエネルギー供給インフラが被害を受けエネルギーの供給が停止した報告が見られる。	極端現象（大雨、猛暑日等）の頻度や強度の増加のリスクに備え、引き続き、気候変動による影響を注視する必要がある。	自然災害時にも電気、ガス等の設備を利用可能とするために被害対策を行うとともに、自立的な電源の確保にも資する再生可能エネルギーの利用を促進する。

評価基準

【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる —：現状では評価できない

【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い —：現状では評価できない

【確信度】○：高い △：中程度 □：低い —：現状では評価できない

5 適応策の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共通とします。

生物多様性つしま戦略

1 戦略の基本的事項

1.1 戦略の位置付け

この戦略は、生物多様性基本法第13条第1項の規定に基づく生物多様性地域戦略として、市の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する具体的な行動の指針を定めるものとします。

戦略の推進に当たっては、あいち生物多様性地域戦略2030に配慮するとともに、上位計画である津島市総合計画を踏まえつつ、市の各種関係計画等との整合・連携を図るものとします。

1.2 対象とする区域

市の区域の全域を対象とします。なお、生物多様性の保全に向けて、必要に応じて流域の広がりや自然環境の連続性等を考慮し、市の区域に隣接する地域等との連携を図るものとします。

1.3 計画の期間

2026（令和8）年度から2036（令和18）年度までの10年間とします。

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 生物多様性等に関する現状と課題認識

2.1 生物多様性・自然資本に関する認識

2.1.1 市の区域の生態系の現状と課題

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針2-1（多様な生きものが生息・生育できる環境の保全）によるものとします。

2.1.2 生態系の喪失状況

地域における生態系の区分ごとの規模の状況は、次のとおりです。

区分	長期トレンド	直近の状況
農地生態系	減少	農地の減少、農地の大規模転用・市街化調整区域の宅地化の進行
陸水生態系	減少	護岸整備に伴う水辺の喪失
都市生態系	維持	生産緑地の経年減少、都市公園の整備

2.1.3 生態系の質の劣化状況

地域における生態系の区分ごとの質の変化の状況は、次のとおりです。

区分	長期トレンド	直近の状況
農地生態系	農地の減少	連続した水田の減少
陸水生態系	河川水質の改善	河川水質は横ばい
都市生態系	まちなかの緑地の減少	社寺林・屋敷林がまちなかに点在、野生生物の増加

2.1.4 生態系ネットワークの状況

生きものの生息・生育空間は、市街地を取り囲むように広がる農地の緑や水、都市公園や小公園、社寺林・屋敷林、生産緑地等のまちなかのまとまった緑や水に形成されています。公共施設・民有施設の樹木等のまちなかに点在する緑地、幹線道路の街路樹、縦横に流れる河川・水路の水と緑によって生息・生育空間を接続することによって、地域での生態系ネットワークが形成されています。

また、流域や自然環境の連続性等により地域的な広がりを持った区域を対象範囲とする尾張西部生態系ネットワークに参加し、地域で活動する多様な団体との連携により、広域的な生態系ネットワークの形成を推進しています。

2.2 生物多様性・自然資本・生態系サービスに関する認識

2.2.1 地域の生態系の特徴

本市は、平野にひろがる畑や水田、自然堤防上に残る樹林を特徴とする平野生態系に属しています。

市街地の周辺に広がる水田等の農地は、平野部における貴重な水辺ネットワークを形成しており、大都市近郊に位置しながら豊かな生態系が残されています。一方で、大都市近郊であることから、都市化が進みやすく、残された樹林や水田の連続性が失われるといったリスクを抱えています。

生態系区分	主な特徴と自然資本	強み（ポテンシャル）	弱み（課題）
平野生態系	平野部の畑、水田、ハス田、自然堤防上の樹林	大規模な水田やハス田は渡り鳥や水生生物の貴重な生息・繁殖地	都市化による生息地の分断、外来種の侵入、農業形態の変化による湿地環境の喪失

出典：あいち生物多様性戦略 2030

2.2.2 生態系サービスに関する特徴や課題認識

区分	説明	本市の特徴と課題
供給サービス	農産物、燃料等が直接的にもたらされること。	・木曽川等の地域の水系が安定した農業用水を供給し、米生産が盛んである。 ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加する懸念がある。
調整サービス	きれいな空気や水、暮らしやすい気候が保たれたり、災害の被害が抑えられたりすること。	・水田の洪水調整や緑地・水路が気温上昇の抑制機能を有している。 ・土地利用転換による農地の減少（不浸透域の増加）が地域の防災・減災機能や気候調整力を低下させる懸念がある。
文化的サービス	自然との関わりの中での芸術や祭りの発展、自然とのふれあいで心身が癒されること。	・自然環境を基盤とする尾張津島天王祭、天王川公園、もろこ寿司等の水郷地帯特有の祭礼文化や食文化が継承されている。 ・水田等の減少により、身近な自然とふれあえる場が減少し、伝統的な知恵や文化の継承が難しくなる懸念がある。
基盤サービス	生きものが生きる土壌、水、空気等を作り出し、それらを循環させること。	・水田や河川、自然堤防上の樹林が、渡り鳥や水生生物の繁殖を支えている。 ・土地利用転換により市街化が進み、生きものの移動経路が遮断され、生物多様性の損失の懸念がある。

2.2.3 地域の有する資本から見た特徴とポテンシャル

区分	特徴	ポテンシャル
海拔ゼロメートル以下の低地生態系	木曽三川の堆積物によって形成された三角州平野であり、地域のほとんどが海拔ゼロメートル以下の低地で、地形的に湿地性が高く、多様な湿地性生物が息づく環境を構成している。	水田等の農地を維持することで、生きものの生息・生育空間を確保するとともに、グリーンインフラとして一時的な雨水貯留機能を有し、低地特有の浸水リスクを軽減する防災拠点となり得る。
網目状の水路・河川ネットワーク	日光川、目比川、善太川等の河川や無数の用水路が網目状に広がり、生きものの通り道（エコロジカル・ネットワーク）として機能している。	農地と水路を併せて保全することで、魚類や両生類が農地と河川を自由に行き来できる連続性の高い生態系を構築することができる。
水田等水辺環境に依存する生きものの生息・生育空間	市域に広がる農地は、多くの動植物にとって重要な生息・生育空間となっている。	サギ等の水辺環境に依存する野鳥が飛来する豊かな農地であることを生かした農産物のブランディング等によって、付加価値を高めることが考えられる。

3 戦略の目指す姿と基本戦略

3.1 将来像

第3次津島市環境基本計画の基本目標2で示すまちの将来像によるものとします。

3.2 基本戦略

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる基本方針によるものとします。

基本方針 2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全

基本方針 2-2 人と自然との共生の推進

基本方針 4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上

基本方針 4-2 暮らしの安全・安心の確保

基本方針 5-1 地域で行動する人材の育成

基本方針 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

3.3 基本戦略に対する目標・指標

次のとおり数値目標を設定するとともに、施策に対する指標は、第3次津島市環境基本計画で示す基本目標2に係る計画進捗管理指標によるものとします。

項目	基準値	目標値
自然的土地利用面積	1,024ha（2021年度）	1,024ha
特定外来生物新規定着数	—（2024年度）	0種
生物多様性の言葉の認知度	28.1%（2024年度）	50.0%

4 空間計画と施策の展開

4.1 空間計画

本市の地形は、木曽川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野であり、市域のほとんどが海拔ゼロメートル以下の低地であるという特徴がある。この独自の地勢を背景とした生態系ごとの空間計画は、次のとおりとします。

生態系の種類	主な機能と特徴	空間計画の方向性
水域生態系（河川・水路網）	・日光川等の河川と水路を軸に、水辺環境に依存する水生生物や野鳥等の動植物の生息・生育空間及び移動経路（コリドー）としての機能を持つ。	・施策 2-1-3 緑地・水辺の保全 ・施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成 ・施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上 ・施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実

生態系の種類	主な機能と特徴	空間計画の方向性
農地生態系（水田等）	・農地環境に依存する様々な野鳥等の動植物の生息・生育空間であるとともに、市民が身近に自然とふれあえる場としての機能を持つ。	・施策 2-1-2 農地環境の保全 ・施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実 ・施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実
公園・緑地生態系（都市の緑）	・天王川公園を中心とした、人の活動と自然が調和する空間で、四季折々の情緒を提供し、文化的・教育的なサービス機能を持つ。	・施策 2-1-3 緑地・水辺の保全 ・施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実 ・施策 4-1-1 公共空間における緑地の推進 ・施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上

4.2 施策

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

- 施策 2-1-1 地域の生態系の維持・回復
- 施策 2-1-2 農地環境の保全
- 施策 2-1-3 緑地・水辺の保全
- 施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成
- 施策 4-1-1 公共空間における緑化の推進
- 施策 4-1-2 地域における緑化の推進
- 施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上
- 施策 4-2-1 健全な水循環の維持・回復
- 施策 4-2-3 地域資源を活用した防災・減災機能の充実
- 施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進
- 施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進
- 施策 5-2-1 環境に関する情報の充実
- 施策 5-2-2 環境保全活動の推進
- 施策 5-2-3 パートナリシップによる施策の推進

5 戦略の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共通とします。

資料6 用語集

あ行

■アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める道路、公園等の公共施設の美化・清掃活動のことです。

■インフラ（インフラストラクチャー）

道路、上・下水道、公園、公共交通機関等の社会基盤のことを指します。

■エコモビリティライフ（エコモビ）

環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげた言葉で、自家用車と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩等を中心として使い分けて、環境負荷の少ない移動手段を利用するライフスタイルのことです。

■エネルギー管理（エネルギーマネジメント）

エネルギーの使用状況に関連するデータを収集分析し、エネルギー利用の最適化、効率的な利用を促進することで、エネルギー使用量の削減を図るために行われる一連の活動を指します。家庭（HEMS：ヘムス）やビル（BEMS：ベムス）、工場（FEMS：フェムス）等で使用するエネルギーを「見える化」し、電気を使用する設備や機器を最適に制御する管理システムの活用等が含まれます。

■オープンスペース

公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分等の建築物に覆われていない空間をいいます。

■温室効果ガス

太陽からの日射を透過する一方で、太陽からの日射を吸収した地表面が上向きに放出する赤外線を吸収し、再放出することで地表面に戻す働きを持つ気体のことです。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等があります。

か行

■カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量から、森林等による二酸化炭素の吸収量を差し引いて、実質的な排出量をゼロにすることをいいます。「国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の「IPCC1.5度特別報告書」によると、産業革命以降の温度上昇を1.5度以内におさえるという努力目標（1.5度努力目標）を達成するためには、2050年近辺までのカーボンニュートラルが必要という報告がなされており、「2050年のカーボンニュートラル実現」を目指す動きが国際的に広まっています。

■合併処理浄化槽・単独処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿と風呂・台所・洗濯等の生活雑排水をすべてまとめて、微生物の力で綺麗にしてから河川等に放流する設備です。これに対し、し尿のみを処理するものを単独処理浄化槽といい、合併処理浄化槽よりも環境負荷が大きいとされています。

■環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

■環境保全型農業

土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を少なくして持続可能な生産を目指す農業をいいます。

■緩和策と適応策

「緩和策」は省エネルギーや再生可能エネルギーの利用等で温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化の進行を抑えること、「適応策」は熱中症対策や水害対策等、既に起き、又は今後起こると予測される気候変動の影響に備え、被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会経済の発展又は自然環境の保全を

図ることを指します。地球温暖化対策には、緩和策と適応策の2つを同時に進行することが重要とされています。

■気候変動

比較可能な期間において観測される気候に変化が生ずることをいいます。気候変動は、太陽活動や火山の噴火等の自然要因によっても起こりますが、近年の急激な地球温暖化のような気候変動は、人の活動を直接又は間接の要因とした大気組成の変化によって生じているとされています。

■気候変動影響

気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいいます。

■グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）

社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観の形成、気温上昇の抑制、雨水の貯留・浸透等）を活用したものをいいます。

■グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいいます。

■建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）

建築物における省エネルギー対策の抜本的強化を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等が措置されました。2025年4月以降に新築・増改築される全ての建築物に省エネルギー基準適合が義務化されています。

■コンパクト・プラス・ネットワーク

医療・福祉施設、商業施設、公共施設等の都市機能と居住機能を一定の範囲に集約（コンパクト）して生活利便やサービスの効率化を図るとともに、拠点間や拠点とその他の地域等を公共交通等でつなぐ（ネットワーク）都市構造のことです。環境面では、自動車依存の低減による二酸化炭素排出削減、無秩序な市街地拡散（スプロール現象）の防止、エネルギー効率の向上を通じて、脱炭素社会の実現に寄与するとされています。

さ行

■サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型ではなく、製品の設計段階から廃棄が出ない仕組みを組み入れ、資源を循環させ続けることで、環境負荷低減と経済成長を両立させる経済システムのことです。

■30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標です。国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、里地里山や企業緑地等の生物多様性保全に資する場所（OECM）の認定・管理を推進しています。

■災害時協力井戸

災害等により水の確保が困難となった場合に、洗濯やトイレに使用する生活用水の地域住民への提供に協力する井戸のことです。

■サステナブル経営

環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の3つの観点を企業経営の中核に据え、長期的に持続する企業価値を目指す手法です。短期利益だけでなく、社会課題の解決と経済成長を両立させる戦略的経営のことをいいます。

■再生可能エネルギー電気

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、自然界で枯渇せず繰り返し利用可能な資源から作られる電気のことです。発電時に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策に有効なエネルギーです。

■シェアリング・サービス（シェアリング・エコノミー）

インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産（場所・モノ・スキル等）をシェア（売買・貸し借り等）し、所有せずに必要とときに利用する経済の仕組みで、遊休資産等の資源を効率的に活用することを目指すものです。

■次世代自動車

次世代自動車とは、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れている等の環境負荷の小さい自動車のことです。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等があります。

■集約型まちづくり

コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいて都市機能と居住の立地誘導を図るまちづくりをいいます。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みを見直し、①製品がゴミになることを抑え、②ゴミとなったものは資源としてできる限り再利用（リサイクル）し、③どうしても再利用できないものだけを適正に処分することによって、地球の天然資源の消費を減らし、環境への影響をできる限り少なくすることを目指す社会をいいます。

■食品ロス（フードロス）

本来はまだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。家庭での作りすぎや食べ残し、スーパーや飲食店等での売れ残り、生産段階での規格外

品等が廃棄されることによって、環境負荷の増大や資源の無駄遣いにつながります。

■生産緑地

都市部の良好な生活環境の確保に効用のある農地を計画的に保全することを目的に、生産緑地法に基づき指定される市街化区域内の農地のことをいいます。

■生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりをいいます。

■生態系サービス

食料や水の供給、気候の安定、水質の浄化、災害の緩和等、生物多様性を基盤とする生態系から人類が受けている恩恵のことをいいます。

■生態系ネットワーク

生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のことをいいます。

■生物多様性

生物の間に見られる違い（変異性）を前提に、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息・生育空間の中で繁殖を続けている状態のことを指します。多様性の保全は、様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、様々な生物種が存在する＝種の多様性、種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性という3つの階層で推進する必要があるとされています。

た行

■地域循環共生圏

地域循環共生圏は、第五次環境基本計画で位置付けられた概念であり、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）

を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方のことです。

■地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいいます。

■デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度温室効果ガス削減目標の実現に向けた行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動の愛称で、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、暮らしが良くなり、脱炭素に貢献する行動をデコ活アクションといいます。

■低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間にわたり利用されていない土地のことをいいます。

■特定外来生物

外来生物（移入種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもののうち指定を受けたものをいいます。生きているものに限られ、個体だけでなく、卵・種子・器官等を含みます。特定外来生物の取扱いには、輸入、放出、飼養、譲渡し等の禁止といった厳しい規制が設けられています。

■都市機能

医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業等の都市の生活を支える機能のことをいいます。

■都市・生活型公害

公害は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人々の健康又は生活環境に被害が生ずることをいいます。都市・生活型公害は、産業型公害と異なり、住民自体が加害者・被害者の両方になるおそれのある構造で、都市化や生活様式の変化に伴い、日常生活や自動車交通から生じる騒音、大気汚染、生活排水による水質汚濁等があります。

■都市農地

市街化区域内の生産緑地地区の区域内の農地を指します。都市生活と隣り合った農業生産の場として、都市と調和しつつ存在するものとされています。

な行

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失の流れを止め、反転させることをいいます。その実現には、行政だけでなく、企業や個人を含む社会全体で、経済から社会政治、技術等のあらゆる場面における横断的な社会変革が必要とされています。

は行

■パートナーシップ（協働）

行政、市民、事業者、活動団体等が対等な立場で協力し合う関係性をいいます。環境問題は、行政のみでは解決できないため、各主体が役割を分担し、行政、市民、事業者、特定非営利活動法人、教育機関等の利害関係者が、知識や知見、技術及び資金等を動員し、対話を通じて連携して取り組む「協働」がその推進エンジンとして重視されます。

■フードドライブ

家庭や事業所で余っている未開封の食品をスーパー、自治体、学校、職場等に持ち寄り、地域の福祉施設やフードバンクを通じて、食の支援を必要と

する人に届ける活動のことで、食品ロス（フードロス）の削減にも寄与する取組です。

ま行

■水循環

水が蒸発、降下、流下又は浸透しながら海へと至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいいます。健全な水循環は、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態をいいます。

ら行

■レジリエンス（強靱化）

災害等の困難からの回復力や強靱さを指す概念です。特に「エネルギーレジリエンス」といった場合には、災害等の緊急事態が発生しても、社会へのエネルギー供給を維持し、万一停止しても迅速に復旧できるしなやかな強さのことをいいます。

英字

■ESD (Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育と訳され、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことをいいます。環境学習やパートナーシップを通じた人材育成の根幹を成す考え方となっています。

■SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標と訳され、2016年から2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国連で

採択された国際目標です。目指すべき姿を示す17のゴールと具体的な取組となる169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念をもとに、全ての国及びすべてのステークホルダーによるパートナーシップの下で実行すると宣言されています。

■ZEH / ZEB（ゼッチ / ゼブ）

住宅（ZEH：Net Zero Energy House）やビル（ZEB：Net Zero Energy Building）等の建築物において、断熱性の向上や効率的な設備で消費エネルギーを減らしつつ、太陽光発電等でエネルギーをつくることで、年間のエネルギー収支を実質ゼロにする建築物をいいます。

第3次津島市環境基本計画

2026（令和8）年3月策定

津島市 市民生活部生活環境課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

TEL 067-55-9368（ダイヤルイン） FAX 0567-24-1791

<https://www.city.tsushima.lg.jp>